府　中　の　環　境

－平成２６年度報告書－

平成２７年９月

府　中　市

表紙及び、次のイラストは平成 27年度環境啓発標語・ポスターコンクールの各部門の最優秀賞受賞作品をポスターにしたものです。最優秀賞受賞者はそれぞれ次のとおりです。

〇地球温暖化防止部門（表紙に掲載）

標語

府中第三中学校　１年　岩佐　輝

ポスター原画

府中第三中学校　３年　穴井　彩花

〇まち美化部門

標語

南町小学校　５年　中村　心咲

ポスター原画

住吉小学校　２年　末田　千智

〇緑化推進部門

標語

南町小学校　２年　仲二見　美喜

ポスター原画

本宿小学校　６年　杉田　京

（敬称略）

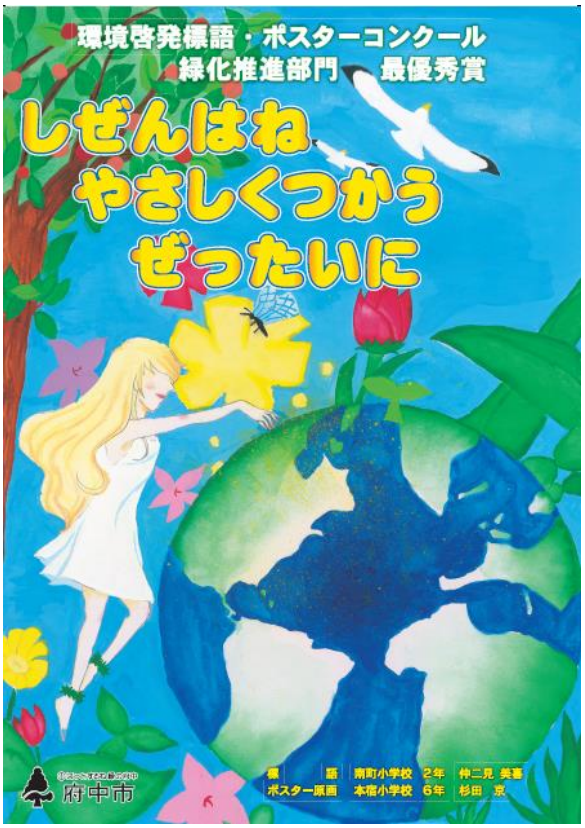

目　　次

Ⅰ　環境基本計画の推進
　1　環境基本計画の概要　・・・・　1
　2　環境基本計画の重点プロジェクト　・・・・　6
　3　計画の推進体制・進行管理　・・・・　7
　4　府中市環境行動指針　・・・・　9
　5　府中市地球温暖化対策地域推進計画　・・・・　10
Ⅱ　公害問題の現状と対策
　1　大気汚染　・・・・　12
　2　土壌・地下水汚染　・・・・　20
　3　水質汚濁・地盤沈下　・・・・　29
　4　騒音・振動　・・・・　36
　5　悪臭　・・・・　52
　6　放射能　・・・・　53
　7　その他の公害　・・・・　59
Ⅲ　ごみ減量・3Rの推進
　1　廃棄物の種類　・・・・　62
　2　ごみの現状　・・・・　63
　3　3R推進事業の現状　・・・・　65
　4　ごみ収集実績　・・・・　67
Ⅳ　環境整備
　1　まちの美化推進　・・・・　70
　2　環境衛生対策　・・・・　73
　3　猫去勢不妊手術費補助　・・・・　75
Ⅴ　緑のまちづくり・自然環境保全の推進
　1　緑のまちづくり　・・・・　76
　2　自然環境保全の推進　・・・・　77
Ⅵ　環境を考える
　1　環境学習・環境啓発　・・・・　89
　2　環境保全活動センター　・・・・104
　3　地球温暖化対策　・・・・105
Ⅶ　工場・指定作業場の設置状況　・・・・112
Ⅷ　製品安全3法　・・・・114
　　府中市の環境の歴史　・・・・115

Ⅰ　環境基本計画の推進

１ 環境基本計画の概要

（1） 計画策定の背景

平成5年に国の「環境基本法」が定められて以来、「環境基本計画」の策定や各種関連法の制定、計画の策定など、環境に対する様々な取組が進められてきました。

市では、平成11年に「府中市環境基本条例」を策定し、条例に示す基本理念の実現のため、平成15年2月に「府中市環境基本計画」を策定し、平成16年2月には、市民・事業者・行政の日常生活及び事業活動における環境保全活動を促進するため、「府中市環境行動指針」を策定しました。

その後、平成21年8月に「府中市緑の基本計画2009」、平成22年1月に「府中市都市計画に関する基本的な方針（府中市都市計画マスタープラン）」、平成23年3月に「府中市地球温暖化対策地域推進計画」等を策定・改定しました。

このようななか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が未曾有の被害をもたらし、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や原子力発電所の運転停止による電力需給の問題など、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は新たな局面を迎えています。

さらに、平成23年12月には、市民等の環境保全活動を支援するため府中市環境保全活動センターを開設し、市民・事業者・行政のパートナーシップの拠点として活動を展開するなど、計画や体制の整備を進めてきました。

一方、生物多様性については、平成22年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、「愛知目標」の合意や「名古屋議定書」の採択など、国における生物多様性の保全への機運が高まりました。

都でも平成24年5月、緑の量を確保する取組に加え、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、今後は緑の量・質ともに配慮した施策が展開されることとなりました。

このようななか、平成26年3月に第1次府中市環境基本計画の計画期間が終了したことから、平成26年度から平成34年度までを計画期間とする第2次府中市環境基本計画を策定し、市のよりよい環境づくりや地球規模の環境問題に貢献し、後世によりよい環境を残すための施策展開を図っています。

府中市環境基本条例に掲げられた基本理念

（基本理念）
第3条　環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
２　環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
３　地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（2） 計画の位置付け

第2次府中市環境基本計画は、「府中市環境基本条例」に基づくものであるとともに、「第6次府中市総合計画」の施策を環境面から具体化し、支えていくものです。

第2次府中市環境基本計画で示す施策の実施に当たっては、他の計画と整合・補完・連携します。また、望ましい環境像の実現には、市民・事業者・行政の連携による環境に配慮した取組が必要なことから、各主体の取組についても示しています。

（3） 対象とする環境の範囲

ア　自然環境（緑や水辺、動植物）

多摩川や崖線など、地域の豊かな自然の保全・創造に関わること。

イ　生活環境（日常の生活活動）

都市型公害や身近な環境汚染に関わること。

ウ　都市・文化環境（生活にやすらぎと潤いを与える快適な空間づくり）

都市づくり、公園や景観、環境美化、まちの歴史や文化などに関わること。

エ　低炭素・循環型社会の構築（地域や国を越えたグローバルな視点での環境への取組）

エネルギー問題や資源循環、地球温暖化など、地球への環境負荷に関わること。

オ　環境パートナーシップ（あらゆる環境の保全・創造の取組に向けた人づくりや実践者の拡大、各主体の連携等）

環境教育・学習や、市民一人ひとりの意識向上、人材教育に関わること。

（4） 計画の期間

第2次府中市環境基本計画の計画期間は、平成26年度から平成34年度までの9年間とします。なお、それ以降の計画は、総合計画の計画期間に合わせます。

計画期間内においても、計画の進捗状況や社会情勢等の変化など必要に応じ、適宜、計画の見直しを行うものとします。

（5） 府中市の環境課題

ア　自然環境に係る課題

近年、都市化が進み、自然とふれあう場が減ったことで、子どもの成長や私たちの心身の健康などへの影響が懸念されています。近年の人間活動による生態系の破壊や生物種の減少、社会構造の変化に伴う里地里山等への働き掛けの縮小、外来種による生態系のかく乱など、豊かな自然が失われつつあります。

今後は、自然環境や生態系の現状を把握し、生き物の生息・生育空間となる緑地や水辺等の保全、絶滅危惧種の保護や外来種の駆除など、地域の特性に応じた生物多様性を保全するとともに、豊かな自然を次世代に残すために、良好な自然環境の保護・回復に取り組む必要があります。

イ　生活環境に係る課題

生活者のマナーやモラルの向上、公共交通機関や自転車・徒歩などへの交通手段の転換、低公害自動車の普及など、誰もが健康で快適に生活できる環境づくりが必要です。

多摩川については、水質改善や雨水の地下浸透対策など水量の確保が必要です。また、工場などの産業型公害は適切な指導、防止対策の推進が必要です。

今後も水質や騒音、大気調査などを継続的に実施し、国等が定める基準値の維持に努めま

す。また、複雑かつ多様化している公害問題について、国、都、近隣市など関係機関と連携し、迅速に対応する必要があります。

さらに、ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染については、測定・調査を充実させ、情報を収集・提供し、使用への注意喚起が必要です。また、東日本大震災の発生に伴い、新たに放射性物質の問題への対応が課題となっています。

ウ　都市・文化環境に係る課題

市には、大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木など、歴史的な景観が残されています。一方で、自動車の騒音や振動、安全面の問題、ごみの散乱などの諸問題が発生し、また、放置自転車や屋外広告物などにより景観が阻害されています。たばこや空き缶などのポイ捨ても改善されていません。

今後は、市の歴史的遺産や文化財を保全・活用し、次世代へ継承するとともに、一人ひとりの意識の向上による、秩序ある文化的なまち並みの保全が必要です。

公園については、水と緑のネットワークの形成を基本とした整備を進め、災害時や地域活動に活用できるように、機能の充実を図り、市民や事業者とともに公園づくりに取り組む必要があります。

エ　低炭素・循環型社会の構築に係る課題

地球温暖化、廃棄物の増加や天然資源の枯渇化、生物多様性の損失など、地球規模の環境問題が生じています。我が国のみならず、世界各国と協力し、問題の解決に取り組む必要があります。そのため、省エネルギー化や自然エネルギーの利用、廃棄物の抑制や製品の再利用・リサイクル、生態系の保護など、持続可能な社会づくりに取り組むことが求められます。しかし、現在も資源・エネルギーの大量消費が一般的であるため、市民や事業者一人ひとりの自発的な行動やライフスタイルの転換、意識改革が急務です。

さらに、東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが求められています。

今後は、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

オ　環境パートナーシップに係る課題

地球温暖化や生態系の破壊など地球環境問題の解決には、市民や民間団体、事業者、教育研究機関、行政などが、地域や国を越えた協働関係を構築することが必要です。また、大気汚染、多摩川の水質汚濁やごみなどについても、広域的な観点から、近隣自治体や関係機関などの連携や解決に向けた共通認識が必要です。

市では、環境啓発イベントや環境学習講座、省エネルギーの推進など、様々な活動を行っていますが、市民や事業者に十分に浸透できていません。今後は、環境情報の収集・提供や環境学習を推進し、自発的な環境保全活動を支援します。また、各主体間の情報交換や連携を促進し、地域の取組や広域的な行政間の連携を推進する必要があります。

市民の環境づくりへの参加については、環境問題に興味を持ち、参加しやすい仕組みや意識啓発につなげる仕掛けを講じる必要があります。ほかに、若年層の地域社会における環境活動への参加を促すための検討が必要です。

さらに、環境に配慮した活動が十分浸透するよう、府中市環境保全活動センターを拠点として、環境保全学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、広めていくことが求められます。

（6） 5つの基本方針

これらの基本方針は、「地球規模で考えて、地域や足元から行動する」という考え方により推進されていきます。

府中市の素晴らしい環境を守り、未来へ残していくために、私たち一人ひとりが率先して考え、行動していきましょう。

ア　基本方針1　水と緑が豊かにあるまちを目指します

水と緑が豊かなまちをつくるためには、生き物の保全や生き物の生息・生育空間となる水辺や緑を守り、育て、多様な生態系の保全に努め、水辺や緑地、公園、農地、街路樹などまちの緑を資源として活用するなど、自然と調和したまちづくりの展開が必要です。

このことから、多摩川や用水路、湧水の保全や水辺とのふれあいの確保などの「水辺の保全と活用」、緑、けやき並木、農地、まちの緑化などの「緑の保全と活用」、生き物の生育空間の確保や生き物の保全などの「生態系の保全」に向けた取組を行っていきます。

イ　基本方針2　安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

安全・安心に健康で暮らせるまちをつくるためには、日常生活や事業活動に伴い発生する公害などを未然に防止し、きれいな空気や水、土、静かで快適な空間の下で生活できるようにする必要があります。

このことから、自動車の排出ガスや工場などの事務所の排出ガスによる大気汚染、悪臭の防止などの「大気環境の保全」、水質や地下水の汚染などの「水環境の保全」、土壌や騒音・振動、地盤沈下などの「土壌の環境保全や他の公害対策」、ダイオキシン類、アスベスト、PCB、放射性物質、光害などの「新たに健康影響が懸念される事象への対応」に向けた取組を行っていきます。

ウ　基本方針3　文化的で快適なまちを目指します

市民が文化的で快適に生活するためには、適切な土地利用の誘導、景観、交通、防災、公園などの都市機能が充実した、歴史や文化にふれあえるまちを築く必要があります。

このことから、道路交通対策、自転車交通対策、歩行者安全対策などの「安全な道路環境づくり」、適切な土地利用の推進、土地利用誘導のための仕組みづくりなどの「適切な土地利用の推進」、魅力ある景観の形成、まちの美化対策などの「景観の保全」、「公園などの整備と活用」、「防災対策」、歴史的環境の保全・整備、文化的環境の保全・整備などの「歴史的・文化的環境の保全」に向けた取組を行っていきます。

エ　基本方針4　低炭素・循環型のまちを目指します

私たちの暮らしは、化石燃料依存型のエネルギーに支えられ、その過程で排出された二酸化炭素等の温室効果ガスにより、地球温暖化が進行しています。これを防止するために、市民・事業者・行政が、足元から行動し、低炭素型・循環型の社会を構築する必要があります。

このことから、市の特性を活かした先進的な取組、公共施設の地球温暖化対策の推進、公共交通機関、自転車等の利用の促進、公用車における地球温暖化対策の推進、学校のエコスクール化などの「エネルギー消費量の削減」、再生可能エネルギーの利用促進、高効率なエネルギーの利用促進などの「地球温暖化対策」が求められます。また、ごみ・リサイクルについて

は、市民や事業者へ3Rを推進させる取組や支援、新たな制度の検討などの「リサイクル・ごみ減量の推進」、府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化の検討、クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル、最終処分量ゼロの継続、中間処理施設等の非常事態時における相互支援、新たな資源化の調査研究などの「ごみの適正処理」に向けた取組を推進していきます。

オ　基本方針5　環境パートナーシップの育つまちを目指します

地域社会において市民・事業者・行政のパートナーシップが構築され、市で生活し、事業活動を行う全ての人が持続可能な社会を実現していくための環境配慮行動を実践していくことが求められます。

また、将来にわたり市の環境を保全していくために、市の次世代の環境を担う子どもたちが、環境について学び、行動していくための社会を構築していくことが重要です。

このことから、学校における環境教育・学習の推進、環境学習の機会の充実、環境学習の指導者の育成などの「地域の環境保全活動の推進」、環境マネジメントシステム等の推進、市民、事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実などの「地球市民としての行動の推進」、「広域連携の推進」、「市民・事業者・行政の連携」に向けた取組を推進していきます。

2 環境基本計画の重点プロジェクト

多種多様な環境問題の解決には、各取組に向けて連携する「横断的な取組」が必要です。

このことから、重要性、緊急性が高く、市の環境の特性を活かすための軸となる施策を「3つの重点プロジェクト」として設定し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる、より強力な取組を展開していくものとします。

（1） 重点プロジェクト1　府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

自然資源を守ることは、府中市らしさを次世代に伝えることはもちろん、生物多様性の保全のためにも欠かせない取組であり、特に重要な課題となります。

今後は、市がこれまで取り組んできた「水と緑のネットワーク」の形成をさらに進め、生物多様性の保全の重要性を視野に入れながら、市の歴史と景観を形成してきた自然環境の保全に向け、一層の取組を実施していきます。

ア　「水と緑のネットワーク」を形成し、府中市の自然や景観を守り育てる

イ　生物多様性の保全に向けた行動を推進し、人と自然が共生したまちをつくる

ウ　府中市のまちを特色づける、歴史的景観を保全する

（2） 重点プロジェクト2　安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

市では、これまで二酸化炭素排出量の削減やごみ減量施策など様々な施策を展開し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組の強化を図ってきました。

そのようななか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、電力受給や放射性物質の拡散の問題などが発生し、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は、新たな局面を迎えました。

今後は、地球温暖化対策やごみ減量対策、さらに低炭素型・循環型社会の構築に有益となる取組を総合的に展開し、他の自治体と連携しながら、さらに取組を強化していきます。

ア　自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努める

イ　市民一人ひとりが、3Rを推進し、ごみの少ないまちをつくる。

（3） 重点プロジェクト3　一人ひとりがともに考え行動する環境パートナーシップの強化

環境問題を解決し、良好な環境をつくるためには、市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組が必要不可欠です。

市では、環境学習の機会、交流、活動の場を提供し、環境保全活動を支援するため、平成23年12月に府中市環境保全活動センターを開設しました。市民や事業者がセンターを活用し、地域のパートナーシップの構築及び市内で活動する全ての人の環境配慮行動が求められます。

また、地域や学校等で、子どもから大人まで環境について学び、考える環境をつくり、多くの市民が環境保全行動への意欲を向上させる仕組みをつくることも重要です。

今後は、地域社会における環境保全活動を促す仕組みを構築し、センターを中心に、多くの市民や事業者等が、ともに考え行動する環境づくりに取り組んでいきます。

ア　環境を学ぶ機会を積極的に創出し、環境問題に対する興味や関心の向上を図る

イ　府中市環境保全活動センターを活用した市民等のパートナーシップを構築する

ウ　学校をエコスクール化するとともに、環境教育・学習を推進する

3 計画の推進体制･進行管理

第2次府中市環境基本計画の確実な推進のため、市民･事業者･行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組むことが必要です。そのため、次のような各主体の役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を推進します。

（1） 推進体制

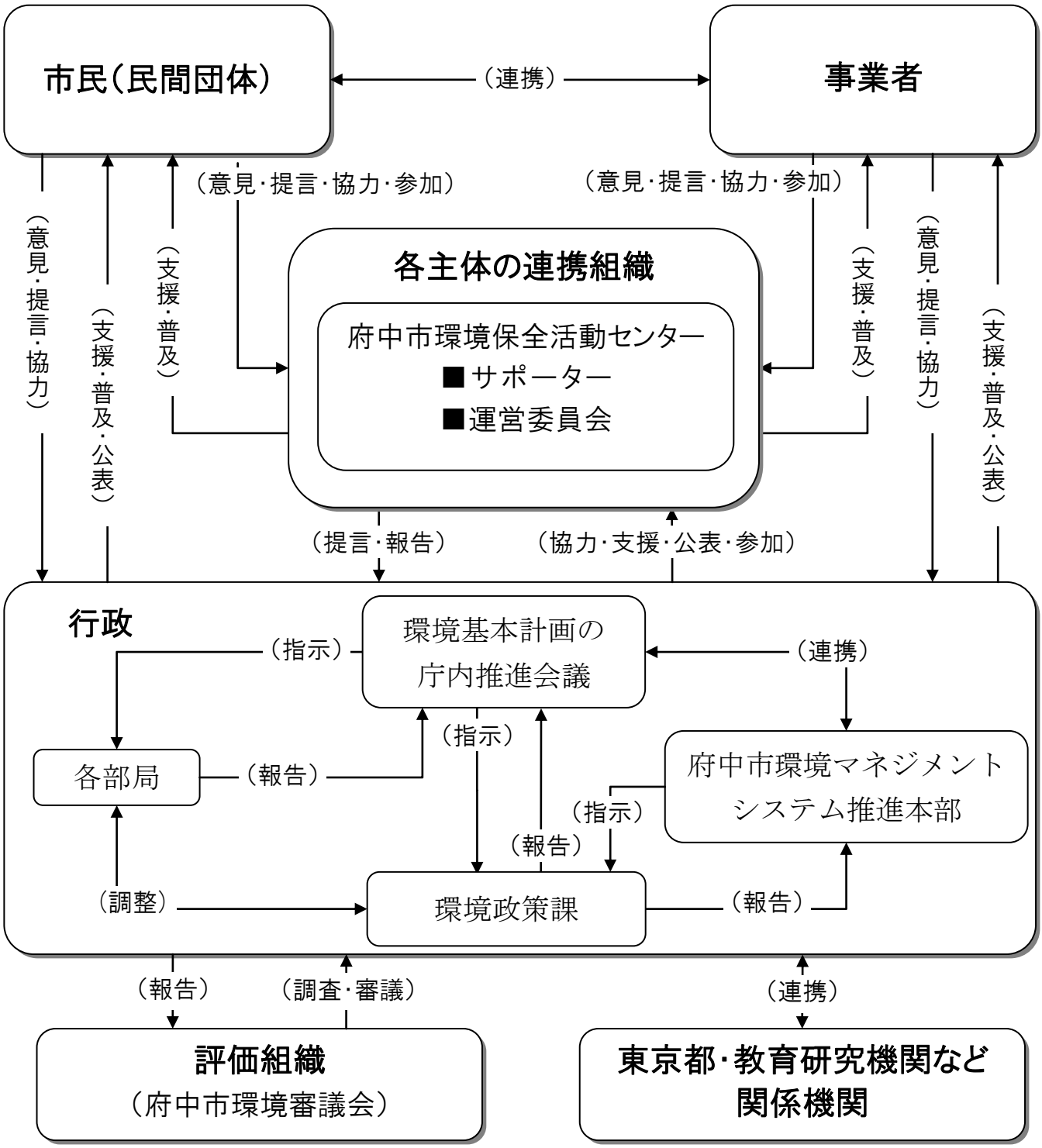

ア　市民（民間団体）の役割

市民の環境保全行動を実践し、毎日の暮らしのなかで環境への負荷の低減に努めます。また、環境基本計画の進捗や目標の達成状況を点検し、意見交換をするほか、提言に努めます。

イ　事業者の役割

事業者の環境保全行動を実践し、事業活動において環境への負荷の低減に努めます。また、環境学習、環境保全行動などに参加・協力し、市民や行政との意見及び情報交換に努めます。

ウ　行政の役割

環境基本計画に基づく施策を推進するため、市民・事業者・行政に対する環境行動指針を策定します。また、職員一人ひとりが事務業務における環境配慮に取り組みます。さらに、環境の現状や環境基本計画の進捗などの情報を提供し、新しい情報の収集と提供に努めます。

エ　各主体の連携組織の役割

市民・事業者・行政などが相互に意見を交換し、基本計画の進捗状況について検討します。また、環境保全行動の場や環境情報の提供などを行い、市民や事業者の環境保全行動を支援します。なお、各主体の進捗状況の確認は、府中市環境保全活動センターを中心として行います。

オ　評価組織の役割

市民・事業者・行政について、環境保全に関わる活動状況や環境基本計画の進捗状況を調査し評価します。なお、評価は、環境審議会を中心として行います。

（2）進行管理体制

市民・事業者・行政が連携し、環境基本計画の進捗を把握し、結果を公表します。また、市民ボランティアによる環境調査、ISO14001などの環境マネジメントシステムにおける環境監査、府中市環境保全活動センター運営委員会の意見交換などを通じて、環境施策の進捗状況を点検し、計画の見直しや改善を行います。

（3）進行管理の手法

「環境施策と各主体の行動」に基づき、第6次府中市総合計画や他の計画を注視し、適宜、考え方や施策との整合を確認しながら、重要性、緊急性が高い「3つの重点プロジェクト」示した「取組」の結果と「指標」の進捗を管理します。

なお、市の環境施策は、重点プロジェクトを「府中市環境行動指針」として再編し、府中市環境マネジメントマニュアルにのっとり、監視・測定します。

4 府中市環境行動指針

（1） 指針策定の経緯

府中市環境基本条例に基づき、府中市環境基本計画の理念を実践し、その目的を達成するため、市・市民・事業者の日常活動及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全の行動を定めた指針が必要となり、平成16年に「府中市環境行動指針」を策定しました。

こうしたなか、第1次府中市環境基本計画の計画期間終了に伴い、第2次府中市環境基本計画を策定したことから、府中市環境行動指針を見直しました。

府中市環境行動指針は、第2次府中市環境基本計画の望ましい環境像「人も自然もいきいきする環境都市・府中」の実現に当たり、市・市民・事業者の日常生活及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全行動を促進するための手引書となるものです。

（2） 指針の概要

府中市環境行動指針は、府中市環境基本条例第8条に基づき策定するものです。

第2次府中市環境基本計画に位置付けられている「重点プロジェクト」で示した各主体の取組内容を踏襲したものであり、特に市民・事業者の環境保全行動を促進するに当たって必要に応じた情報を補完し、「行動マニュアル」として市民や事業者が興味を持ち、読みやすいように再編したものです。

5 府中市地球温暖化対策地域推進計画

（1） 計画の背景と目的・位置づけ等

ア　策定の背景

地球温暖化に起因すると考えられる「集中豪雨の発生など気候変動に伴う異常気象の頻発」、「熱中症などの健康被害の増加」などの影響が現れており、今後、気温の上昇とともに加速する恐れがあります。

このことから、地球環境を良好な状態に維持するためには、地球温暖化をくい止めることが緊急の課題となっています。

イ　計画策定の意義

市では、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取組、温室効果ガス排出量を抑制します。

ウ　計画の目的及び位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市に対し、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）」の策定を義務付けています。

市では、実行計画（区域施策）の策定義務はないものの、地球温暖化対策を確実に遂行していくために、自主的に計画を策定することとしました。

エ　計画の対象

（ア） 計画期間

計画の期間は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までとします。

（イ） 対象とする温室効果ガス

計画の基準年は、次表に示すとおり平成2（1990）年度（HFCs、PFCs　、SF_6は平成7（1995）年度）とします。

対象とする温室効果ガス	基準年度
二酸化炭素（CO_2） メタン（CH_4） 一酸化二窒素（N_2O）	平成2年度 （1990年度）
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs） パーフルオロカーボン類（PFCs） 六ふっ化硫黄（SF_6）	平成7年度 （1995年度）

※基準年とは、温室効果ガスの削減目標を設定する際の基準となる年のことです。

※府中市では、温室効果ガスの97％以上を二酸化炭素が占めます。したがって、削減目標の設定及び対策の検討は、二酸化炭素を対象としています。

（2） 基本方針

ア　府中市で暮らし働く「みんな」で地球温暖化対策に取り組みます。

各自が自身の役割を十分に自覚するとともに、各主体間の協力・支援体制を確立し、より大きな地域力を発揮し、地球温暖化対策に取り組みます。

イ　再生可能エネルギーの導入および省エネ機器等の普及を促進します。

再生可能エネルギーの導入、および省エネ機器等の活用は、持続可能性と快適さを両立するための有効な取組です。

ウ　府中市環境保全活動センターを核とした温暖化対策先進地域を目指します。

「府中市環境保全活動センター」を中心に、地球温暖化に関する「情報の集約・発信」、「環境学習・環境教育の推進」、「市民・事業者の支援」を行い、市民・事業者・行政が連携し、対策を推進します。

（3）　二酸化炭素排出量の削減目標

平成３２（２０２０）年度までに
平成２（１９９０）年度比で**１５％の削減**

（4）　重点プロジェクト

市では、特に次の6つのプロジェクトについて、重点的に取り組みます。

ア　日々の暮らし・働き方に対する普及啓発プロジェクト

（ア）「低炭素の暮らし方・働き方」に関する情報提供
（イ）市民、事業者の取組効果の見える化制度の検討
（ウ）市民、事業者の取組状況を把握するための仕組みの検討

イ　家電・自動車の買い替え時の省エネ配慮推進プロジェクト

（ア）省エネ機器、環境配慮型自動車等に関する情報発信
（イ）販売店の取組支援
（ウ）助成制度等に関する情報発信

ウ　住まい・事業所における低炭素の工夫推進プロジェクト

（ア）自然の涼をとるための工夫に関する情報発信
（イ）太陽光発電等の自然エネルギー機器に関する情報提供
（ウ）住宅、建築物の省エネ基準等の評価基準に関する情報発信
（エ）国、都等の補助制度等に関する情報発信

エ　地球温暖化対策への「市民参加」プロジェクト

（ア）「打ち水」や「ライトダウン」などのイベントの開催・参加
（イ）市内各所の清掃活動への参加
（ウ）市のカーボンオフセット事業への参加・協力
（エ）農地を活用したイベントの開催
（オ）先進企業との連携による企業見学会の開催
（カ）エコハウス設備設置補助金の効果的な運用

オ　「廃棄物削減」プロジェクト

（ア）府中市一般廃棄物処理基本計画に基づく取組の推進（マイバッグ・マイボトルの持参推進、3Rの推進、回収の効率化等）

カ　地球温暖化対策に関する「環境教育推進」プロジェクト

（ア）市民参加型の環境学習プログラムの提供と参加促進
（イ）小中学校を対象とした「エコスクール化」の推進

II 公害問題の現状と対策

1 大気汚染

（1） 大気汚染の現状

大気汚染とは、産業の発展、人口の集中、自動車交通の普及などの結果、通常は大気中に存在しない物質が排出され、人の健康と生活環境に対して望ましくない影響を与える状態のことをいい、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなっています。

工場の煙突などから出るばい煙は、各種規制により大幅に改善されましたが、自動車交通量は増え続けているため、現在は自動車（特にディーゼル車）からの排出ガスが大きな原因となっています。

このような状況を改善するため、国では自動車排ガス規制の前倒しや、自動車NOx・PM法の改正、強化を実施しており、また東京都を含む九都県市では平成15年10月（相模原市は平成22年4月）からディーゼル車排出ガス規制をスタートし、効果をあげています。

市でも、アイドリングストップやエコドライブ、水曜日のノーカーデーを呼びかけるとともに、事業者や関係機関との連携を図りながら、地域の実態に応じた対策を進めています。

人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な大気汚染物質について

用語説明

二酸化硫黄（SO_2）

硫黄酸化物（SO_x）の一種で、硫黄成分を含む物質を燃焼することで発生する刺激性の気体です。
水と反応して亜硫酸（H_2SO_3）に変化するため亜硫酸ガスとも呼ばれ、酸性雨の原因です。
呼吸器官を刺激し、ぜんそく等の疾病の原因になるといわれています。

一酸化炭素（CO）

燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭の気体で、そのほとんどは、自動車から排出されるといわれています。

酸素よりも血液中のヘモグロビンと結合しやすく、人体に入ると酸素を供給する能力を阻害し、高濃度では、頭痛、吐気、めまい、全身倦怠等の症状が現れます。

二酸化窒素（NO_2）

窒素酸化物（NO_x）の一種で、赤褐色、水と反応して硝酸（HNO_3）や亜硝酸（HNO_2）に変化するため酸性雨の原因になります。また、光化学オキシダントの元です。空気中や燃料中の窒素分が、高温で酸化することで発生し、都内では原因の多くが自動車だといわれています。

水に溶けにくいため、呼吸器の奥まで入り込んでしまい、長時間の吸引で呼吸器感染症への抵抗力が低下し、アレルギーを引き起こしやすくします。また、血液中に溶けて流れている間に、がんを引き起こす化合物を創り出すといわれています。

浮遊粒子状物質（SPM ＝ Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 10μm（1μm は 1mm の千分の 1）以下のものをいい、数か月も浮遊している微粒子で、土壌の巻上げなど自然界に起因するものもありますが、自動車の排気に含まれる黒鉛が3～4割を占め、問題となっています。

微小粒子状物質（PM2.5 ＝ Particulate Matter）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 2.5μm 以下のものをいい、非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

光化学オキシダント（Ox）

光化学スモッグの構成物質です。自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素（有機溶剤等）が太陽光に含まれる紫外線を吸収し化学変化をしてできます。

強い酸化力を持っていますので、喉や目の粘膜に付着し刺激を与える（喉が痛くなる、目がチカチカする）ほか、植物（特にアサガオ等の保護層の薄いもの）の葉を枯らすなどの影響が知られています。

（2） 大気汚染物質の監視

ア　監視体制

大気汚染を監視するため、市では、次の表の4か所の常時測定局を設置し、大気の成分測定を行っています。

東京都が設置している府中測定局（府中市役所本庁舎内）を中央にして、市内の東西南北をほぼ均等に監視できるようになっています。

一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は常時測定しています。

	名称	所　在　地	
1	押立測定局	押立町1－37	市所有地
2	武蔵台測定局	武蔵台2－2	武蔵台公園内
3	四谷測定局	四谷4－16－4	四谷南通第2緑地
4	朝日測定局	朝日町1－31	朝日町地域公園内

また、市内の幹線道路際の大気汚染を監視するため、移動測定車「おおぞら号」を次の表の通り1か月ごとに移動させて測定をしています。

	測定月		所在地	調査地点
1	4月	11月	四谷5－44	四谷さくら公園
2	5月	10月	是政2－20	是政文化センター
3	6月	12月	北山町3－5	企業私有地
4	7月	1月(H27)	浅間町4－5	蛇窪台公園
5	8月		寿町3－7	寿町三丁目公共用地
6	9月	3月(H27)	寿町3－1	寿町公園
7	2月(H27)		西府町4－21	府中第十中学校

イ　環境基準

人の健康を維持する上で維持されることが望ましい行政上の目標です。

なお、1時間値とは正時（分秒の値が0の時刻）から次の正時までの1時間に測定された各物質の量です。

8時間平均値は1日（＝24時間）を8時間毎の3つの時間帯に分けたそれぞれの時間帯での平均値です。（1日3回集計します）

物質名	環境基準
SO_2	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
NO_2	1時間値の1日平均値が0．04ppmから0．06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
SPM	1時間値の1日平均値が0.1mg/m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること。
PM2．5	1年平均値が15μg/m3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m3以下であること。
Ox	1時間値が0.06ppm以下であること。

（SO_2：二酸化硫黄、CO：一酸化炭素、NO_2：二酸化窒素、SPM：浮遊粒子状物質、PM2．5：微小粒子状物質、Ox：光化学オキシダント）

用語説明

※ ppm(parts per million)

ppmは、大気中における気体の大気汚染物質の濃度を単位として用いたもので、「100万分の1」を意味します。気体の大気汚染物質の濃度を表す場合、ある体積の大気中に含まれる汚染物質の体積を表します。すなわち1ppm＝1mℓ/m^3です。

ウ　評価

ここでいう評価とは測定した大気の状態が環境基準を満たしているかどうかを判定することです。

環境基準を満たしていれば達成、満たしていなければ非達成となります。

物質毎に異なる評価方法があります。

なお、どの評価方法でも年間の測定時間が6，000時間未満のものは評価できません。

（ア）　短期的評価

健康への急性影響がある**光化学オキシダント**が対象です。

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

（イ）長期的評価

健康への慢性影響がある**二酸化窒素**と**微粒子状物質**が対象です。

98％値と年平均値を環境基準と比較して評価します。

（ウ）　併用評価

短期的評価と長期的評価を両方行います。

健康への急性・慢性影響がある**二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質**が対象です。

短期的評価は、測定を行った日について1日の平均値、8時間の平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

長期的評価は、2％除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とします。

用語説明

※　有効測定日数

1年間の測定できた日数です。

※　2％除外値

1年間の全ての測定値（日平均値）の内、高い方から有効測定日数の2％にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値です。

※　98％値

1年間の全ての測定値（日平均値）の内、低い方から有効測定日数の98％にあたる日数番目の測定値です。

例えば、有効測定日数が350日間の場合、2％の日数は7日間、よって、測定値の高い方の1番目から7番目の分除いた、8番目に高い値が2％除外値です。一方、98％の日数は343日、測定値の低い方から343番目の値です。見方を変えると、350―343＝7ですから、高い方の1番目から7番目の値を除いた値、つまり、8番目に高い値が98％値です。

このように、2％除外値と98％値はほとんど一致しますが、計算式が異なるため一致しない場合があります。たとえば有効測定日数が325日の場合、2％除外値は高い方から6.5日間≒7日間を除いた8番目の値、98％値は318.5日間≒低い方から319番目、高い方から325―319＝6日間を除いた7番目の値です。

これらの値を環境基準と比較して評価をする理由は、測定値の最高値から有効日数の2％に当たる日数の測定値は測定誤差による評価対象外の値とされているためです。

大気汚染物質測定結果の経年変化　　（単位はCO、NO_2、Oxともにppm、SPMはmg／m^3）
（CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、NO_2：二酸化窒素、Ox：光化学オキシダント）

局名	年度	CO 環境基準 達成状況	CO 環境基準 2%除外値	CO 年平均値	SPM 環境基準 達成状況	SPM 環境基準 2%除外値	SPM 年平均値	NO_2 環境基準 達成状況	NO_2 環境基準 98%値	NO_2 年平均値	Ox（5時～20時） 環境基準 達成状況	Ox（5時～20時） 環境基準 1時間値の最高値	Ox（5時～20時） 年平均値	$PM_{2.5}$ 環境基準 達成状況	$PM_{2.5}$ 環境基準 98%値	$PM_{2.5}$ 環境基準 年平均値
押立局	22	○	0.9	0.5	○	0.052	0.020	○	0.043	0.028	－	ND	－	－	ND	－
	23	○	0.8	0.5	○	0.051	0.020	○	0.040	0.026	－	ND	－	－	ND	－
	24	○	0.8	0.4	○	0.045	0.017	○	0.040	0.025	－	ND	－	－	ND	－
	25	○	0.8	0.4	○	0.065	0.021	○	0.041	0.024	－	ND	－	－	ND	－
	26	○	0.7	0.3	○	0.062	0.020	○	0.038	0.023	－	ND	－	－	ND	－
武蔵台局	22	○	0.9	0.5	○	0.051	0.019	○	0.034	0.019	－	ND	－	－	ND	－
	23	○	0.8	0.5	○	0.043	0.018	○	0.035	0.018	－	ND	－	－	ND	－
	24	○	0.7	0.5	○	0.039	0.016	○	0.033	0.016	－	ND	－	－	ND	－
	25	○	0.7	0.4	○	0.057	0.018	○	0.034	0.016	－	ND	－	－	ND	－
	26	○	0.7	0.4	○	0.057	0.019	○	0.031	0.015	－	ND	－	－	ND	－
四谷局	22	○	0.8	0.5	○	0.057	0.023	○	0.034	0.019	－	ND	－	－	ND	－
	23	○	0.9	0.5	○	0.051	0.022	○	0.035	0.019	－	ND	－	－	ND	－
	24	○	0.8	0.5	○	0.043	0.018	○	0.035	0.018	－	ND	－	－	ND	－
	25	○	0.8	0.5	○	0.057	0.020	○	0.036	0.018	－	ND	－	－	ND	－
	26	○	0.8	0.5	○	0.052	0.021	○	0.033	0.018	－	ND	－	－	ND	－
朝日局	22	○	0.9	0.5	○	0.051	0.019	○	0.035	0.018	－	ND	－	－	ND	－
	23	○	0.9	0.6	○	0.053	0.019	○	0.035	0.018	－	ND	－	－	ND	－
	24	○	0.9	0.5	○	0.043	0.017	○	0.035	0.016	－	ND	－	－	ND	－
	25	○	0.9	0.5	○	0.064	0.022	○	0.034	0.016	－	ND	－	－	ND	－
	26	○	0.8	0.5	○	0.059	0.021	○	0.034	0.016	－	ND	－	－	ND	－
都府中局	22	－	ND	－	○	0.043	0.019	○	0.037	0.020	×	－	0.033	－	ND	－
	23	－	ND	－	○	0.043	0.021	○	0.036	0.019	×	－	0.029	－	ND	－
	24	－	ND	－	○	0.044	0.020	○	0.036	0.018	×	－	0.031	－	ND	－
	25	－	ND	－	○	0.053	0.022	○	0.036	0.017	×	－	0.034	×	40.3	15.1
	26	－	ND	－	○	0.047	0.019	○	0.034	0.017	×	－	0.033	×	37.5	14.9

○・・・環境基準を達成した。×・・・環境基準を達成しなかった。―・・・不明。ND・・・測定しなかった。

平成26年度測定結果（各局、月平均値）　　（単位はCO、NO_2、NOともにppm、SPMはmg／m^3）
（CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、NO_2：二酸化窒素、NO：一酸化窒素）

		CO	SPM	NO_2	NO
押立局	4月	0.3	0.021	0.024	0.005
	5月	0.3	0.022	0.023	0.006
	6月	0.3	0.028	0.022	0.008
	7月	0.3	0.035	0.022	0.008
	8月	0.2	0.022	0.016	0.008
	9月	0.3	0.018	0.022	0.007
	10月	0.3	0.018	0.023	0.012
	11月	0.4	0.017	0.024	0.022
	12月	0.5	0.014	0.027	0.031
	1月	0.4	0.012	0.024	0.017
	2月	0.4	0.016	0.025	0.015
	3月	0.3	0.019	0.024	0.007
	通年	0.3	0.020	0.023	0.012

		CO	SPM	NO_2	NO
武蔵台局	4月	0.4	0.022	0.015	0.002
	5月	0.4	0.022	0.012	0.001
	6月	0.4	0.025	0.011	0.001
	7月	0.4	0.031	0.011	0.001
	8月	0.3	0.023	0.010	0.002
	9月	0.4	0.019	0.013	0.002
	10月	0.4	0.017	0.016	0.005
	11月	0.5	0.016	0.019	0.012
	12月	0.6	0.013	0.022	0.020
	1月	0.5	0.012	0.019	0.011
	2月	0.5	0.016	0.019	0.008
	3月	0.4	0.018	0.017	0.003
	通年	0.4	0.019	0.015	0.006

		CO	SPM	NO_2	NO
四谷局	4月	0.5	0.022	0.017	0.003
	5月	0.4	0.023	0.014	0.002
	6月	0.4	0.026	0.013	0.002
	7月	0.4	0.031	0.012	0.002
	8月	0.4	0.022	0.011	0.003
	9月	0.4	0.020	0.014	0.002
	10月	0.5	0.019	0.018	0.006
	11月	0.6	0.018	0.022	0.016
	12月	0.7	0.015	0.025	0.028
	1月	0.6	0.014	0.023	0.016
	2月	0.6	0.020	0.023	0.012
	3月	0.5	0.020	0.019	0.006
	通年	0.5	0.021	0.018	0.008

		CO	SPM	NO_2	NO
朝日局	4月	0.5	0.022	0.015	0.002
	5月	0.5	0.023	0.012	0.002
	6月	0.5	0.029	0.012	0.002
	7月	0.5	0.035	0.012	0.002
	8月	0.4	0.024	0.010	0.002
	9月	0.5	0.020	0.013	0.002
	10月	0.5	0.019	0.016	0.004
	11月	0.6	0.018	0.019	0.012
	12月	0.7	0.015	0.022	0.019
	1月	0.6	0.014	0.019	0.011
	2月	0.6	0.018	0.019	0.008
	3月	0.5	0.020	0.016	0.003
	通年	0.5	0.021	0.016	0.006

	道路名	測定場所		CO	SPM	NO_2	NO
環境測定車（おおぞら号）	多摩川通り	四谷さくら公園	4月	0.3	0.024	0.019	0.010
			11月	0.4	0.018	0.021	0.024
	中央自動車道	是政文化センター	5月	0.4	0.024	0.015	0.004
			10月	0.3	0.019	0.017	0.007
	府中所沢線	企業私有地	6月	0.3	0.028	0.012	0.002
			12月	0.5	0.013	0.020	0.017
	新小金井街道	蛇窪台公園	7月	0.4	0.031	0.013	0.006
			1月	0.5	0.014	0.020	0.016
	府中街道	寿町三丁目公共用地	8月	0.3	0.028	0.011	0.005
	甲州街道	寿町公園	9月	0.4	0.022	0.020	0.016
			3月	0.4	0.023	0.024	0.020
	10中通り	府中第十中学校	2月	0.4	0.021	0.018	0.007

（3） 光化学（こうかがく）スモッグの監視

ア　光化学スモッグとは

工場や事業場、自動車などから大気中に排出された窒素酸化物などが、太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれる物質になります。

高濃度の光化学オキシダントは、人の目や呼吸器などを刺激して、健康被害が発生する場合がありますのでご注意ください。

光化学スモッグ注意報などの情報が東京都から提供された場合、市では、小・中学校や保育所などの市施設や鉄道各駅などにファクシミリや電話継送によって連絡をすることで、被害の未然防止に努めています。

また、東京都環境局では、都内を8地域に分けて、基準測定点におけるオキシダント濃度が緊急時の発令基準以上になった場合は、光化学スモッグ注意報等の情報を電子メールで配信しています。

詳しくは、東京都環境局のホームページをご覧ください。

http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php

ウ　発生情報提供の状況

平成26年度に東京都全体で注意報が発令された日数は9日であるのに対し、府中市を含む多摩中部地域では5日で、多摩中部地域での学校情報提供日数は18日でした。

発令基準	学校情報：オキシダント濃度が0．10ppm以上で継続するとき 予　　報：注意報以上の状態が予想されるとき 注 意 報：オキシダント濃度が0．12ppm以上で継続するとき 警　　報：オキシダント濃度が0．24ppm以上で継続するとき

（ア） 光化学スモッグ注意報発令日数の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
都　内	17	19	7	20	9	4	17	9
多摩中部	11	11	4	12	3	2	11	5

（イ）　光化学スモッグ学校情報提供日数の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
都　内	30	34	20	38	19	16	28	28
多摩中部	20	26	12	26	12	7	21	18

（ウ）　オキシダント濃度0.12ppm以上の延べ時間数の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
都　内	695	452	229	922	109	155	730	401
府中市	32	18	10	27	5	3	30	21

（エ）　光化学スモッグによると思われる被害者発生状況の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
都　内	0	94	0	18	0	0	2	0
多摩中部	0	0	0	12	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0	0	0	0

※　平成10年度から府中市は多摩西部地区から多摩中部地区に変更となりました。

※　東京都内を区東部、区北部、区西部、区南部、多摩北部、多摩中部、多摩西部、多摩南部の8地域に分け、光化学スモッグ等大気汚染情報が提供されています。

※　府中市内への緊急時の発令・解除は、立川市、府中市、小金井市、調布市、狛江市の基準測定点5か所の測定結果に基づき、府中市を含む多摩中部地域に行われます。

（4） 酸性雨の監視

雨には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、汚染されていない状態でもpHは5．6程度となっています。（純水は中性pH7．0）

そのため、酸性雨は、大気汚染物質が原因でpH5．6以下となる雨をいいます。主な大気汚染物質である窒素酸化物と硫黄酸化物は、水に溶けるとそれぞれ強い酸性を示すため、このような物質が雨に溶け込むと酸性になります。

また、酸性雨は、空気を汚したところだけに降るわけではなく、風に乗って遠くまで運ばれるため広い地域に降り注ぎます。世界各地で発生している地球環境問題の一つです。

市では、平成3年度に酸性雨自動測定機を市立教育センターに設置し、平成4年度から通年で観測しています。平成26年度の測定結果は、平均pH4．9で依然として酸性雨が観測されています。年間降水量は 1,047mmで、例年よりも少ない結果となりました。

用語説明

※ pH(potential Hydrogen ピーエッチ)

水素イオン濃度を表す指数です。水素イオン濃度の逆数の対数で示されるため、水素イオン濃度が高い（＝酸性が強い）程、値は小さくなります。

平成26年度酸性雨自動測定機による調査結果

	pH	降水量（mm）	電気伝導度（μs/cm）	回数
4月	4.5	55.0	43.0	7
5月	5.1	44.5	16.2	5
6月	5.2	312.5	7.6	13
7月	4.9	55.5	19.9	9
8月	5.1	80.5	10.8	6
9月	4.6	58.5	22.8	4
10月	5.4	283.0	12.1	5
11月	4.7	33.5	12.6	7
12月	4.7	26.0	6.7	4
1月	4.8	36.0	9.1	6
2月	4.8	18.0	15.8	6
3月	4.7	43.5	14.1	6

酸性雨自動測定機調査結果の推移

	年平均pH	年間降水量（mm）
平成15年度	5.0	1,522
平成16年度	5.1	1,655
平成17年度	5.3	1,255
平成18年度	5.2	1,561
平成19年度	4.8	1,168
平成20年度	4.6	1,974
平成21年度	4.7	1,380
平成22年度	5.0	1,335
平成23年度	4.7	1,234
平成24年度	4.9	1,218
平成25年度	4.9	1,059
平成26年度	4.9	1,047

市民による酸性雨調査 pHの推移

	8月	9月		8月	9月
平成13年度	4.6	4.7	平成20年度	4.7	4.5
平成14年度	4.5	4.7	平成21 年度	5.1	4.6
平成15年度	4.7	4.9	平成22年度	4.9	4.9
平成16年度	4.4	4.4	平成23年度	4.8	5.2
平成17年度	4.4	4.3	平成24年度	5.2	4.6
平成18年度	4.6	4.4	平成25年度	4.1	5.1
平成19年度	4.1	5.0	平成26年度	5.0	4.5

市民による酸性雨調査　降水量(mm)の推移

	8月	9月		8月	9月
平成13年度	222	309	平成20年度	409	265
平成14年度	105	198	平成21 年度	134	26
平成15年度	288	135	平成22年度	61	367
平成16年度	107	177	平成23年度	151	263
平成17年度	230	146	平成24年度	20	414
平成18年度	130	170	平成25年度	128	150
平成19年度	62	222	平成26年度	157	96

(5) 酸性雨の成分分析調査

水のpHは、溶けている物質のバランスで決まるため、雨に窒素酸化物などの酸性物質が多く溶けていても、それらを中和する作用をもつ土壌成分などが多く溶けていると酸性にならない場合があります。そこで、酸性雨調査では、pHだけではなく、雨に溶けている汚染物質の内容を調べる必要があります。雨が酸性でなくても、汚染物質を多く含んでいれば、土壌などへ与える影響は大きくなります。市では、東京農工大学と共同で、自動測定機で採取した雨水の成分分析調査を行っています。

(6) アスベストの現状

ア　アスベストとは

漢字で「石綿」と書き、「せきめん」「いしわた」とも呼ばれ自然界に存在する鉱物繊維です。丈夫で、熱に強く、多くの薬品に溶けません。また、繊維が絡み合う綿状になるので、保温性に優れ、電気的絶縁性に優れています。安価であったため、大量に使われていました。

イ　使用の経緯

1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは、建材として建築物に使用され、その他、化学プラント設備用のシール材、摩耗材等の工業用品等に使用されてきました。

ウ　病気の原因と判明、使用禁止に

アスベストの繊維は、目に見えないくらい細く、軽いため飛散しやすく、空中に飛散した繊維を吸いこむと、丈夫である特徴が裏目にでて、肺の中に留まり続け、20年から40年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫という病気を引き起こす可能性が高いと判明しました。そのため、現在、使用等は全面禁止となっています。

エ　解体・改修工事では、届け出を

今後アスベスト製品を使用した建築物の解体等が増加すると見込まれます。新たな被爆者の発生をなくすため、吹き付けアスベストやアスベスト保温材を使用している建築物を解体するときや改修するときは、飛散を防止するための措置とともに届け出も必要となります。

なお、大気汚染防止法等では、平成26年6月から届出者が施工者から発注者に変わるなど改正が行われています。

2　土壌・地下水汚染

（1）　土壌汚染調査

廃棄物の投棄や、工場・事業場での化学物質の漏れなどにより、土壌汚染が発生します。地下水は土壌中を流れているため、土壌汚染は地下水の汚染をひきおこします。したがって、地下水汚染を改善するためには、化学物質の管理を徹底するほか、土壌汚染対策に取組む必要があります。このような状況から、平成13年に東京都環境確保条例が改正され、平成15年には土壌汚染対策法が施行されました。平成13年10月から施行された東京都環境確保条例に基づく土壌汚染対策では、有害物質取扱事業者と土地改変者に、土壌汚染の調査や対策が義務付けられました。

人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な土壌・地下水汚染物質について

トリクロロエチレン（C_2HCl_3）

有機塩素化合物の一種で、エチレン（C_2H_4）の水素（H）原子3個が塩素（Cl）に置き換わったものです。洗浄剤として工業的に広く使われていました。しかし発癌性が指摘されたため、他の洗浄剤への切り替えが進んでいます。

テトラクロロエチレン（C_2Cl_4）

有機塩素化合物の一種で、エチレンの水素原子4個が塩素に置き換わったものです。トリクロロエチレンの代替洗浄剤として工業的に広く使われています。

1,1,1－トリクロロエタン（$C_2H_3Cl_3$）

有機塩素化合物の一種で、エタン（C_2H_6）の水素原子3個が塩素に置き換わったものです。「1，1，1」とは分子中の2個の炭素（C）の内、片方の炭素にのみ塩素3個が結合していることを表し、それにより弱い電気的極性（親水性）を持ちます。フロンと同様にオゾン層を破壊する物質と判明してからは、生産や使用ができなくなっています。

これらの汚染物質はいずれも揮発性を持ち、土壌に吸着されにくいため広く拡散する性質があります。拡散範囲に地下水があると、地下水も汚染することになります。

（2）　地下水汚染調査

昭和57年に市北西部にある水道水源井から高濃度のトリクロロエチレンが検出されました。その後、国内の各地で様々な汚染物質が地下水から検出され、全国的な問題となりました。

ア　井戸水質調査

平成4年度から、地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。調査項目は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物3項目で、平成26年度の調査結果では、環境基準値より高い値の地点はありませんでした。

各種汚染物質の調査地点数、その内の環境基準を超過している地点数、最大測定値の年次推移

トリクロロエチレン（環境基準値：0.01mg/ℓ※）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調査地点数	13	13	13	13	14	14	13	12	12	12
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値（mg／ℓ）	0.004	0.010	0.004	0.002	0.005	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003
町名	若松町	白糸台	若松町	若松町	若松町	宮西町	宮西町	宮西町	宮西町	宮西町

※平成26年11月17日に環境基準値が 0.03mg/ℓから 0.01mg/ℓに改定

テトラクロロエチレン（環境基準値：0.01mg/ℓ）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調査地点数	13	13	14	14	14	14	13	12	12	12
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値（mg／ℓ）	0.0031	0.0087	0.0071	0.0076	0.0097	0.0098	0.0078	0.0062	0.0044	0.0046
町名	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台

1，1，1－トリクロロエタン（環境基準値：1mg/ℓ）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
調査地点数	13	13	14	14	14	14	13	12	12	12
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値（mg／ℓ）	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND
町名	－	－	四谷	－	－	－	白糸台	－	－	－

※調査は、1地点につき平成5年度より年度内2回、平成16年度からは年度内1回実施しており、基準値を超過した地点を基準超過地点としてカウントすることとしています。

イ　旧武蔵台2号水源地下水水質調査

有機塩素系化合物による高濃度の汚染がみられた旧武蔵台2号水源から揚水し、地下水浄化装置によるばっ気処理で汚染物質を除去した後、浸透ますを通して地下へ還元しています。平成6年の揚水再開当初はトリクロロエチレンが1.5mg／ℓ を超えて基準値の約50倍となっていましたが、その後徐々に濃度が低下し、平成12年度は平均0.07mg／ℓ で基準値の約2.4倍に下がりました。しかし、平成13年度からトリクロロエチレンの濃度が急上昇し、平成14年度は2.2mg／ℓと基準値の約73倍となりました。平成26年度は平均で0．18mg／ℓ（基準値*の約18倍）となっていますが、依然として環境基準より高い状態となっています。（*平成26年11月17日に改定）

用語説明

※　ばっ気処理

水に空気を送り込み揮発性の汚染物質を取り除く処理方法

旧武蔵台2号水源　地下水水質調査結果（平成26年度）

ばっ気処理前(原水)　　単位：mg/ℓ

採水日		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-ジオキサン		揚水量（1日平均）
		濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	
4月	21日	0.17	6 倍	0.0042	0.4 倍	0.0078	0.01 倍	ND	—	2 ㎥
5月	12日	0.040	1 倍	0.096	9.6 倍	0.025	0.03 倍	ND	—	6 ㎥
6月	19日	0.14	5 倍	0.0070	0.7 倍	0.0080	0.01 倍	ND	—	74 ㎥
7月	9日	0.13	4 倍	0.010	1.0 倍	0.010	0.01 倍	ND	—	89 ㎥
8月	—	※8～10 月は地下水浄化装置故障による停止のため欠測								—
9月	—									—
10月	—									—
11月	6日	0.23	8 倍	0.0083	0.8 倍	0.018	0.02 倍	ND	—	28 ㎥
12月	4日	0.29	*29 倍	0.010	1.0 倍	0.021	0.02 倍	ND	—	104 ㎥
1月	15日	0.24	*24 倍	0.0093	0.9 倍	0.020	0.02 倍	ND	—	85 ㎥
2月	13日	0.20	*20 倍	0.0085	0.9 倍	0.016	0.02 倍	ND	—	85 ㎥
3月	5日	0.20	*20 倍	0.0097	1.0 倍	0.018	0.02 倍	ND	—	85 ㎥
平　均		0.18	*18 倍	0.018	1.8 倍	0.016	0.02 倍	ND	—	62 ㎥
環境基準		*0.01		0.01		1		0.05		
								年間揚水量		18,673 ㎥

＊平成26年11月17日にトリクロロエチレンの環境基準が
0.03mg/ℓ から 0.01mg/ℓに改定

ばっ気処理後(処理水)　　単位:mg/ℓ

採水日		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-ジオキサン	
		濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比
4月	21日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
5月	12日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
6月	19日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
7月	9日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
8月	—	※8～10 月は地下水浄化装置故障による停止のため欠測							
9月	—								
10月	—								
11月	6日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
12月	4日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
1月	15日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
2月	13日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
3月	5日	ND	—	ND	—	ND	—	ND	—
検出下限値		0.001		0.0002		0.0002		0.005	

排ガス調査(活性炭による吸着処理)　単位:μg/m³

採取日		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
		吸着前	吸着後	吸着前	吸着後
6月	19日	1364	160	52	ND
11月	6日	3740	243	72	ND
2月	13日	2813	376	121	ND
検出下限値		50		20	

各汚染物質の検出量の年次推移

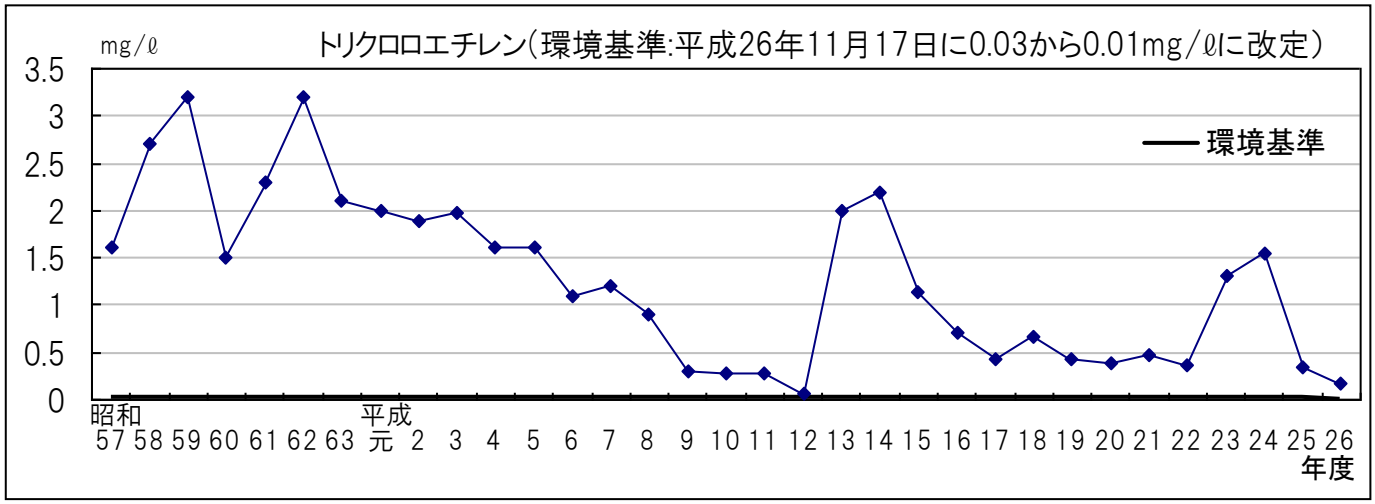

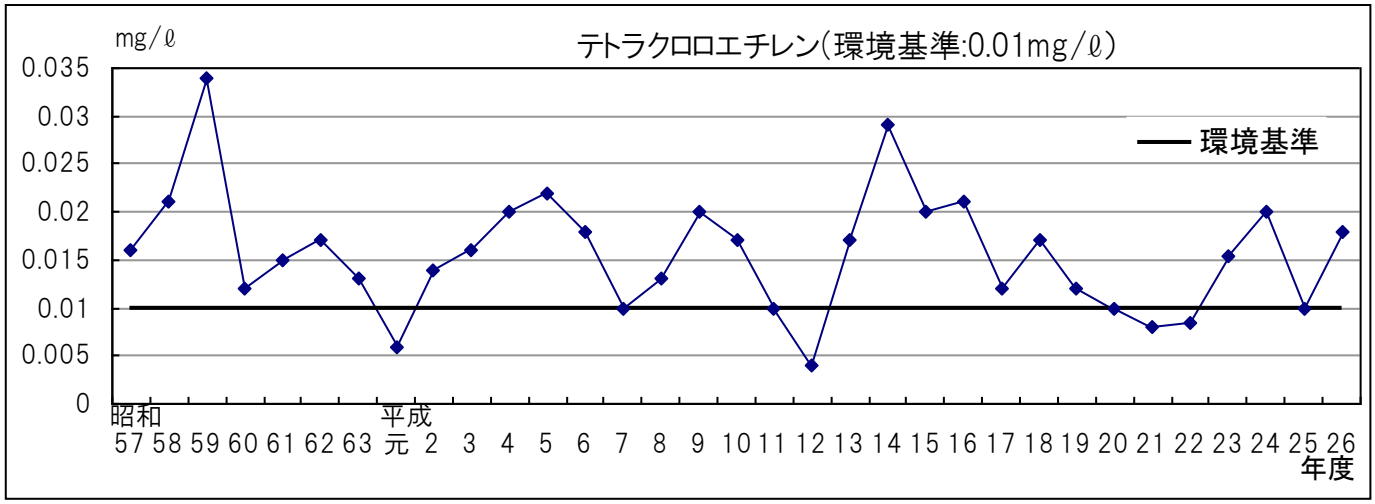

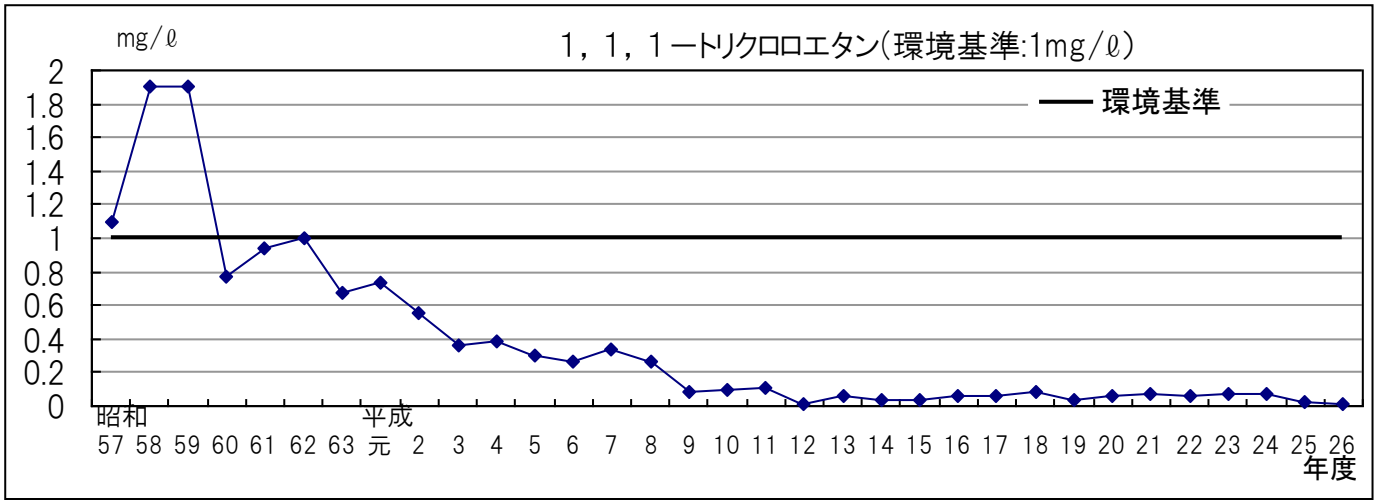

府中市内地下水定期モニタリング調査結果　　（参考　東京都環境局調査結果）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
モニタリング井戸数	5	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3
トリクロロエチレン	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
（環境基準：平成26年11月17日に 0.03mg/ℓ から 0.01mg/ℓに改定）	0.087	0.063	0.060	0.061	0.061	0.051	0.048	0.047	0.054	0.033	0.016
テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（環境基準：0.0100mg/ℓ）	0.0024	0.0008	0.0009	0.0013	0.0012	0.0013	0.0019	0.0023	0.0030	0.0036	0.0037
1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（環境基準：1.0000mg/ℓ）	0.0024	0.0016	0.0013	0.0012	0.0007	0.0009	0.0006	0.0006	0.0005	0.0003	—

上段　：　基準超過数
下段　：　地区内最高検出濃度(mg/ℓ)

井戸調査結果（トリクロロエチレン）　環境基準値　0.01mg/ℓ（平成２６年１１月１７日に0.03mg/ℓから0.01mg/ℓに改定）

単位 ： mg/ℓ

		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	ND	ND	0.001	0.001	ND	0.001	0.003	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	白糸台	0.002	0.004	0.004	0.004	0.001	0.004	0.004	ND	0.005	ND	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND
	若松町1	0.003	0.004	0.004	0.004	0.001	0.003	0.004	0.004	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―
	四谷	ND	ND	0.001	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
深井戸	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	白糸台	0.005	0.005	0.006	0.006	0.003	0.005	0.007	ND	0.01	0.001	ND	0.001	0.001	ND	―	―	―
	若松町	0.009	0.008	0.01	0.009	0.007	0.014	0.014	―	―	0.004	0.002	0.005	0.001	ND	ND	ND	ND
	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	矢崎町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	宮西町	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	ND	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003
	住吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値（＝検出下限値　0.001mg/ℓ）未満であったもの

井戸調査結果（テトラクロロエチレン）環境基準値　0.01mg/ℓ

単位：mg/ℓ

		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	ND	0.0006	0.0008	0.0008	0.0008	0.0007	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	白糸台	0.0052	0.007	0.009	0.0074	0.009	0.009	0.007	0.0031	0.0087	0.0071	0.0076	0.0097	0.0098	0.0078	0.0062	0.0044	0.0046
	若松町1	0.0002	0.0002	0.0004	0.0003	0.0004	0.0003	ND	ND	ND	0.0003	0.0004	0.0003	0.0004	0.0003	0.0002	ND	0.0003
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	0.0002	0.0004	0.0003	0.0004	ND	ND	ND	0.0006	0.0003	0.0003	0.0003	0.0005	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	―	―	―	―
	四谷	0.0002	0.0004	0.001	0.0005	0.001	0.0006	ND	ND	0.0012	0.0005	0.0005	ND	0.0006	0.0009	0.0003	0.0005	0.0004
深井戸	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	白糸台	ND	ND	0.0002	0.0004	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0004	0.0006	―	―	―
	若松町	ND	ND	0.0004	0.0003	0.0004	0.0007	0.003	―	―	0.0009	0.0003	0.0009	0.0004	0.0010	0.0002	0.0005	ND
	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	矢崎町	ND	ND	0.0003	0.0002	0.0003	0.0003	ND	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0004	0.0003	0.0002	0.0003
	宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	0.0003
	住吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	日新町	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値（＝検出下限値　0.0002mg/ℓ）未満であったもの

井戸調査結果（1,1,1-トリクロロエタン環境基準値　1mg/ℓ

単位 ： mg/ℓ

		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	0.0005	0.0008	0.0006	0.0006	ND	0.0004	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	若松町1	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―
	四谷	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
深井戸	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	―	―	―
	若松町	0.0004	0.0004	0.0003	0.0002	ND	ND	ND	―	―	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	矢崎町	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	住吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値（＝検出下限値　0.0002mg/ℓ）未満であったもの

井戸調査結果（pH）

		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	7.0	6.1	6.7	6.6	6.5	6.1	7.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	白糸台	6.8	6.3	7.9	6.6	6.8	6.2	6.6	6.2	6.3	6.4	6.7	6.4	6.4	6.6	6.3	6.2	6.7
	若松町1	6.9	6.2	7.1	6.5	6.4	6.1	6.4	6.2	6.1	6.1	6.5	6.2	6.5	6.4	6.1	6.0	6.2
	若松町2	7.1	6.4	6.5	6.9	7.0	6.3	6.8	6.5	6.5	6.6	7.1	6.5	6.6	6.5	6.7	6.4	7.3
	是政	6.9	6.3	7.5	6.9	7.1	6.4	6.7	6.6	6.6	6.7	7.0	6.6	6.6	6.7	6.8	6.5	7.0
	南町	7.1	6.5	7.5	6.9	7.2	6.5	6.9	6.7	6.6	6.8	6.9	6.8	6.7	—	—	—	—
	四谷	7.0	6.5	7.4	6.9	6.7	6.4	6.8	6.6	6.6	6.8	7.0	6.8	6.9	6.7	6.9	6.7	7.2
深井戸	多磨町	7.6	7.4	7.0	7.9	7.7	7.5	7.1	7.7	7.6	7.7	7.8	7.8	7.6	7.6	7.8	7.9	7.7
	白糸台	6.7	6.6	7.7	6.7	6.7	7.0	6.8	6.8	6.6	6.9	6.4	6.5	6.4	6.5	—	—	—
	若松町	7.5	7.2	8.0	7.8	7.3	7.2	7.3	—	—	7.3	7.5	7.3	6.8	7.1	7.3	7.6	7.4
	日吉町	7.6	7.7	7.9	8.3	7.3	7.3	7.8	8.1	7.8	8.1	7.9	8.1	8.1	7.9	8.2	8.1	7.7
	是政	7.4	7.3	7.6	8.4	8.3	7.9	8.0	8.2	8.0	7.6	7.6	8.2	8.3	8.0	7.6	8.3	8.1
	矢崎町	7.0	6.5	7.0	7.1	6.9	6.7	6.8	6.9	6.7	6.7	6.9	6.7	6.8	6.8	6.7	6.6	7.2
	宮西町	7.9	7.8	7.6	8.2	8.1	7.7	8.1	8.1	7.9	8.1	8.1	8.1	7.8	7.8	8.0	8.0	8.0
	住吉町	7.6	7.4	8.0	7.9	7.6	7.5	7.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	四谷	7.4	7.0	8.6	7.3	7.6	7.4	7.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日新町	7.4	7.2	7.3	7.6	7.4	7.4	7.4	7.6	7.6	7.8	7.9	7.6	7.5	7.4	7.8	7.6	7.6

井戸調査結果（電気伝導度）

単位：mS/cm

		13年度		14年度		15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		11月	3月	11月	3月	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	159	179	204	219	202	212	139	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	白糸台	258	251	334	295	306	306	259	244	284	307	257	250	254	225	274	278	320
	若松町1	228	242	313	228	300	310	271	259	285	315	273	292	284	251	313	328	317
	若松町2	194	210	219	226	209	239	207	184	198	216	195	189	182	175	202	202	224
	是政	259	247	288	312	287	301	273	281	316	379	361	366	318	259	353	389	347
	南町	224	237	296	311	289	336	277	242	365	421	351	354	327	—	—	—	—
	四谷	236	263	341	377	321	314	306	298	343	373	331	360	315	267	378	379	377
深井戸	多磨町	185	199	240	239	241	240	220	203	245	251	237	246	274	199	245	263	263
	白糸台	249	347	341	309	296	390	346	330	369	397	261	318	265	260	—	—	—
	若松町	248	290	340	335	295	301	325	—	—	269	211	220	219	153	257	234	270
	日吉町	291	327	361	358	393	377	348	323	363	386	355	381	353	298	406	416	426
	是政	339	282	310	326	314	321	293	324	383	430	430	331	313	261	354	360	365
	矢崎町	299	257	343	325	332	301	294	270	312	350	338	349	298	273	352	378	362
	宮西町	348	307	431	427	425	424	356	423	403	419	385	390	358	308	380	406	414
	住吉町	167	171	211	208	212	215	195	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	四谷	199	212	284	260	250	253	254	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日新町	249	251	291	293	342	350	301	266	292	307	290	306	269	265	299	318	324

3　水質汚濁・地盤沈下

（1） 水質汚濁の現状

高度経済成長や都市化にともない、河川の自浄作用を上回る汚れが河川に流れこみ、水質汚濁が発生しました。その後、法や条例による排水の規制や下水道の普及により、汚濁のひどかった時期に比べ大きく改善しています。平成13年度から多摩川の水域類型が1段階厳しい河川Bとなりました。しかし、生活様式の変化から水の使用量が増加したこと、都市化により雨がしみこむ面積が減少したことなどで河川の水量が減少し、水質の改善は横ばいとなっています。また、化学物質の普及により、新たな化学物質による汚染が問題になっています。

用語説明

※ **水域類型　河川Bの環境基準値**

pH：6.5以上8.5以下　BOD：3mg/ℓ 以下　SS：25mg/ℓ 以下

DO：5mg/ℓ以上　大腸菌群数：5，000MPN/100mℓ 以下

水質の良い順に AA、A、B、C、D となっています。

※ **BOD（Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量）**

水中の微生物が有機物（汚れ）を分解するときに使う水中の酸素量です。有機物が多いほど必要な酸素も多くなりますから、この値が大きいほど汚れていることになります。

※ **SS（Suspended Solids 浮遊物質量）**

水中に分散している粒径2mm以下の不溶解性物質（水に溶けない物質）の量です。にごりとして観察されるものです。

※ **DO（Dissolved Oxygen 溶存酸素量）**

水中に溶けている酸素の量です。有機物の分解で消費されていない量となり、この値が小さいほど汚れていることになります。

※ **大腸菌群数**

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことで、採取した水を培養して、菌群の発生状態から、統計的に菌群のMPN（Most Probable Number 最確数、その水にいる菌群の数の推定値）を算出したものです。通常、単位はMPN/100mℓ（採取した水100mℓ中のMPN）で表します。なお、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

（2） 多摩川と用・排水路の水質

水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる多摩川や用水路、多摩川に流れこむ排水路で定期的に水質調査を行っています。

多摩川は、水量が少なくなる冬の終わりから春にかけて、BODが高くなる傾向が見られ、特に下流側では高くなります。

多摩川に流入する排水路は4か所あり、そのうちの国立排水路には北多摩二号下水処理場の処理水、府中排水路には北多摩一号下水処理場の処理水が放流されています。現在は河川の水量が少なくなっているため、下水処理水が多摩川に与える影響が大きくなっています。

用水路では、多摩川の上流側から水を引いて水田などに利用していますが、農地が少なくなってきたため水量が減少しています。

平成26年度　多摩川及び用･排水路定期水質調査結果

採水地点		採水日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
			4/21	5/12	6/19	7/9	8/6	9/4	10/2	11/6	12/4	1/15	2/13	3/5	
		天候	雨	晴	晴	雨	晴	晴	曇	雨	曇	雨	晴	晴	
多摩川	国立境	水温	15.1	19.8	21.0	20.0	29.2	21.0	22.6	17.2	12.3	11.3	11.3	11.2	17.7
		pH	7.7	7.4	7.0	6.8	7.3	7.8	7.5	7.3	7.7	7.6	7.1	7.6	7.4
		BOD	2.4	2.2	1.1	1.5	2.3	1.2	1.2	1.1	2.4	3.5	2.6	1.8	1.9
		SS	5	4	ND	2	2	2	2	3	2	3	4	6	3
		DO	10.5	9.6	8.7	9.3	8.4	8.2	9.2	9.5	9.8	9.9	10.5	10.6	9.5
		大腸菌群数	24000	13000	11000	49000	24000	35000	35000	49000	70000	24000	4600	4900	28600
	調布境	水温	16.8	21.9	25.3	22.1	29.6	23.0	24.4	19.7	14.9	13.1	15.5	13.7	20.0
		pH	7.4	7.0	7.1	6.7	7.0	7.5	7.2	7.1	7.4	7.2	6.7	7.2	7.1
		BOD	2.9	2.6	1.3	1.2	1.2	1.3	1.8	1.4	2.2	3.4	3.1	2.2	2.1
		SS	3	4	2	3	2	2	2	1	1	2	2	3	2
		DO	8.9	10.3	7.5	7.9	8.9	9.1	8.5	8.9	8.3	8.6	9.0	9.7	8.8
		大腸菌群数	24000	24000	33000	49000	33000	70000	24000	49000	63000	11000	7900	49000	36400
排水路	国立	水温	19.4	22.1	24.1	24.4	27.2	25.0	24.9	21.9	18.4	17.1	18.0	15.6	21.5
		pH	7.0	6.7	6.7	6.6	6.6	7.0	6.9	6.7	7.1	7.0	6.5	6.9	6.8
		BOD	5.3	7.2	4.9	5.6	2.5	4.7	4.8	8.2	6.9	5.1	8.5	5.0	5.7
		SS	1	3	2	2	ND	1	1	1	2	2	1	3	2
	是政	水温	14.7	18.5	21.5	21.0	26.5	21.0	21.7	18.2	16.1	14.2	14.9	14.7	18.6
		pH	8.0	7.1	7.4	7.0	7.1	7.6	8.3	7.5	7.8	8.4	7.4	8.2	7.7
		BOD	1.8	1.5	1.4	1.8	ND	1.0	ND	ND	1.2	1.3	1.1	ND	1.4
		SS	2	3	4	8	2	5	1	2	ND	2	2	ND	3
	矢崎	水温	19.1	18.6	29.2	27.3	31.9	28.0	27.3	23.1	18.7	17.0	19.0	18.9	23.2
		pH	8.7	8.2	8.2	8.4	8.9	8.5	8.7	8.5	8.1	8.2	8.9	8.9	8.5
		BOD	2.2	2.8	1.4	2.0	1.0	1.4	ND	0.9	2.0	1.8	2.1	1.4	1.7
		SS	3	3	7	3	1	4	2	ND	1	1	2	1	3
	府中	水温	19.7	23.1	25.2	24.9	28.6	25.5	25.8	22.7	19.5	17.9	18.7	16.9	22.4
		pH	6.6	6.5	6.5	6.5	6.5	6.8	6.7	6.7	6.9	6.8	6.5	6.7	6.6
		BOD	10.6	7.9	3.5	3.3	2.6	6.1	6.4	2.9	4.2	3.8	6.2	3.2	5.1
		SS	10	2	3	1	2	3	3	2	3	1	2	2	3
府中用水	上坂橋	水温	13.9	17.2	20.9	21.1	27.3	23.0	19.7	16.8	10.5	＊	＊	＊	18.9
		pH	8.1	7.8	7.4	7.0	6.9	7.6	7.7	7.4	7.8	＊	＊	＊	7.5
		BOD	0.9	1.2	1.7	2.7	0.5	1.4	ND	0.7	1.9	＊	＊	＊	1.4
		SS	2	2	3	7	5	8	3	6	ND	＊	＊	＊	5
	大山橋	水温	14.3	19.2	23.7	22.5	28.4	23.0	20.8	17.2	13.6	10.7	11.9	11.8	18.1
		pH	8.1	7.3	7.4	7.0	7.5	7.6	7.8	7.5	7.8	8.1	8.0	8.5	7.7
		BOD	0.8	1.5	1.7	3.7	0.7	0.9	ND	0.8	1.4	1.7	2.1	0.7	1.5
		SS	2	2	2	11	6	7	5	8	4	2	2	6	5

＊水が無く採水できず

単位　水温:℃　BOD、SS、DO:mg/ℓ　大腸菌群数:MPN/100mℓ

検出限界値　pH:　0．1、BOD:　0．5mg/ℓ、SS:　1mg/ℓ、　DO:　0．5mg/ℓ、
大腸菌群数:　0MPN/100mℓ

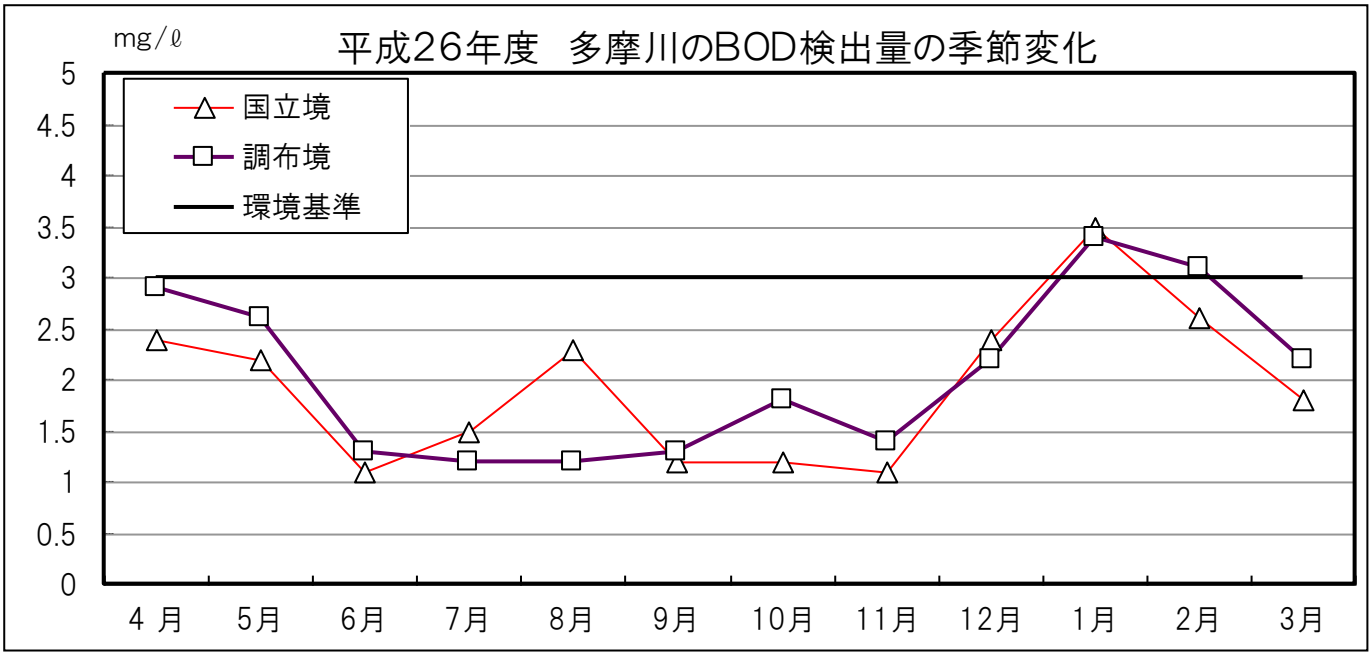
mg/ℓ
平成26年度　多摩川のBOD検出量の季節変化
国立境
調布境
環境基準
5
4.5
4
3.5
3
2.5
2
1.5
1
0.5
0
4 月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

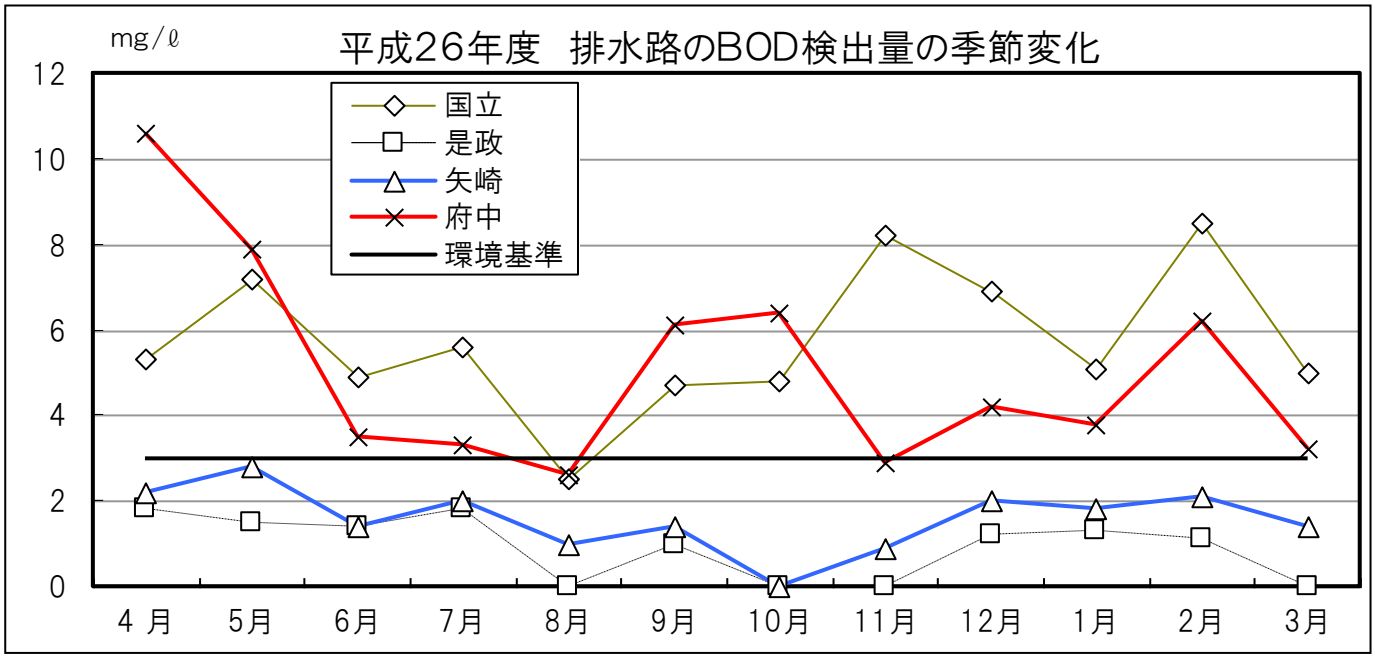
mg/ℓ
平成26年度　排水路のBOD検出量の季節変化
国立
是政
矢崎
府中
環境基準
12
10
8
6
4
2
0
4 月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

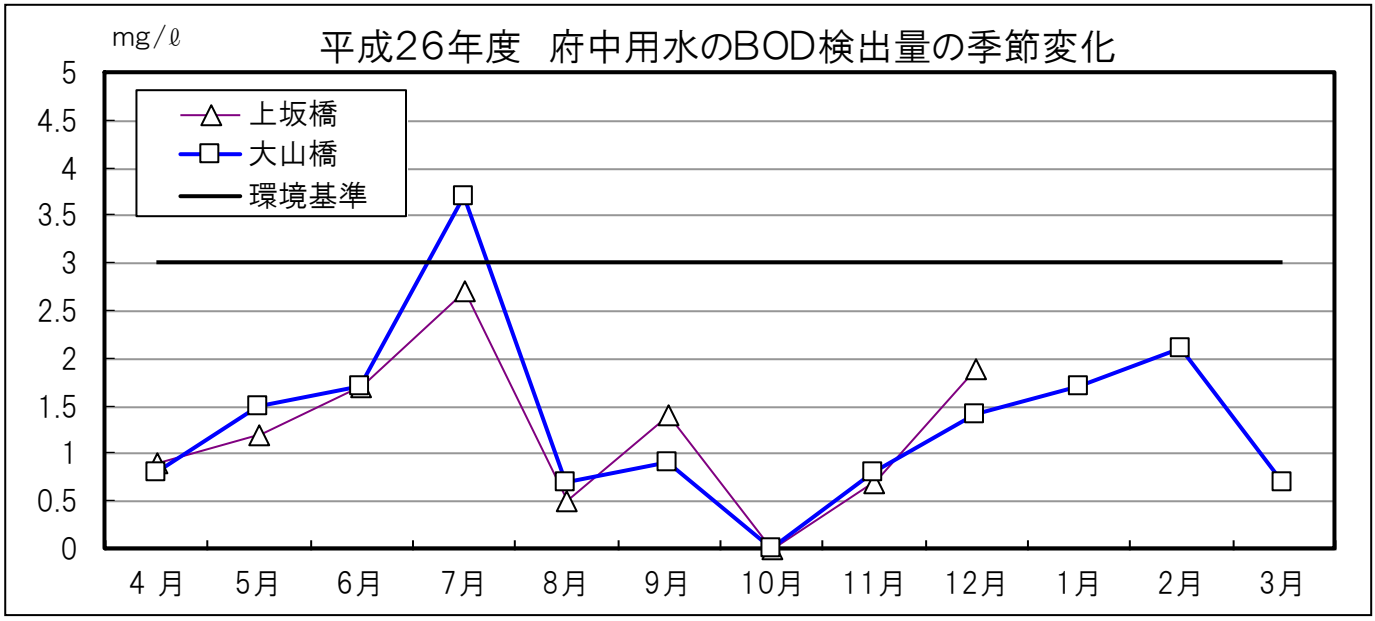
mg/ℓ
平成26年度　府中用水のBOD検出量の季節変化
上坂橋
大山橋
環境基準
5
4.5
4
3.5
3
2.5
2
1.5
1
0.5
0
4 月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

（3） 多摩川及び関連河川水質合同調査

水質改善を目的に、昭和50年から、多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。また、昭和59年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

合同調査の結果は、大腸菌群数を除く環境基準項目および有害物質の全てで基準内となっています。生活排水が主な原因といわれるBODは、汚濁のひどかった昭和50年台は高い値を示していましたが、徐々に改善していることが結果からわかっています。

多摩川水系水質監視連絡協議会を構成する区市（2区17市）

大田区・世田谷区・八王子市・立川市・三鷹市・青梅市・昭島市・調布市・小金井市・日野市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・多摩市・稲城市・あきる野市・羽村市・府中市

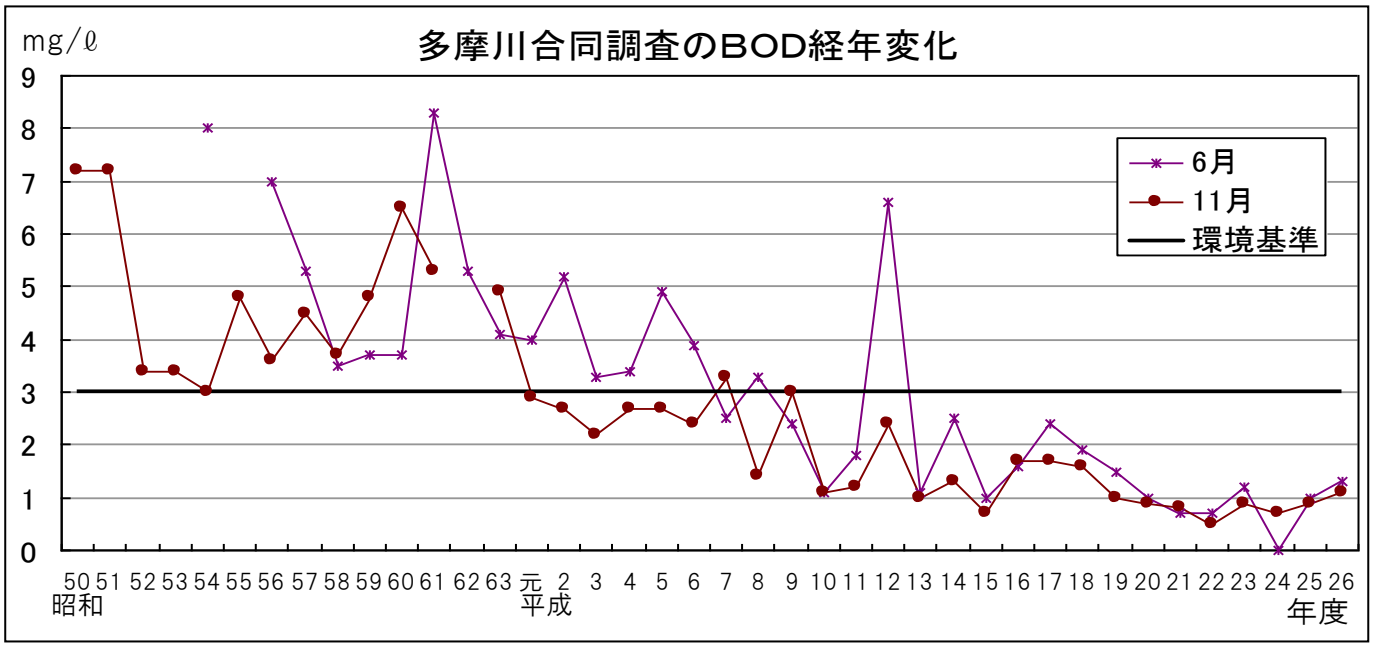

多摩川及び関連河川水質合同調査結果（採水位置：多摩川稲城大橋上流）

年度	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
採水日	6月3日	11月11日	6月9日	11月10日	6月7日	11月1日	6月6日	11月11日	6月19日	11月6日
流量	17.1	23.0	18.0	10.7	13.0	10.7	7.6	21.2	25.8	13.0
気温	25.8	18.0	23.8	17.0	25.8	19.0	26.6	12.2	30.5	20.5
水温	21.8	16.0	22.0	18.2	21.8	19.2	23.6	16.7	23.2	19.3
外観	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄色	淡黄緑色	淡黄緑色	淡黄緑色	微黄色	無色	無色	無色
臭気	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱川藻臭	弱藻臭	弱藻臭	無臭	無臭
透視度	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上	50 以上
pH	7.9	7.7	7.8	7.0	7.7	8.3	8.2	7.6	7.1	7.5
DO	9.6	10.2	9.6	10.6	11.0	10.1	10.4	10.5	8.2	10.1
BOD	0.7	0.5	1.2	0.9	<0.5	0.7	1.0	0.9	1.3	1.1
COD	3.9	2.0	3.1	3.6	2.0	3.5	4.3	2.8	2.1	3.0
SS	2	1	2	<1	1	1	4	2	3	<1
アンモニア性窒素	0.05	0.06	0.03	0.07	0.04	0.04	0.04	0.16	0.20	0.05

年度	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
採水日	6月3日	11月11日	6月9日	11月10日	6月7日	11月1日	6月6日	11月11日	6月19日	11月6日
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.51	3.93	4.08	5.75	4.28	5.36	5.09	4.45	3.44	5.15
全窒素	5.75	4.33	4.97	6.26	4.86	5.67	6.33	5.79	3.60	5.96
りん酸性りん	0.146	0.127	0.183	0.190	0.172	0.221	0.330	0.310	0.200	0.310
全りん	0.182	0.284	0.237	0.258	0.213	0.303	0.350	0.330	0.210	0.310
MBAS	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ジクロロメタン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
四塩化炭素	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
トリクロロエチレン	<0.001	－	< 0..001	< 0..001	< 0..001	< 0..001	< 0..001	< 0..001	<0.001	<0.001
テトラクロロレチレン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	<0.0002	－	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	<0.0006	－	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	<0.0003	－	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	<0.0003	－	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	<0.0003	<0.0003
セレン	<0.002	－	< 0..002	< 0..002	< 0..002	< 0..002	< 0..002	< 0..002	<0.002	<0.002
カドミウム	<0.005	－	< 0.005	< 0.005	<0.001	< 0.001	<0.001	< 0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	<0.02	－	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	<0.01	<0.01
ひ素	<0.005	－	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	－	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	<0.0005	－	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	<0.0005	－	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	<0.0005	<0.0005
ふっ素	<0.08	－	0.02	0.02	<0.02	<0.02	0.11	<0.02	<0.02	0.16
ほう素	<0.05	－	0.04	0.04	0.04	0.06	0.07	0.05	<0.01	<0.01
全シアン	<0.1	－	< 0.1	< 0.1	<0.1	< 0.1	<0.1	< 0.1	<0.1	<0.1
鉛	<0.002	－	< 0.002	< 0.002	<0.002	< 0.002	<0.002	< 0.002	<0.002	<0.002
1,4-ジオキサン	－	－	< 0.005	< 0.005	<0.005	< 0.005	<0.005	< 0.005	<0.005	<0.005
全亜鉛	－	－	－	－	－	－	<0.02	< 0.02	<0.02	<0.02
大腸菌群数	13,000	7,900	17,000	17,000	22,000	17,000	28,000	28,000	13000	22000
備　　考										

単位　流量:m^3/S　気温・水温:℃　透明度:cm　大腸菌群数:MPN/100mℓ　その他:mg/ℓ

（4） 湧水調査

市内には、府中崖線を中心に3か所（西府町･瀧・浅間神社）の湧水があります。最も水量が多い西府町湧水は、東京都の「東京の名湧水57選」の一つに選ばれています。しかし、都市化による建物・舗装の増加や緑地の減少により、地下へ雨水浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっています。市内の湧水でも同じ状況にあります。湧水の保全や復活のためには、地下水をかん養するために緑被率を上げる取組と、雨水の地下浸透の促進が必要です。西府町・瀧湧水の水質調査結果では、大腸菌が検出されるなど、都内の他の湧水と同じ傾向が見られます。

平成26年度　湧水調査結果

測定地点名	西　府　町　湧　水	
採水日	8月	2月
	6日	13日
天候	晴	晴
水温℃	21.0	7.8
湧出量	0.12	0.22
pH	6.3	6.1
COD	0.6	<0.5
SS	2	1
全りん	0.02	0.04
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ND	ND
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ND	ND
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ND	ND
塩化物ｲｵﾝ	10	13
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.69	7.48
大腸菌群数	490	220

単位　湧出量：m^3/h　気温・水温：℃　大腸菌群数：MPN/100mℓ　その他：mg/ℓ

測定地点名	瀧　湧　水											
採水日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	21日	12日	19日	9日	6日	6日	2日	6日	4日	15日	13日	5日
天候	雨	晴	晴	雨	晴	晴	曇	雨	曇	雨	晴	晴
水温℃	18.0	19.5	20.4	19.2	21.1	19.5	19.8	19.3	16.9	15.9	18.4	18.0
湧出量	0.31	0.079	0.59	0.24	0.17	0.27	0.15	0.53	0.039	0.11	0.13	0.29
pH	7.1	6.5	6.5	6.3	6.4	6.8	6.6	6.8	7.0	7.0	6.4	6.9
COD	0.6	ND	0.5	0.7	0.6	ND	0.9	0.7	ND	0.9	ND	ND
SS	ND	1	1	ND	2	ND	1	ND	3	3	8	ND
全りん	0.04	ND	ND	ND	0.04	ND	0.03	0.04	ND	ND	0.04	ND
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
塩化物ｲｵﾝ	12	13	12	13	13	12	11	12	25	14	9	13
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.70	7.23	7.92	7.77	7.67	6.47	5.78	8.20	6.54	7.44	6.81	7.5
大腸菌群数	330	49	2400	3300	1400	700	33	17	140	23	2400	68

単位　湧出量：m^3/h　気温・水温：℃　大腸菌群数：MPN/100mℓ　その他：mg/ℓ

＊「瀧湧水復活事業」

市では、東京都環境確保条例の中で、雨水の地下へのかん養を促進すると定めてある中で、地下水と湧水の保全を目的とし、雨水浸透施設等の設置を推進しています。この事業は、瀧湧水の水量が都市化に伴う建物や舗装の増加や緑地の減少により、雨水の地下への浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっている現状を踏まえ、はけ上の清水が丘地区を中心に雨水浸透ますの設置100基を目標に事業を平成20年度に実施しました。設置した箇所数は、浸透ますを公園内に8か所、浸透トレンチを28m設置、住宅地に101か所設置しました。現在、清水が丘の瀧湧水は、月1回水質調査を行うことができるようになったため、今後も引き続き監視をしていきます。

（5） 地下水汲上げによる影響と対策

地下水を汲上げすぎると地盤沈下が発生し、沈下する量が大きいと建物が傾いたり、地下配管が割れたりする被害が発生します。法律や条例で、地下水の汲上げを制限してきたことにより、現在地盤沈下は沈静化しています。しかし、近年、舗装の増加により雨が浸みこむ面積が減っていることもあり、地下水は減少する傾向が見られ、市内の湧水でも水量の減少や枯渇が発生しています。

雨水浸透施設設置状況

	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
雨水浸透ます	基数	14	49	22	22	25	4	12	2	3	2	2	10	0	109	0	8	8	0	1	0	293
	件数	5	15	9	6	10	2	3	1	1	1	1	3	0	66	0	3	3	0	1	0	130
雨水浸透トレンチ	長さ（m）	6	—	—	—	—	—	12	7	13	—	—	—	—	28	—	—	—	—	—	—	66
	件数	1	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	6

「府中市雨水浸透施設設置助成金交付要綱」は平成17年11月9日付で廃止し以降は、同日施行の「府中市エコハウス設備設置補助金交付要綱」に基づく申請です。

＊平成20年度の件数は、清水が丘のお瀧湧水復活事業によるもので、補助対象ではありません。

揚水量調査状況

環境確保条例に基づき、揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設の設置者は、井戸ごとに水量測定器を設置し地下水の揚水量を測定して、市に報告することが義務づけられています。

年　　度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事　業　所　数		44	46	49	53	55
井　戸　本　数		112	110	119	122	123
揚水量（t/年）		16,918,699	17,086,504	18,919,439	17,474,957	17,882,290
内訳	工場	671,069	682,748	671,069	820,417	784,133
	留保工場	1,814,727	1,980,373	1,814,727	1,948,881	1,917,904
	指定作業場	3,813,002	3,566,649	3,813,002	3,658,634	3,468,099
	その他	10,787,706	12,689,669	10,787,706	11,047,025	11,712,154

4 騒音・振動

（1） 騒音・振動の現状

騒音・振動の発生源は、工場・事業場などの生産設備、建設工事、自動車・鉄道・航空機などの交通機関、飲食店・商店などの営業、その他一般家庭を含めた楽器、音響機器、空調設備など多種多様です。騒音・振動は、各種公害のなかでも日常生活に関係が深いため、苦情の受付件数も多くなっています。法律や条例に、騒音・振動に関する環境基準、規制基準及び要請限度等が定められおり、市では、それらに基づき監視調査や指導を行っています。

自動車騒音・振動については、平成24年度から騒音規制法に基づく常時監視が義務付けられたことから幹線道路について調査を実施しています。この調査では、自動車騒音の影響を受ける道路境界から上下50mの範囲にある住居について、環境基準との比較をしています。また、市では従前から実施している市内主要道路の沿道調査を引き続き行っています。それらの結果は、国や都に報告しています。調査地点は、甲州街道（国道20号線）など、自動車交通量の多い主要幹線道路を中心に比較的交通量の多い市道も含め調査しています。騒音については、騒音規制法に基づく要請限度は下回ったものの国道際の夜間では要請限度に近い状況にありました。また、市道際では環境基準を超えているところがありました。。振動については、振動規制法に基づく要請限度を、全ての測定地点で達成しています。なお、振動については、環境基準は定まっておりません。鉄道騒音では、都内6市及び埼玉県内7市の沿線各自治体と武蔵野線対策連絡協議会を組織して、騒音・振動防止対策などについて、JRに対し要望書を提出しています。

用語説明

※ 環境基準

人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準

※ 要請限度

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る自動車騒音及び道路交通振動の限度を定めたもの。

≪騒音と振動の大きさの目安　単位：dB（デシベル）≫

騒音

120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声、犬の鳴き声
80	地下鉄の車内・ピアノの音
70	掃除機・騒々しい街頭
60	普通の会話・チャイム
50	静かな事務所・エアコン室外機
40	深夜の街・小鳥のさえずり・静かな住宅地
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉の触れ合う音・蛍光灯

（出典：東京都　騒音・振動基準集　平成15年3月版）

振動

振動レベル（換算値）	屋内の状況	屋外の状況
55dB以下	無感	無感
55～65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。	無感
65～75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。	
75～85	棚にある食器類が、音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
85～95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて揺れに気付く人がいる。
95～105	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強のないブロック塀崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強のないブロック塀の多くが崩れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。据え付けの悪い自動販売機が倒れることがある。
105～110	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒。戸が外れ飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
110以上	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

（屋内外の状況は「気象庁震度階級関連解説表」による）
（出典：東京都　騒音・振動基準集　平成15年3月版）

ア　騒音規制法に基づく常時監視調査

調査場所の騒音測定結果及び府中市内自動車騒音面的評価（環境基準対比）

	道路名称	調査地点	騒音（デシベル）			交通量	面的評価（環境基準対比）							
			年度	昼間	夜間	（台/日）	年度	区　　間	延長km	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
	中央自動車道富士吉田線（中央道）	是政2-19	25	56	52	77,210	25	調布境～国立境	6.6	2,796	2,770 99.1	7 0.3	0 0.0	19 0.7
		—	—	—	—	—	26		6.6	2,788	2,750 98.6	11 0.4	0 0.0	27 1.0
	一般国道20号（甲州街道）	白糸台1-37-5	24	68	66	39,594	24	調布境～府中街道	4.0	3,336	3,170 95.0	166 5.0	0 0.0	0 0.0
			25	68	65	39,528	25		4.0	3,336	3,334 99.9	1 0.0	0 0.0	1 0.0
			26	70	66	37,734	26		4.0	3,336	3,170 95.0	164 4.9	0 0.0	2 0.1
	一般国道20号（甲州街道）	美好町2-8-20	24	69	67	34,968	24	府中街道～国立境	2.0	1,968	1,759 89.4	209 10.6	0 0.0	0 0.0
			25	70	67	35,136	25		2.0	1,968	1,759 89.4	209 10.6	0 0.0	0 0.0
		美好町1-18-1	26	72	70	34,008	26		2.0	1,963	1,559 79.4	197 10.0	0 0.0	207 10.5
	府中清瀬線（小金井街道）	天神町2-23	25	68	64	10,890	25	旧甲州街道八幡宿交差点～小金井境	2.4	1,636	1,631 99.7	2 0.1	0 0.0	3 0.2
		—	—	—	—	—	26		2.4	1,636	1,629 99.6	4 0.2	0 0.0	3 0.2
	小川山府中線（国分寺街道）	栄町1-3-3	25	65	61	9,258	25	国分寺境～けやき並木北交差点	1.8	1,091	1,090 99.9	1 0.1	0 0.0	0 0.0
		—	—	—	—	—	26		1.8	1,091	1,090 99.9	1 0.1	0 0.0	0 0.0
	府中小平線	是政1-13-10	24	63	56	4,212	24	是政交番前交差点～若松町2交差点（平成24年度は清水が丘2-49-5～同1-20-2を除く）	1.5	977	967 99.0	8 0.8	1 0.1	1 0.1
			25	64	59	7,818	25		2.0	1,167	1,157 99.1	7 0.6	0 0.0	3 0.3
		—	—	—	—	—	26		2.0	1,167	1,156 99.1	8 0.7	0 0.0	3 0.3

	道路名称	調査地点	騒音（デシベル）			交通量	面的評価（環境基準対比）							
			年度	昼間	夜間	（台／日）	年度	区　　間	延長km	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
	川崎府中線（府中街道）	是政 3-35-10	24	70	68	15,750	24	多摩川下り方向北側境～旧甲州街道府中市役所前交差点	2.1	1,297	1,060 81.7	220 17.0	0 0.0	17 1.3
							25		2.1	1,297	1,061 81.8	219 16.9	0 0.0	17 1.3
		—	—	—	—	—	26		2.1	1,297	1,061 81.8	219 16.9	0 0.0	17 1.3
	府中三鷹線（人見街道）	紅葉丘 1-39-1	24	64	59	5,388	24	国道20号若松町2交差点～人見街道調布境	2.7	1,665	1,664 99.9	1 0.1	0 0.0	0 0.0
							25		2.7	1,665	1,665 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		—	—	—	—	—	26		2.7	1,665	1,664 99.9	1 0.1	0 0.0	0 0.0
	府中三鷹線	若松町 4-46-8	24	65	62	4,812	24	新小金井街道、人見街道交差部～浅間山通り若松町4北交差点	0.8	336	334 99.4	2 0.6	0 0.0	0 0.0
							25		0.8	336	334 99.4	2 0.6	0 0.0	0 0.0
		—	—	—	—	—	26		0.8	336	334 99.4	2 0.6	0 0.0	0 0.0
	所沢府中線（新府中街道）	西原町 2-25	26	67	64	29,658	26	新府中街道西原町1交差点～国道20号本宿交番前交差点	1.4	376	349 92.8	12 3.2	0 0.0	15 4.0
	所沢府中線（新府中街道）	北山町 2-5-8	26	62	58	20,766	26	立川国分寺線府中メディカルプラザ入口交差点～西原町1交差点	0.9	262	262 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	府中町田線（鎌倉街道）	分梅町 5-10-1	26	66	63	10,824	26	府中街道府中本町駅入口～新府中街道中河原駅北交差点	2.2	1,248	1,243 99.6	2 0.2	0 0.0	3 0.2

	府中町田線(新府中街道・鎌倉街道)	分梅町3-51-2	26	70	66	31,974	26	国道20号本宿交番前交差点～鎌倉街道関戸橋北交差点市境	2.1	1,028	912 88.7	83 8.1	0 0.0	33 3.2
評価対象住居等戸数が年度により異なるのは、対象となる道路の交差部を年度ごとに再評価しているため、差が生じることがあります。なお、府中小平線については、平成 25 年度以降新規開通部が含まれています。														

イ　騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度調査

（ア）　道路環境調査結果（騒音　単位：dB）

表中　－ は実施なし

a　国道　昼間（要請限度75dB　環境基準70dB）

道路名 （調査場所）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
甲州街道（寿町3－1）	－	69	－	71	72
甲州街道（西府町2－16）	75	－	－	－	－
甲州街道（美好町2－4）	76	75	73	71	73

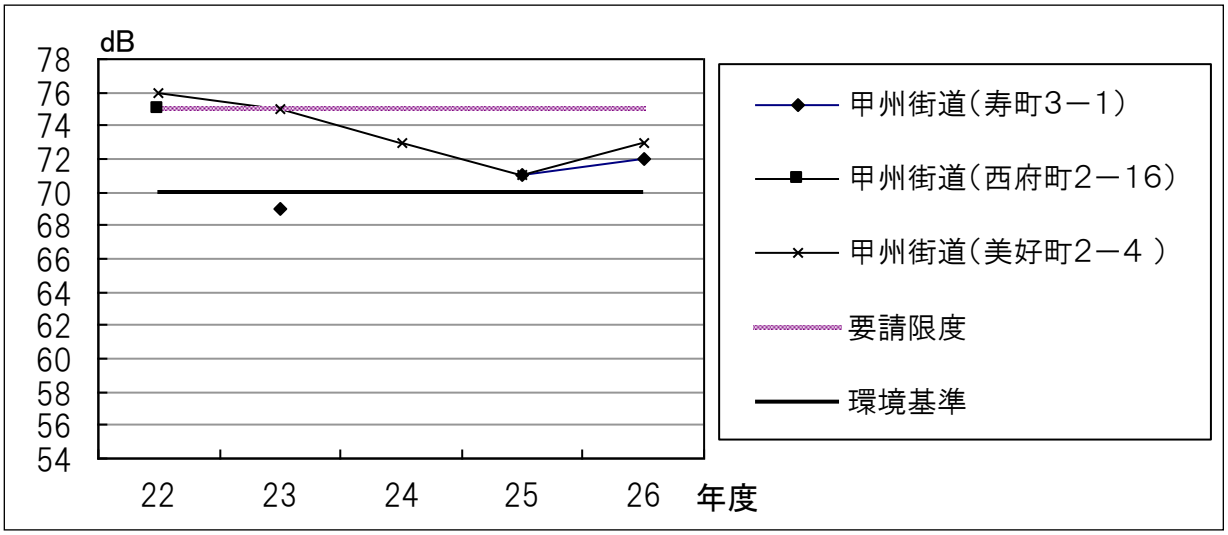

b　国道　夜間（要請限度70dB　環境基準65dB）

道路名 （調査場所）	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
甲州街道（寿町3－1）	－	67	－	68	70
甲州街道（西府町2－16）	74	－	－	－	－
甲州街道（美好町2－4 ）	75	73	69	68	70

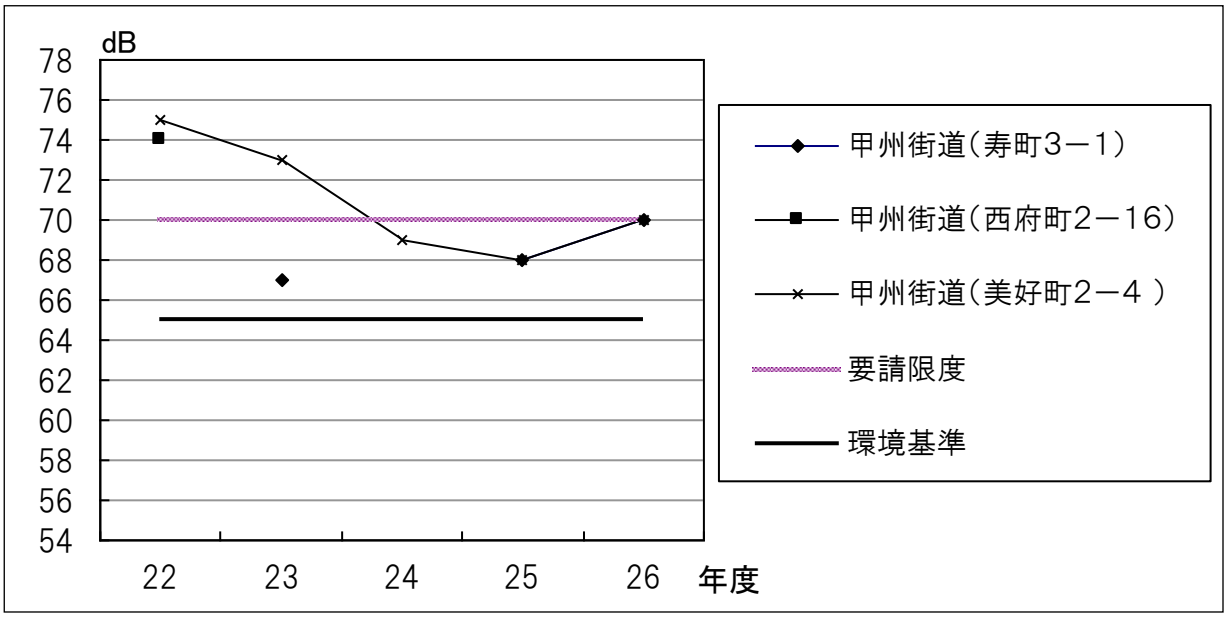

c　都道　昼間(要請限度75dB　環境基準70dB)

道路名　(調査場所)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新府中街道(北山町3－5)	－	－	65	68	65
府中街道(矢崎町1－5)	69	68	69	69	69
新府中街道(分梅町3－50　)	69	－	67	67	68
新小金井街道(浅間町4－5)	68	67	66	65	66
小金井街道(緑町1－29)	65	65	66	66	65
人見街道(若松町3－39　)	61	65	63	64	64
府中街道(寿町3－7)	－	－	－	63	65

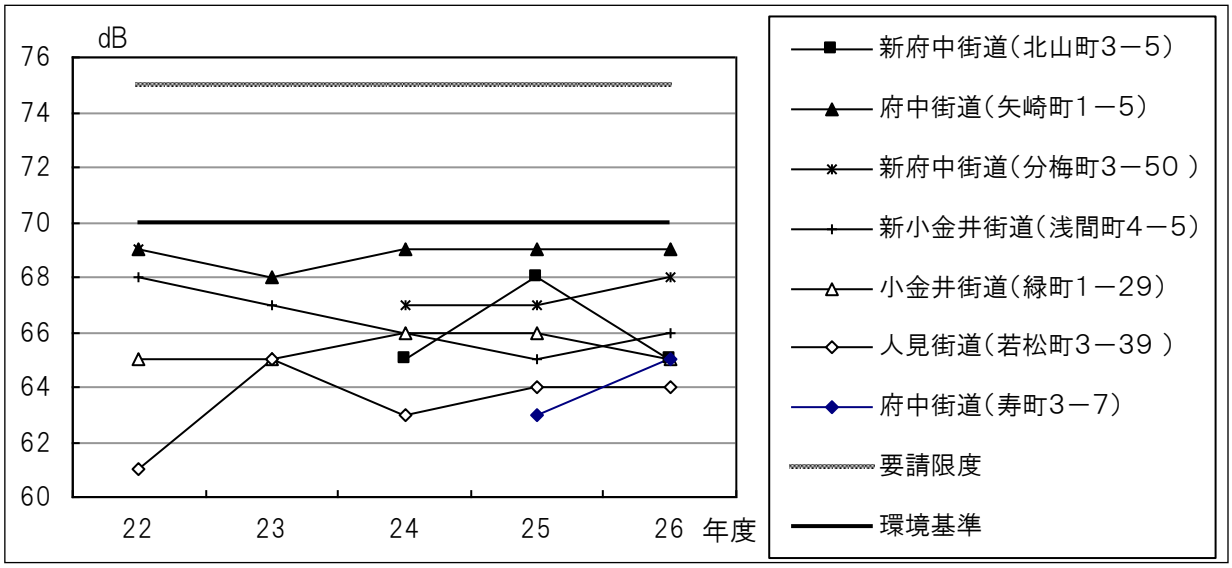

d　都道　夜間(要請限度70dB　環境基準65dB)

道路名　(調査場所)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新府中街道(北山町3－5)	－	－	61	63	59
府中街道(矢崎町1－5)	66	66	66	66	67
新府中街道(分梅町3－50　)	66	－	64	64	64
新小金井街道(浅間町4－5)	66	64	61	62	62
小金井街道(緑町1－29)	62	61	64	63	64
人見街道(若松町3－39　)	57	63	56	59	59
府中街道(寿町3－7)	－	－	－	61	62

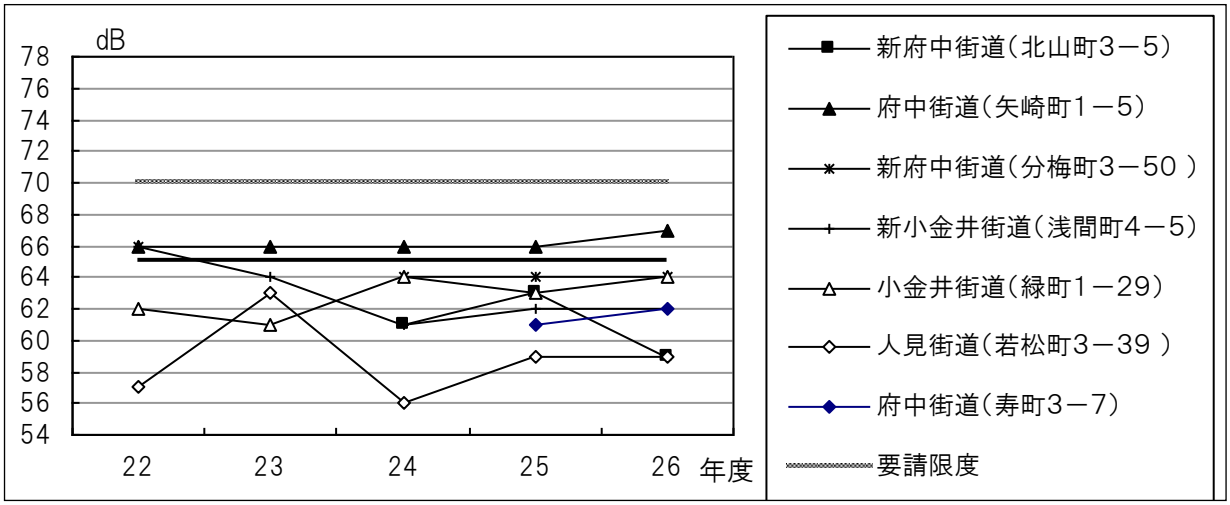

e　市道　昼間(要請限度75dB　環境基準70dB)

道路名　(調査場所)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中央道側道･中央自動車道富士吉田線(是政2－20)	－	58	58	58	57

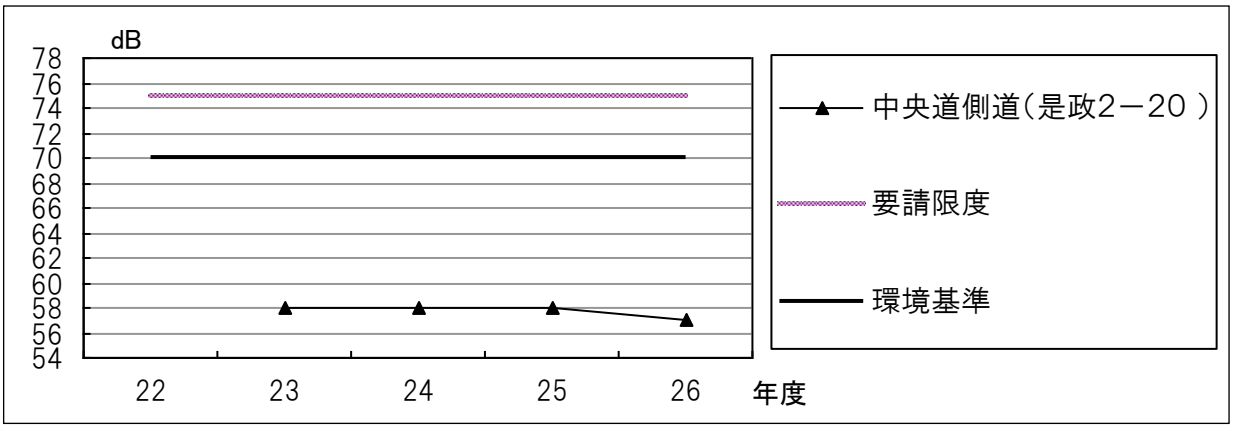

f　市道　昼間(要請限度75dB　環境基準65dB)

道路名　(調査場所)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
多摩川通り(四谷5－44)	70	72	70	70	70
学園通り(栄町1－1)	－	－	－	－	67

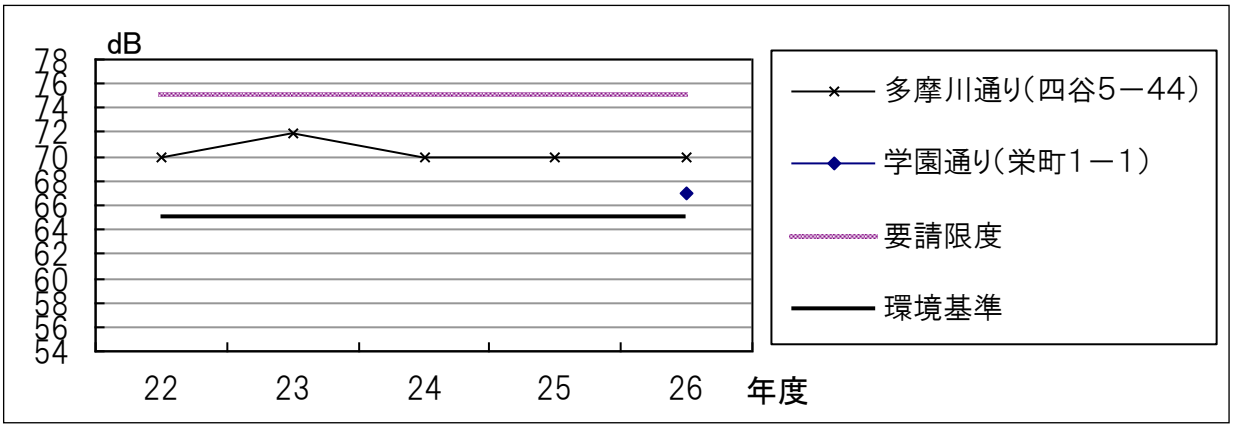

g　市道　昼間(要請限度70dB　環境基準60dB)

道路名　(調査場所)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
四谷通り(四谷4－46　)	－	－	－	－	－
白糸台通り(押立町1－39)	66	68	68	67	67
しみず下通り(押立町1－39)	－	－	－	－	65
10中通り(西府町4－21)	－	－	－	－	61

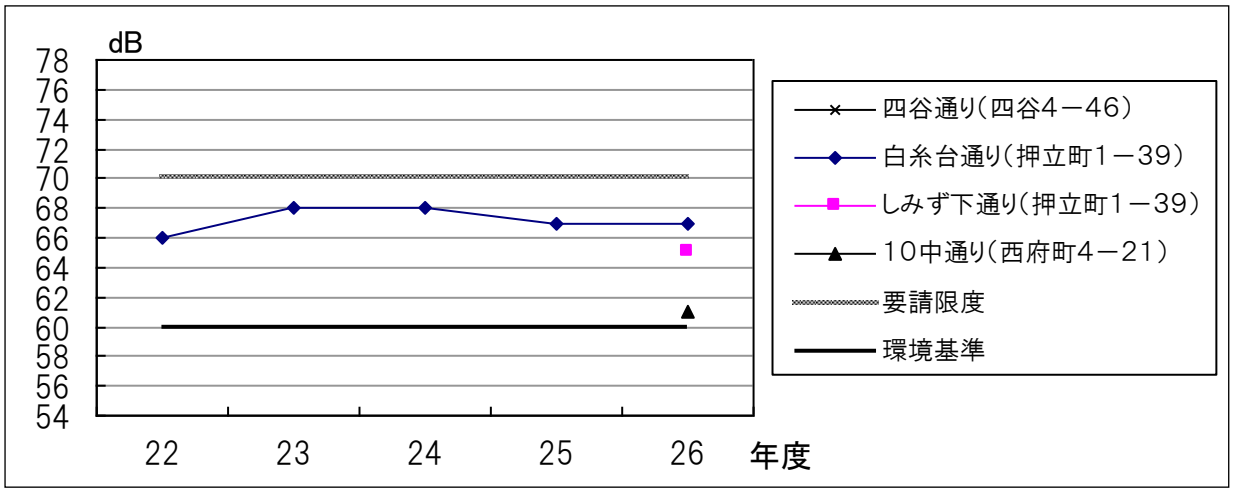

h　市道　夜間(要請限度70dB　環境基準65dB)

道路名　(調査場所)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中央道側道･中央自動車道富士吉田線 (是政2－20)	－	53	53	54	55

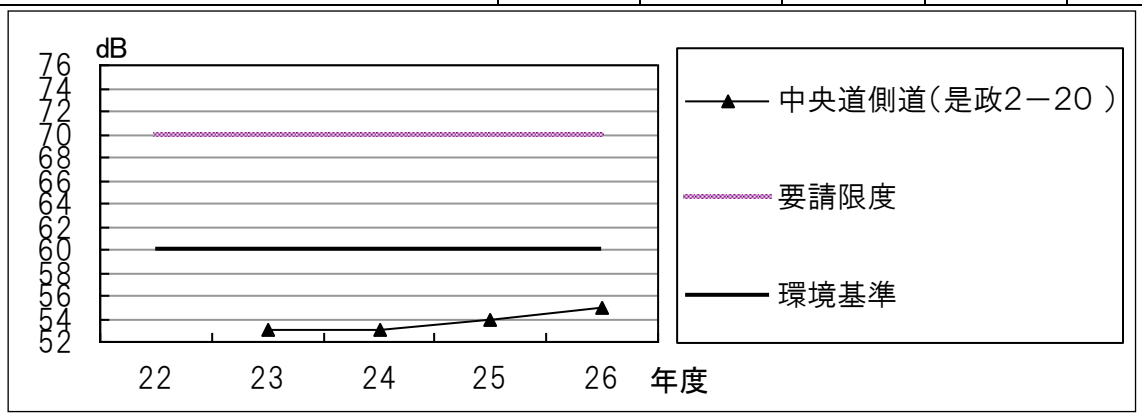

i　市道　夜間(要請限度70dB　環境基準60dB)

道路名　(調査場所)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
多摩川通り(四谷5－44)	67	66	66	67	67
学園通り(栄町1－1)	—	—	—	—	60

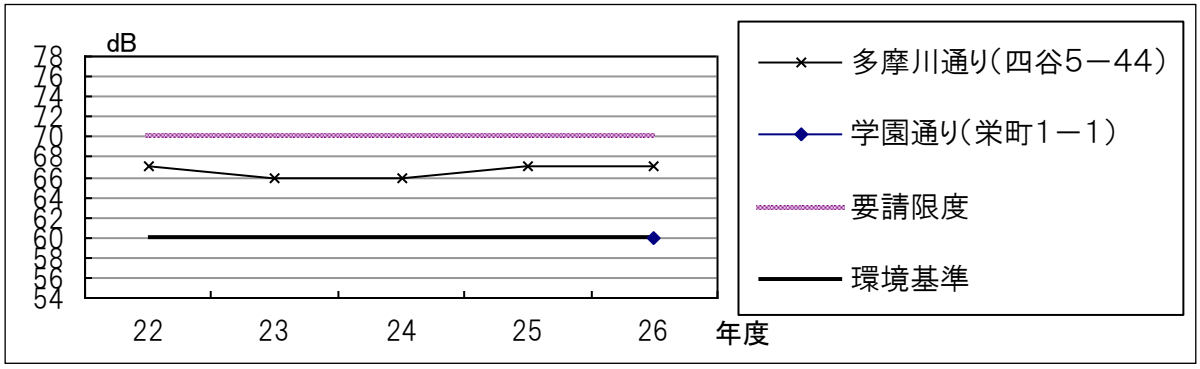

j　市道　夜間(要請限度65dB　環境基準55dB)

道路名　(調査場所)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
四谷通り(四谷4－46　)	－	－	－	－	－
白糸台通り(押立町1－39)	67	64	66	64	63
しみず下通り(押立町1－39)	－	－	－	－	59
10中通り(西府町4－21)	－	－	－	－	53

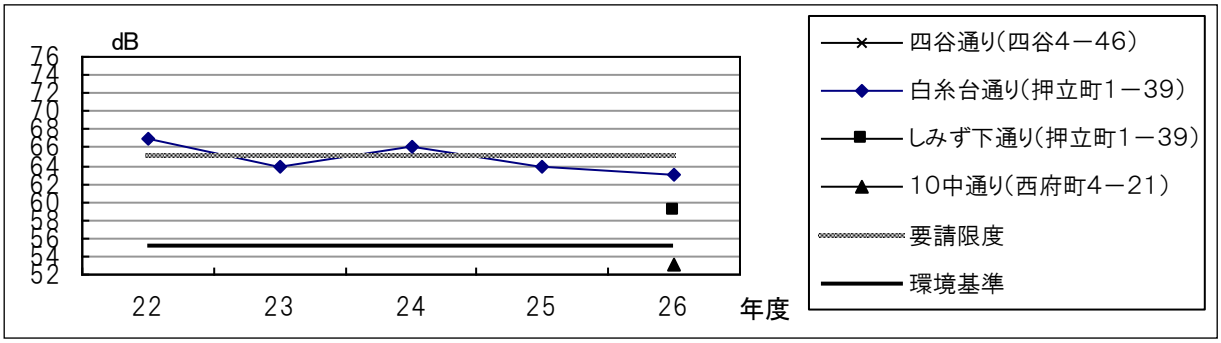

（イ）　道路環境調査結果（振動　単位：dB）

a　昼間（要請限度65dB）

道路名（調査場所）		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国道	甲州街道（西府町2－16）	50	－	－	－	－
都道	新府中街道（北山町3－5）	－	－	42	41	42
	府中街道（矢崎町1－5）	39	－	41	41	41
	新府中街道（分梅町3－50）	38	－	40	41	39
	新小金井街道（浅間町4－5）	42	－	43	45	47
	小金井街道（緑町1－29）	40	－	40	41	40
	人見街道（若松町3－39）	－	－	41	43	43
市道	中央道側道・中央自動車道富士吉田線（是政2－20）	－	－	33	33	34
	四谷通り（四谷4－46）	－	－	－	－	－
	白糸台通り（押立町1－39）	36	－	40	38	38
	学園通り（栄町1－1）	－	－	－	－	49
	しみず下通り（押立町1－39）	－	－	－	－	43
	10中通り（西府町4－21）	－	－	－	－	39

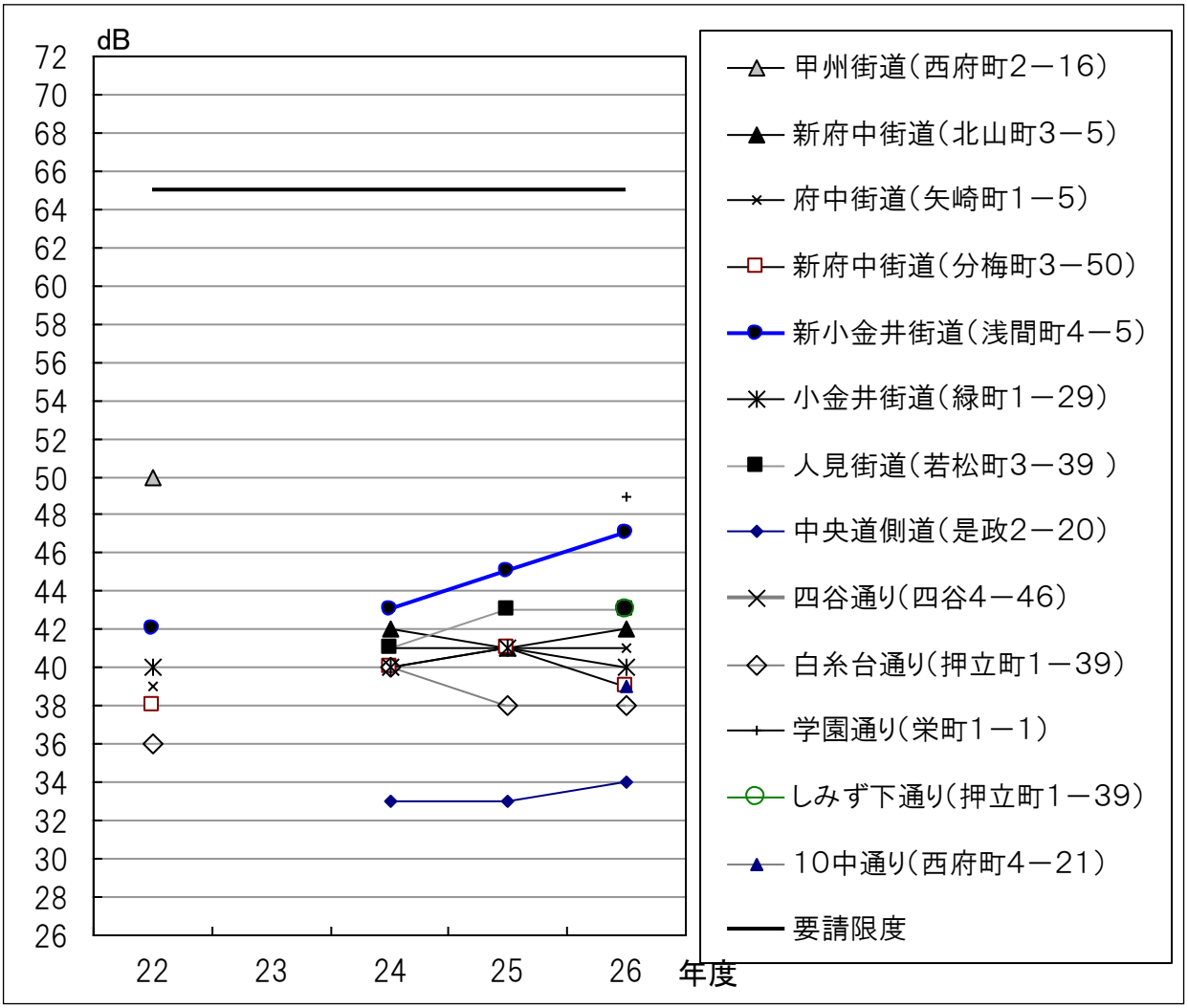

b　夜間（要請限度60dB）

道路名　（調査場所）		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国道	甲州街道（西府町2－16）	50	－	－	－	－
都道	新府中街道（北山町3－5）	－	－	39	38	39
	府中街道（矢崎町1－5）	39	－	39	39	39
	新府中街道（分梅町3－50）	36	－	38	39	37
	新小金井街道（浅間町4－5）	41	－	40	41	42
	小金井街道（緑町1－29）	37	－	35	37	36
	人見街道（若松町3－39）	－	－	30	33	35
市道	中央道側道・中央自動車道富士吉田線（是政2－20）	－	－	33	33	35
	四谷通り（四谷4－46）	－	－	－	－	－
	白糸台通り（押立町1－39）	31	－	34	33	32
	学園通り（栄町1－1）	－	－	－	－	42
	しみず下通り（押立町1－39）	－	－	－	－	35
	10中通り（西府町4－21）	－	－	－	－	30

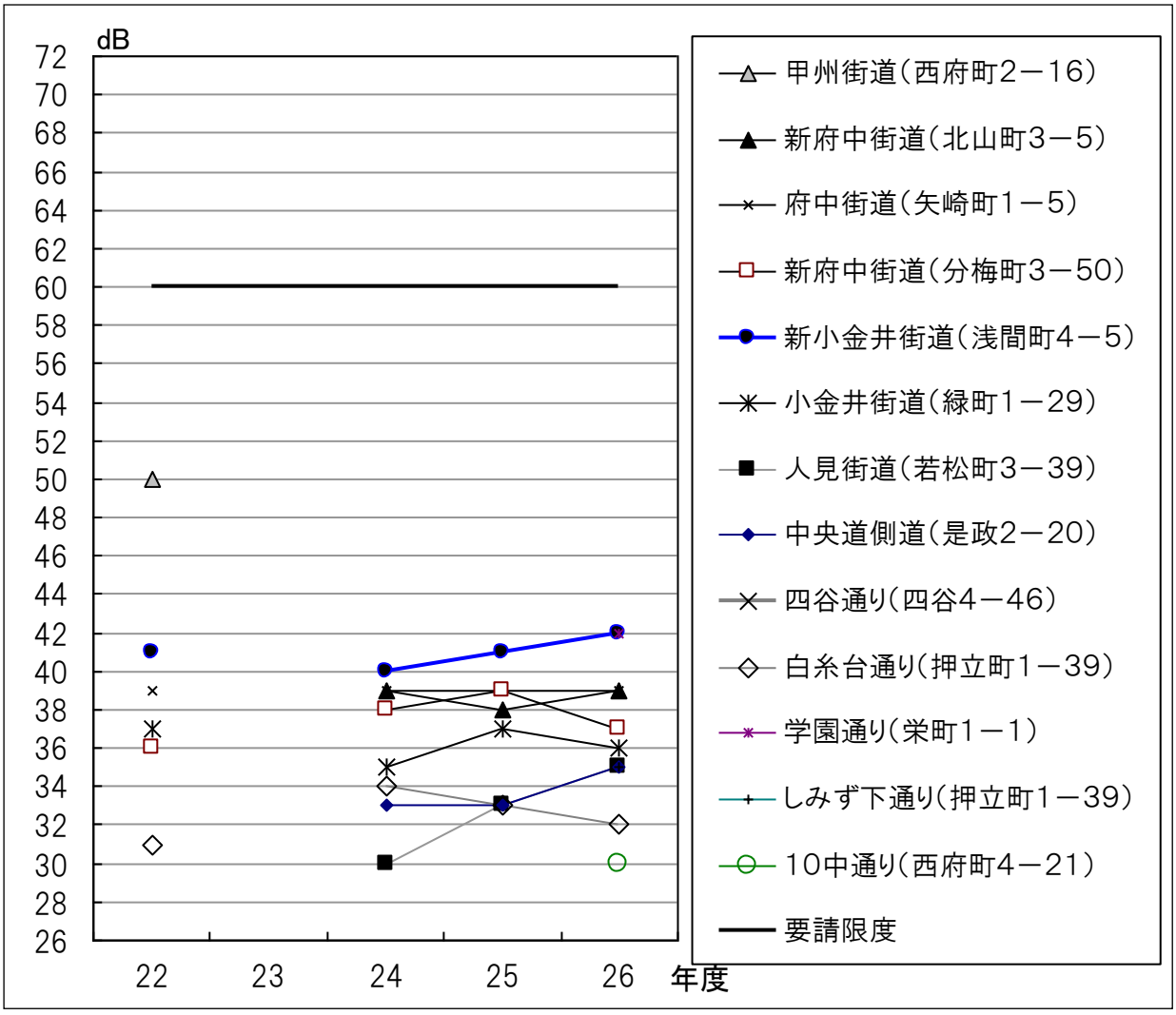

c　昼間(要請限度70dB)

道路名 (調査場所)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国道	甲州街道(寿町3－1)	－	－	－	47	47
	甲州街道(美好町2－4)	42	－	47	48	48
都道	府中街道(寿町3－7)	－	－	－	44	42
市道	多摩川通り(四谷5－44)	31	－	35	34	34

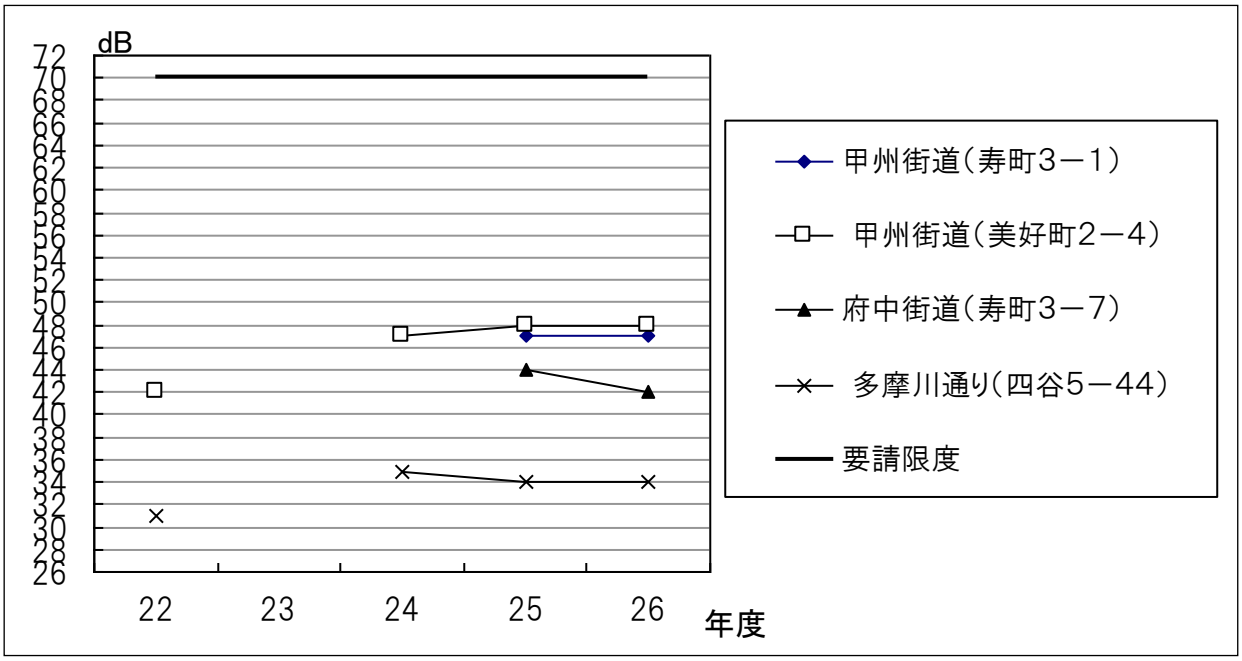

d　夜間(要請限度65dB)

道路名 (調査場所)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国道	甲州街道(寿町3－1)	－	－	－	45	45
	甲州街道(美好町2－4)	40	－	46	46	46
都道	府中街道(寿町3－7)	－	－	－	42	39
市道	多摩川通り(四谷5－44)	27	－	29	30	29

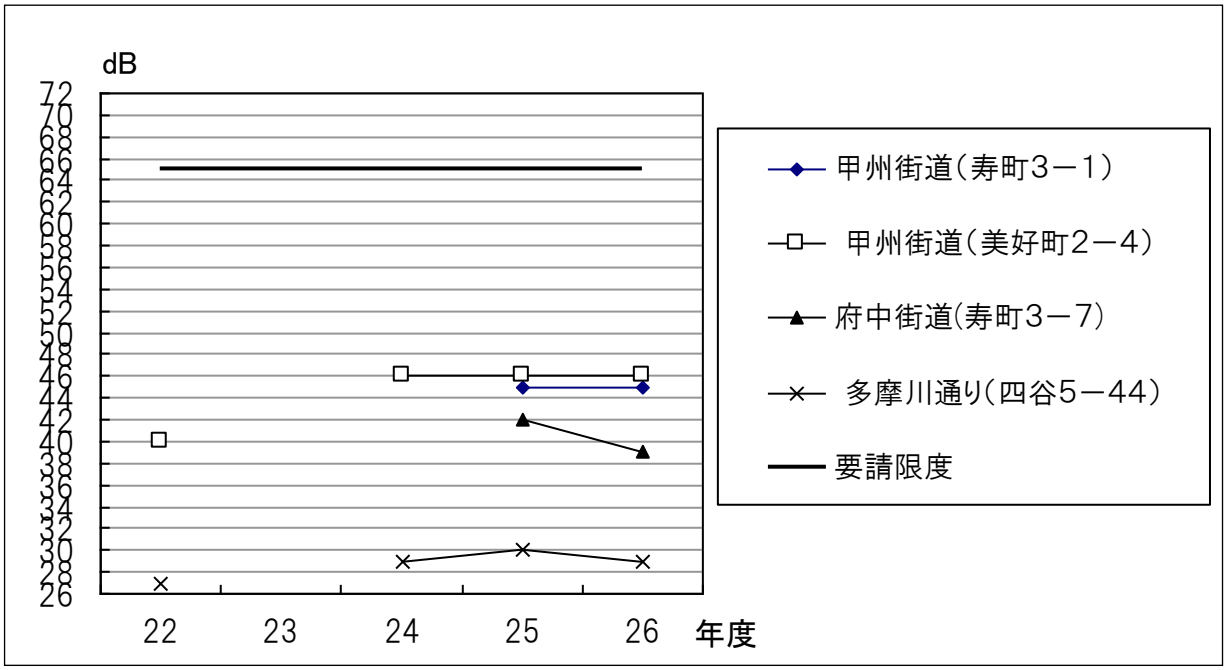

道路環境調査（自動車交通量）

単位：台/時間

道路名（調査場所）			区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1	国道	甲州街道（国道20号）（寿町3－1）	昼	－	1,560	－	1,758	1,694
			夜	－	498	－	613	611
2		甲州街道（国道20号）（西府町2－16）	昼	2,472	－	－	－	－
			夜	－	－	－	－	－
3		甲州街道（国道20号）（美好町2－4）	昼	2,004	1,632	1,530	1,547	1,419
			夜	－	－	444	518	442
4	都道	新府中街道（北山町3－5）	昼	－	－	－	1,011	851
			夜	－	－	－	239	195
5		府中街道（矢崎町1－5）	昼	1,116	1,002	930	819	845
			夜	－	－	270	220	270
6		新府中街道（分梅町3－50）	昼	2,106	1,344	1,494	1,650	1,447
			夜	－	396	408	470	475
7		新小金井街道（浅間町4－5）	昼	858	756	－	811	850
			夜	210	210	－	226	198
8		小金井街道（緑町1－29）	昼	576	450	－	411	359
			夜	－	－	－	131	113
9		人見街道（若松町3－39）	昼	366	312	228	268	250
			夜	－	42	36	38	50
10		府中街道（寿町3－7）	昼	－	－	－	806	784
			夜	－	－	－	279	226
11	市道	中央道側道・中央自動車道富士吉田線（是政2－20）	昼	－	30	24	30	21
			夜	－	6	2	6	7
12		多摩川通り（四谷5－44）	昼	－	576	630	583	658
			夜	－	162	144	163	155
13		四谷通り（四谷4－46）	昼	－	－	－	－	－
			夜	－	－	－	－	－
14		白糸台通り（押立町1－39）	昼	792	－	900	742	660
			夜	156	－	240	191	158
15		学園通り（栄町1－1）	昼	－	－	－	－	389
			夜	－	－	－	－	65
16		しみず下通り（押立町1－39）	昼	－	－	－	－	473
			夜	－	－	－	－	95
17		10中通り（西府町4－21）	昼	－	－	－	－	89
			夜	－	－	－	－	11

－は実施なし

道路環境調査　基準との比較

単位：dB(デシベル)

道路名（調査場所）			区分	騒音					振動		
				計測値	要請限度による		環境基準による		計測値	要請限度による	
					評価	要請限度	評価	環境基準		評価	要請限度
1	国道	甲州街道(国道20号)(寿町3－1)	昼	72	○	75	×	70	47	○	70
			夜	70	○	70	×	65	45	○	65
2		甲州街道(国道20号)(西府町2－16)	昼	－	－	75	－	70	－	－	65
			夜	－	－	70	－	65	－	－	60
3		甲州街道(国道20号)(美好町2－4)	昼	73	○	75	×	70	48	○	70
			夜	70	○	70	×	65	46	○	65
4	都道	新府中街道(北山町3－5)	昼	65	○	75	○	70	42	○	65
			夜	59	○	70	○	65	39	○	60
5		府中街道(矢崎町1－5)	昼	69	○	75	○	70	41	○	65
			夜	67	○	70	×	65	39	○	60
6		新府中街道(分梅町3－50)	昼	68	○	75	○	70	39	○	65
			夜	64	○	70	○	65	37	○	60
7		新小金井街道(浅間町4－5)	昼	66	○	75	○	70	47	○	65
			夜	62	○	70	○	65	42	○	60
8		小金井街道(緑町1－29)	昼	65	○	75	○	70	40	○	65
			夜	64	○	70	○	65	36	○	60
9		人見街道(若松町3－39)	昼	64	○	75	○	70	43	○	65
			夜	59	○	70	○	65	35	○	60
10		府中街道(寿町3－7)	昼	65	○	75	○	70	42	○	70
			夜	62	○	70	○	65	39	○	65
11	市道	中央道側道･中央自動車道富士吉田線(是政2－20)	昼	57	○	75	○	70	34	○	65
			夜	55	○	70	○	65	35	○	60
12		多摩川通り(四谷5－44)	昼	70	○	75	×	65	34	○	70
			夜	67	○	70	×	60	29	○	65
13		四谷通り(四谷4－46)	昼	－	－	70	－	60	－	－	65
			夜	－	－	65	－	55	－	－	60
14		白糸台通り(押立町1－39)	昼	67	○	70	×	60	38	○	65
			夜	63	○	65	×	55	32	○	60
15		学園通り(栄町1－1)	昼	67	○	75	×	65	49	○	65
			夜	60	○	70	○	60	42	○	60
16		しみず下通り(押立町1－39)	昼	65	○	70	×	60	43	○	65
			夜	59	○	65	×	55	35	○	60
17		10中通り(西府町4－21)	昼	61	○	70	×	60	39	○	65
			夜	53	○	65	○	55	30	○	60

○　：達成　　×　：非達成　　－　：評価不可

＜参考＞道路環境規制基準

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">道路名（調査場所）</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">騒　音</th><th colspan="2">振　動</th></tr>
<tr><th colspan="2">要請限度</th><th colspan="2">環境基準</th><th>要請限度</th></tr>
<tr><td rowspan="6">国道</td><td rowspan="2">甲州街道(国道20号)
(寿町3－1)</td><td>昼</td><td>75</td><td rowspan="22">昼
75

夜
70</td><td>70</td><td rowspan="20">昼
70

夜
65</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">甲州街道(国道20号)
(西府町2－16)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">甲州街道(国道20号)
(美好町2－4)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="14">都道</td><td rowspan="2">新府中街道
(北山町3－5)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">府中街道
(矢崎町1－5)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新府中街道
(分梅町3－50)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新小金井街道
(浅間町4－5)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小金井街道
(緑町1－29)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人見街道
(若松町3－39)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">府中街道
(寿町3－7)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="14">市道</td><td rowspan="2">中央道側道･中央自動車道
富士吉田線(是政2－20)</td><td>昼</td><td>75</td><td>70</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>65</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">多摩川通り
(四谷5－44)</td><td>昼</td><td>75</td><td>65</td><td>65</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>60</td><td>60</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">四谷通り
(四谷4－46)</td><td>昼</td><td>70</td><td>70</td><td>60</td><td>60</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>65</td><td>65</td><td>55</td><td>55</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">白糸台通り
(押立町1－39)</td><td>昼</td><td>70</td><td>70</td><td>60</td><td>60</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>65</td><td>65</td><td>55</td><td>55</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学園通り
(栄町1－1)</td><td>昼</td><td>75</td><td>75</td><td>65</td><td>65</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>70</td><td>70</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">しみず下通り
(押立町1－39)</td><td>昼</td><td>70</td><td>70</td><td>60</td><td>60</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>65</td><td>65</td><td>55</td><td>55</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10中通り
(西府町4－21)</td><td>昼</td><td>70</td><td>70</td><td>60</td><td>60</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>65</td><td>65</td><td>55</td><td>55</td><td>60</td></tr>
</table>

5 悪臭

（1） 悪臭の現状

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感をもたらす感覚公害のひとつで、数値での評価が難しい側面をもっています。

そこで都では、平成14年7月に、臭気指数方式の規制を導入しました。この臭気指数方式は、悪臭防止法と環境確保条例で異なっていた規制方式を統一したもので、人が実際に臭いをかいで臭気の程度を判定します。におい物質ごとの濃度を測定する判定法ではないため、悪臭の原因が、複数の物質の混合されている場合や、未知のにおい物質を含んでいるような場合でも、人の感覚に近い判定ができます。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、悪臭防止法の規制地域と当該地域における規制基準は、平成 24 年度から市が定めています。内容は、従前と変わりありません。

市で受け付けている悪臭苦情の原因としては、工場、飲食店、野外焼却、畜舎やたい肥などがあります。なお、工場の認可に際して、悪臭防止対策を指導しています。

6 放射能

（1） 放射能の現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が放出され、福島県だけではなく東日本の各地において放射性物質による環境の汚染が生じました。放出された放射性物質には、主にヨウ素131、セシウム134、セシウム137などがあります。

震災前の東京都内の空間放射線量を測定するモニタリングポストは、「東京都健康安全研究センター（新宿区）」のみでしたが、平成23年12月に2か所「東京都立篠崎公園（江戸川区）」、「東京都薬用植物園（小平市）」が新設されました。さらに、平成24年4月11日から4か所「東京国際空港（大田区）」、「東京都立舎人公園（足立区）」、「首都大学東京南大沢キャンパス（八王子市）」、「調布飛行場（調布市）」が運用されています。

市では市内の状況を把握するため、独自に空間放射線量、土壌中の放射性物質、プール水などの放射性物質を測定しました。市内の状況としましては、土壌の測定で放射性物質が検出されましたが、それほど高い値ではなく、平成23年度に比べて年々減少傾向となっています。また、空間放射線量も直ちに影響のある値ではなく、減少傾向となっています。

（2） 放射能の単位

放射能に関する単位でよく出てくるものにBq（ベクレル）とSv（シーベルト）がありますが、Bqは食品や水、土壌中にどれだけ放射性物質が含まれているかを表し（1ベクレルは1秒間に1回放射線を出す能力）、Sv は放射線が人体にどれだけ影響を及ぼすかを表します。1000μSv（マイクロシーベルト）＝1mSv（ミリシーベルト）＝0．001Sv はすべて同じ値です。なお、一般的な測定器などで空間放射線量測定する際には、1時間あたりの線量を計測します。

（3） 空間放射線量・放射性物質の基準値

ア　空間放射線量

国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告における、一般の人に対する放射線量指標は平常時年間1ミリシーベルト（1mSv/年）以下です。なお、年間1ミリシーベルト以下というのは、自然界から受ける放射線と医療による放射線を除いた値です。

捕捉説明　※1年間の積算推計線量の計算方法
（測定結果－自然界放射線量）×（16/24×0．4＋8/24×1）×24時間×365日
＊自然界放射線量は、一般的に 1 時間当たり0．05マイクロシーベルト（μSv/h)と言われています。
＊屋外に8時間、木造家屋内に16時間いると仮定した場合の計算方法です。木造家屋内滞在における低減効果係数0．4です。

イ　土壌中の放射性物質

土壌中の放射性物質に関する国の基準はありません。

ウ　肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

農林水産省が定めた、堆肥・土壌改良資材・培土中に含まれる放射性セシウムの暫定許容値は、400Bq/kgです。

エ　プール水の放射性物質

プール水の放射性物質に関する国の基準はありません。

【参考】

食品等の基準値

放射性物質	食品群	基準値 (Bq/kg)	省令等
放射性 ヨウ素	飲料水	300 (乳児 100)	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値
	牛乳・乳製品		
	野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000	
	魚介類		
放射性 セシウム	飲料水	10	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (食品中の放射性物質の新たな基準値)
	牛乳	50	
	乳児用食品	50	
	一般食品	100	

(4) 測定機器・測定方法

ア　空間放射線量

(ア)　測定機器

Radi PA-1000(株式会社堀場製作所製)

(イ)　測定方法

地表面から高さ100cm・5cmの2地点で、1分間保持し数値を安定させた後、30秒ごとに5回測定し、平均値をその定点の測定値とする。

イ　土壌中の放射性物質

(ア)　測定機器

ゲルマニウム半導体検出器　GEM20P4-70(オルテック社製)

(イ)　測定方法

直径5cm・深さ5cmの円柱状に5か所の土または砂(約100g)を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省　平成4年)

ウ　肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

(ア)　測定機器

ゲルマニウム半導体検出器　GEM20P4-70(オルテック社製)

(イ)　測定方法

農林水産省が定めた「堆肥中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」により試料を採取し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定

エ　プール水・地下水の放射性物質

(ア)　測定機器

ゲルマニウム半導体検出器　7500SL(CANBERRA 社製)

(イ)　測定方法

約2ℓのプール水、地下水を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省　平成4年)

（5） 測定結果

ア　空間放射線量（平均値）

平成23年9月5日から市立小学校22校で定点･定時（校庭中央・休日を除き概ね午前9時）に空間放射線量を測定しています。

なお、震災前の東京都健康安全研究センター（新宿区）での平常時の値は0．028～0．079μSv/hでした。

年度 / 測定場所	23年度		24年度		25年度		26年度	
	100 ㎝	5 ㎝	100 ㎝	5 ㎝	100 ㎝	5 ㎝	100 ㎝	5 ㎝
市立小学校(校庭22か所)	0.063	0.067	0.056	0.059	0.052	0.054	0.051	0.053

単位：1 時間あたりのマイクロシーベルト（μSv/h）

測定場所は、小学校の空間放射線量測定結果（月別平均値）のとおり。

イ　土壌中の放射性物質（平均値）

土壌中の放射性物質については、概ね減少傾向となっています。

年度（採取日） 小：小学校 他：その他 / 測定場所	23年度 （8/16）		24年度 （10/16）		25年度 （10/17）		26年度 （小：10/16） （他：10/17）	
	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
市立小学校(校庭22か所)	ND	79	ND	41	ND	23	ND	13
市立幼稚園(砂場1か所)	ND	103	ND	66	ND	38	ND	38
市立保育所(砂場3か所)	ND	90	ND	38	ND	34	ND	25
市立公園(砂場4か所)	ND	49	ND	15	ND	38	ND	24
郷土の森バーベキュー場	―	―	ND	18	ND	47	ND	54

単位：1 キログラムあたりのベクレル（Bq/kg）

※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

幼稚園：小柳幼稚園

保育所：東・中央・四谷保育所

公園：西原・日新町・多磨町・押立町公園

ウ　腐葉土・落ち葉の放射性物質

若松苗圃の「落ち葉の銀行」の腐葉土を採取し、放射性物質を測定しました。

採取場所	採取日 / 品目	25年度 （10/11）		26年度 （9/12）	
		ヨウ素 131	セシウム 134・137	ヨウ素 131	セシウム 134・137
若松苗圃	腐葉土	ND	20	ND	30

単位：1 キログラムあたりのベクレル（Bq/kg）

※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

エ　プール水の放射性物質（平均値）

プール水の放射性物質については、測定場所の全てで平成23年から平成26年度まで検出下限値未満でした。

年度（採取日） 小：小学校 他：その他 測定場所	23年度 （7/27）		24年度 （小：6/19） （他：7/13）		25年度 （小：6/26） （他：7/12）		26年度 （小：6/20） （他：7/17）	
	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
市立小学校プール （22か所）	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—
市立小学校プール （十・本宿・小柳・四谷）	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND
市立プール(8か所)	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—
市立プール （郷土の森総合・市民）	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND
郷土の森博物館 水遊びの池	ND	ND	ND	ND	—	—	—	—

単位：1 キログラムあたりのベクレル（Bq/kg）

※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

市立プール：郷土の森総合プール、市民プール（寿町）、美好水遊び広場、地域プール（小柳・白糸台・西府・武蔵台・新町）

オ　地下水放射性物質（平均値）

地下水の放射性物質については、平成23年から平成26年度まで検出下限値未満でした。

年度（採取日） 測定場所	23年度 （7/27）		24年度 （毎月1回）		25年度 （毎月1回）		26年度 （毎月1回）	
	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
地下水 （旧武蔵台2号水源）	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

単位：1 キログラムあたりのベクレル（Bq/kg）

※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

（6） 空間放射線量測定器の貸出

市民の皆さんが身近な場所の空間放射線量を測定できるように、空間放射線量測定器の貸出をしています。

空間放射線量測定器の貸出件数　（単位：件）

年度 貸出場所	23年度	24年度	25年度	26年度
文化センター11か所	222	98	—	—
環境保全活動センター	—	44	49	18

※平成23年11月22日から文化センター11か所で貸出を開始

※平成24年8月末までは文化センター11か所で貸出、平成24年9月からは府中市環境保全活動センターで貸出

平成26年度小学校の空間放射線量測定結果（月別平均値）

測定場所	4 月		5 月		6 月		7 月		9 月		10 月	
	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm
第一小学校	0.046	0.053	0.045	0.050	0.043	0.048	0.042	0.050	0.043	0.049	0.043	0.049
第二小学校	0.062	0.062	0.065	0.067	0.061	0.063	0.061	0.063	0.059	0.060	0.057	0.058
第三小学校	0.048	0.049	0.047	0.049	0.050	0.052	0.052	0.052	0.046	0.046	0.047	0.048
第四小学校	0.052	0.054	0.052	0.053	0.052	0.051	0.051	0.052	0.050	0.050	0.054	0.053
第五小学校	0.052	0.054	0.053	0.054	0.051	0.052	0.052	0.056	0.047	0.050	0.052	0.054
第六小学校	0.043	0.047	0.044	0.048	0.044	0.049	0.043	0.048	0.053	0.052	0.055	0.054
第七小学校	0.050	0.056	0.052	0.056	0.050	0.058	0.052	0.055	0.055	0.059	0.051	0.054
第八小学校	0.056	0.059	0.054	0.058	0.054	0.058	0.053	0.056	0.053	0.055	0.056	0.060
第九小学校	0.056	0.058	0.055	0.057	0.052	0.054	0.055	0.056	0.053	0.054	0.052	0.053
第十小学校	0.066	0.068	0.059	0.062	0.056	0.058	0.056	0.059	0.056	0.058	0.058	0.060
武蔵台小学校	0.053	0.056	0.052	0.056	0.050	0.054	0.052	0.053	0.051	0.054	0.051	0.053
住吉小学校	0.046	0.052	0.047	0.052	0.044	0.049	0.044	0.049	0.045	0.050	0.046	0.051
新町小学校	0.040	0.044	0.039	0.043	0.039	0.042	0.039	0.040	0.037	0.040	0.038	0.040
本宿小学校	0.054	0.058	0.057	0.060	0.060	0.061	0.060	0.061	0.059	0.060	0.061	0.061
白糸台小学校	0.050	0.053	0.049	0.051	0.045	0.048	0.046	0.049	0.046	0.048	0.047	0.048
矢崎小学校	0.049	0.049	0.051	0.051	0.046	0.047	0.048	0.049	0.048	0.048	0.048	0.050
若松小学校	0.056	0.057	0.057	0.061	0.057	0.060	0.062	0.063	0.063	0.066	0.064	0.063
小柳小学校	0.053	0.051	0.054	0.055	0.054	0.054	0.054	0.054	0.054	0.055	0.055	0.057
南白糸台小学校	0.054	0.054	0.052	0.056	0.052	0.054	0.051	0.052	0.054	0.055	0.056	0.056
四谷小学校	0.038	0.039	0.036	0.038	0.034	0.036	0.034	0.035	0.036	0.037	0.053	0.064
南町小学校	0.046	0.049	0.046	0.048	0.046	0.046	0.044	0.048	0.045	0.048	0.045	0.046
日新小学校	0.044	0.045	0.047	0.049	0.042	0.043	0.043	0.043	0.043	0.045	0.045	0.045
平均値	0.051	0.053	0.051	0.053	0.049	0.052	0.050	0.052	0.050	0.052	0.051	0.054

単位：1 時間あたりのマイクロシーベルト（μSv/h）

平成26年度小学校の空間放射線量測定結果（月別平均値）

測定場所	11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		26 年度平均	
	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm
第一小学校	0.045	0.052	0.046	0.051	0.044	0.051	0.046	0.052	0.044	0.049	0.044	0.050
第二小学校	0.061	0.061	0.057	0.060	0.057	0.060	0.060	0.062	0.059	0.061	0.060	0.062
第三小学校	0.049	0.051	0.052	0.053	0.051	0.052	0.052	0.055	0.047	0.050	0.049	0.051
第四小学校	0.055	0.055	0.054	0.054	0.053	0.053	0.054	0.053	0.051	0.053	0.053	0.053
第五小学校	0.047	0.052	0.050	0.054	0.048	0.052	0.048	0.051	0.048	0.051	0.050	0.053
第六小学校	0.059	0.060	0.062	0.061	0.061	0.061	0.060	0.059	0.059	0.058	0.053	0.054
第七小学校	0.056	0.062	0.059	0.064	0.053	0.058	0.054	0.059	0.060	0.066	0.054	0.059
第八小学校	0.053	0.055	0.051	0.053	0.056	0.056	0.054	0.056	0.054	0.057	0.054	0.057
第九小学校	0.054	0.059	0.055	0.056	0.057	0.063	0.056	0.058	0.054	0.058	0.054	0.057
第十小学校	0.058	0.060	0.060	0.061	0.058	0.061	0.058	0.061	0.058	0.061	0.058	0.061
武蔵台小学校	0.052	0.054	0.052	0.055	0.052	0.055	0.049	0.054	0.049	0.052	0.051	0.054
住吉小学校	0.048	0.054	0.049	0.056	0.050	0.054	0.050	0.056	0.053	0.058	0.047	0.053
新町小学校	0.040	0.041	0.040	0.040	0.037	0.040	0.039	0.040	0.037	0.038	0.039	0.041
本宿小学校	0.060	0.061	0.061	0.063	0.061	0.062	0.062	0.063	0.061	0.063	0.060	0.061
白糸台小学校	0.049	0.052	0.051	0.054	0.052	0.054	0.051	0.055	0.049	0.051	0.049	0.051
矢崎小学校	0.049	0.053	0.051	0.052	0.049	0.048	0.053	0.057	0.048	0.049	0.049	0.050
若松小学校	0.059	0.057	0.056	0.057	0.056	0.057	0.057	0.058	0.058	0.059	0.059	0.060
小柳小学校	0.055	0.057	0.058	0.059	0.056	0.059	0.059	0.061	0.057	0.056	0.056	0.056
南白糸台小学校	0.056	0.059	0.057	0.058	0.057	0.062	0.056	0.059	0.054	0.055	0.055	0.056
四谷小学校	0.045	0.050	0.037	0.038	0.040	0.042	0.037	0.039	0.035	0.039	0.039	0.041
南町小学校	0.048	0.049	0.049	0.051	0.049	0.049	0.047	0.050	0.048	0.048	0.047	0.048
日新小学校	0.045	0.046	0.046	0.046	0.046	0.046	0.046	0.046	0.045	0.047	0.045	0.046
平均値	0.052	0.054	0.052	0.054	0.052	0.054	0.052	0.055	0.051	0.053	0.051	0.053

単位：1 時間あたりのマイクロシーベルト（μSv/h）

7 その他の公害

（1） 有害化学物質

化学物質は、私たちの生活を豊かにするために作りだされたもので、化粧品や薬、洗剤、殺虫剤、食品添加物など、様々なものに現在約7万種類使用されているといわれています。しかし、化学物質の中には、人の健康や様々な生物に有害な作用を引き起こすものも含まれており、一部の有害化学物質による環境汚染が問題になっています。

市では、化学物質による人への健康被害を未然に防止するため、特定の化学物質を取り扱う事業所に対して、環境への排出量や使用量などについて、市を通して東京都に届け出るようになったことに伴い、市内の特定化学物質取扱い事業所の監視に努めています。

ア ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程などで非意図的に生成され、環境中に排出されています。特にごみ焼却施設からの排出が社会問題となっています。ダイオキシン類はきわめて毒性が強く、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など様々な毒性があります。呼吸によって体に入る量はごくわずかであり、多くは食べ物を通して体に入ります。

平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、一定規模以上の施設で届出が必要になるとともに、大気、水質、土壌について環境基準が設定されました。また、ダイオキシン類は、これまでの2物質（ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF））にコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co－PCB）を加えた3物質の総称となり、毒性等量（TEQ）の換算方法も変更され、以降はCo－PCBを含めて計測しています。

小型焼却炉の使用や野焼きの禁止を呼び掛けています。また、平成26年度も、市内の大気環境測定局で大気中のダイオキシン類調査を2月に実施しました。今回の調査結果でも、各地点とも環境基準値を下回っています。

大気中のダイオキシン類調査結果 （測定月：2月）（単位：pg-TEQ/m^3）

調　査　地　点	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市役所（宮西町2丁目）	0.053	0.031	0.018	0.021
押立局（押立町1丁目）	0.019	0.027	0.017	0.018
朝日局（朝日町1丁目）	0.038	0.027	0.022	0.029
四谷局（四谷4丁目）	0.025	0.025	0.022	0.020
武蔵台局（武蔵台2丁目）	0.033	0.015	0.017	0.015
全調査地点の平均値	0.034	0.025	0.019	0.021

大気中での環境基準値	0.6pg-TEQ/m^3以下

※ 市役所のみ二重測定を実施（表中の数値は、二重測定の平均値）

用語説明

※ 毒性等量

測定されたダイオキシン類の毒性が、その中で最も毒性の強いPCDDの一種2，3，7，8－四塩化ジベンゾパラジオキシン（2，3，7，8－TCDD）であれば何グラム分の毒性に相当するかの値に換算した重さです。なお、換算後の重さは単位に「－TEQ」を付けて換算してあることを示します。

※ pg（ピコグラム）

p（ピコ）とは1兆分の1の意味で、1pgは1兆分の1グラムとなります。1pg／m^3とは、例えば、東京ドームの体積にホコリダニ（ダニの一種で約0.001mg）1匹の重さが入っていることをいいます。

イ　環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）とは、環境省の定義では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とされています。ホルモン（成長ホルモン、男性ホルモン、女性ホルモンなど）は、人が健康を維持する上で重要な役割を果たしていますが、環境ホルモンが体内に摂取されることで、体内の各器官が正常に働かなくなることがあります。例えば、生殖機能が阻害されたり、悪性腫瘍が形成されたりする可能性があると指摘されています。環境ホルモンは低濃度でも影響を及ぼすとされ、中には50mプールに1滴落としたほどでも影響を及ぼす物質もあります。

市では、このような状況の中、環境ホルモンについて、市の各施設で使用されている物品の調査を実施し、環境ホルモンとして国がリストアップした物質が含有されているものは、使用を中止したり、他の製品に交換したりしています。なお、保育所では、プラスチック製の哺乳ビンをガラス製に交換するとともに、他の食器も磁器製に交換しています。

環境ホルモンとして疑われているものとして、業務用合成洗剤の分解物であるノニルフェノール、ポリカーボネート樹脂の原料等であるビスフェノールＡなどがあります。

今後も、国や都の動向を把握して、講演会の開催や冊子の配布などにより、市民に対して情報を提供していきます。

（2）テレビ受信障害

テレビジョン放送が社会の中で果たす役割は、単に報道、教養や娯楽などの情報を得るための手段としてだけではなく、放送に対するニーズの多様化や高度化に対応して情報伝達のために重要な役割を果たしています。

一方、土地の高度利用による建造物の高層化などで建造物によるテレビ受信障害が発生しています。この受信障害については、原因者負担の原則に基づき、建築主と住民の当事者協議により解決することが定着してきています。

しかし、近年、建築物の大型化・高層化や建築物の密集化などにより受信障害の原因が広域化、複雑化して、原因者の特定が困難な事例が発生し、新たな問題となっています。市内においても都市化が進み、中高層建築物が増えてきており、これに伴う受信障害が増加しています。そのため、「府中市開発事業に関する指導要綱」により、建築主に対して、受信障害の防止に努めるよう指導しており、この指導要綱についての担当部署は、都市整備部計画課となっています。

なお、受信障害は、あくまでも現状復帰という考え方が一般的なので、新たに受信障害地域に入居される方は、対策等を自分で行うことになるので注意が必要です。

こうしたなか、平成23年7月に地上アナログテレビ放送が地上デジタル放送に移行され、また、平成25年5月にテレビ送信が東京タワーから東京スカイツリーに全面移行されましたが、市は市内の受信障害を防止するため、平成26年度も「関東受信環境クリーン協議会」に加入し、受信障害の未然防止・解消及び周知啓発活動、街頭相談など関係機関と連携しながら対策や指導を行っています。

（3）光害

光害については、都市化の進展と交通網の発達による屋外照明の増加や過剰な照明により、夜空が明るくなり星が見えにくくなったり、人間の心安らぐ夜の環境が阻害されるほか、農作物や動植物に悪影響を及ぼす恐れや、地球温暖化対策の省エネルギーの観点からも対応が求められています。

そのため、防犯面や安全面について配慮しながら、照明設備の整備の際は光害の対策を進めるとともに、光害に配慮した照明設備の管理が必要となっています。

市では、現在、対策等が進んでいませんが、関係部署と連携し照明機器の設置現状や周辺への影響などを調査し、その結果をもとに良好な照明環境の保全に関する指針を作成し、市の施策や施設整備に反映するとともに、光害に関する啓発と速やかな対応に努めるなど対策を推進していく予定です。

公害苦情の概要

平成26年度に、市に寄せられた苦情の受付件数は99件で、その内訳は、件数が多い順に、騒音(45)、ばい煙(33)、悪臭(11)、粉じん(5)、その他(3)、振動(2)となっています。

騒音苦情は、大規模な建築物の解体や建設工事によるものが多く寄せられています。

また、ばい煙苦情は、ダイオキシン類に関する市民の関心が高くなったことと、平成9年7月からの事業系ごみ有料化及び平成22年2月から実施された家庭用ごみの有料化の影響によるものなどが原因と考えられます。

焼却炉については、平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成12年度の法改正によりさらに規制が強化されました。また、東京都環境確保条例によりダイオキシン類排出対策のとられていない小型焼却炉の使用や野焼きは原則として禁止されています。

苦情受付件数の推移　（単位：件）

年度／現象	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ばい煙	25	25	27	41	43	30	33
粉じん	7	0	5	4	2	4	5
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	4	11	6	16	16	7	11
水質汚濁	0	0	1	0	0	0	0
騒音	45	33	19	33	45	27	45
振動	2	0	4	1	1	2	2
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
電波障害	1	0	0	0	0	0	0
放射能	-	-	-	365	0	0	0
その他	5	0	1	2	2	4	3
合計	89	69	63	462	109	74	99

III　ごみ減量・3Rの推進

「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。特に、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rを推進する必要があります。

国においても、循環型社会の形成を目指し、平成12年（2000年）6月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、環境負荷の低減を考慮しつつ、①廃棄物の発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順で廃棄物処理を行うべきであるという優先順位が明確にされています。

昨今の環境問題に対する関心の高まりの中にあって、廃棄物の発生抑制や再利用などに向けた様々な取組が始まっていますが、廃棄物を取り巻く状況は、複雑かつ厳しいものがあることから、今後一層、市民・事業者・行政が連携して廃棄物対策に取り組んでいくことが求められています。

1　廃棄物の種類

廃棄物は、下図のように分類されます。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、更に、主に家庭から発生する「家庭系ごみ」とオフィスや飲食店から発生する「事業系ごみ」と「し尿」そして「※特別管理一般廃棄物」に分類されます。

産業廃棄物は、「※事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類」と「※特別管理産業廃棄物」に分類されます。

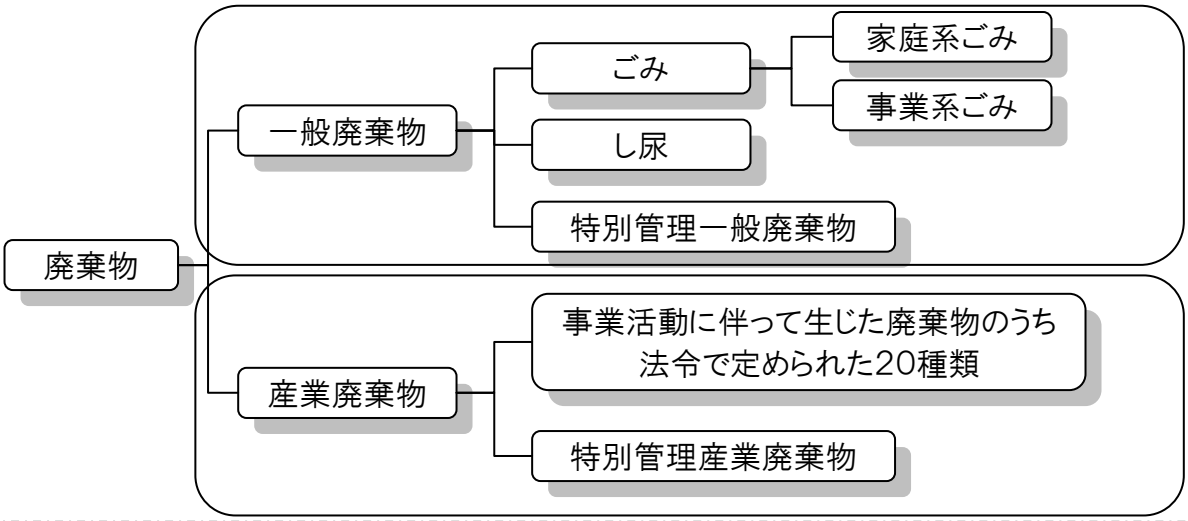

用語説明

※　**事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類**

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、前記19種類の産業廃棄物または輸入された廃棄物のうち航行廃棄物および携帯廃棄物を除いたものを処分するための処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの－コンクリート固形化物など

※　**特別管理一般廃棄物　特別管理産業廃棄物**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第2条第3項及び第5項に規定された廃棄物です。爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを指します。

2 ごみの現状

(1) ごみゼロ型社会への転換

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

循環型社会の形成に、国をあげて取り組むため、平成13年1月に循環型社会の形成に関する基本原則を規定した「循環型社会形成推進基本法」が施行されました。この基本法は、廃棄物とリサイクル対策を総合的・計画的に推進するもので、あわせて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など個別法も整備されました。これらの法を一体的に運用することにより循環型社会を形成するとともに、市としても市民・事業者と協働した、地域の状況にあった取り組みを行っていきます。

《廃棄物・リサイクル関連法体系》

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組み法)

- **廃棄物の処理及び清掃に関する法律**
  ごみの発生抑制と適正なリサイクル・処分を確保
- **資源有効利用促進法**
  ごみの発生抑制、リユース、リサイクルを促進
- **容器包装リサイクル法**
  容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけ
- **家電リサイクル法**
  家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけ
- **建設リサイクル法**
  建設工事の受注者などに、建築物の分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ
- **食品リサイクル法**
  食品の製造・販売事業者、レストランなどに、食品残渣の発生抑制やリサイクルなどを義務づけ
- **グリーン購入法**
  国等が率先して再生品などの調達を推進
- **自動車リサイクル法**
  自動車メーカーを含めて自動車のリサイクルに携わる関係者に適正な役割を担っていただくことによって、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行う。
- **小型家電リサイクル法**
  使用済小型電子機器等の再資源化を促進

表1《ごみの処理方法》

<table>
<tr><th>種類</th><th>区分</th><th>収集
運搬</th><th>収集
回数</th><th>収集方法</th><th>処理方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">普通
ごみ</td><td>燃やすごみ</td><td rowspan="2">市（委託）</td><td>週2回</td><td rowspan="2">パッカー車
による
戸別収集</td><td>焼却場に搬入後焼却し、灰リサイクル等資源化</td></tr>
<tr><td>燃やさないごみ</td><td>隔週
1 回</td><td rowspan="3">府中市リサイクルプラザに搬入後資源等を選別し、資源は再資源化、可燃系残渣は可燃ごみ資源化施設に搬入後熱分解ガス化改質方式により100％資源化</td></tr>
<tr><td>粗大
ごみ</td><td>粗大ごみ</td><td>市（直営）</td><td>随時</td><td>ダンプ車
による収集</td></tr>
<tr><td rowspan="9">資源
ごみ</td><td>紙パック</td><td rowspan="14">市（委託）</td><td rowspan="2">週1回</td><td rowspan="4">パッカー車
による
戸別収集</td><td rowspan="4">処理施設に搬入し、資源化</td></tr>
<tr><td>古布</td></tr>
<tr><td>雑誌・雑がみ
シュレッダー紙
段ボール</td><td>隔週
1回</td></tr>
<tr><td>新聞紙</td><td>4週に
1回</td></tr>
<tr><td>びん</td><td rowspan="4">隔週
1回</td><td>ダンプ車
による収集</td><td rowspan="5">府中市リサイクルプラザに搬入し、資源化</td></tr>
<tr><td>缶</td><td rowspan="3">パッカー車
による
戸別収集</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>容器包装
プラスチック</td><td>週1回</td></tr>
<tr><td>油</td><td>月1回</td><td>ダンプ車
による収集</td><td>処理施設に搬入し、資源化</td></tr>
<tr><td>有害
ごみ</td><td>蛍光管・
乾電池</td><td rowspan="2">4週に
1回</td><td rowspan="2">ダンプ車
による収集</td><td>処理施設に搬入後水銀を回収し、残さは埋め立て処分</td></tr>
<tr><td>危険
ごみ</td><td>スプレー缶
ライター</td><td>処理施設に搬入し、処理</td></tr>
<tr><td>事業系
持込み
ごみ</td><td>可燃ごみ</td><td>事業者又は事業者の委託する者</td><td>随時</td><td>ダンプ車、
クレーン車、
普通自動車、
パッカー車
による収集</td><td>焼却場に搬入後焼却し、灰リサイクル等資源化
または、可燃ごみ資源化施設に搬入後熱分解ガス化改質方式により100％資源化</td></tr>
</table>

3　3R推進事業の現状

ごみ減量・3Rを推進するには、生産・流通・消費のすべての段階で廃棄物の発生を抑制することを基本とし、廃棄物の減量化とともに、再利用、再資源化を図り「貴重な資源」としてよみがえらせることが必要であり、省資源、環境への負荷を極力少なくし、循環型社会の実現を目指すことを基本方針として、実施しております。

(1) 平成26年度に実施した主な施策の内容

ア　ごみ減量推進事業

○　再資源化できる資源を集団回収した市民団体に、回収量に応じ奨励金を交付しました。26年度は6,793tを回収しました。また、再生資源取扱業者に奨励金を交付し、集団回収の安定に努めました。

さらに、集団回収のぼり旗の作成や、団体への空き缶圧縮機の貸し出しなど、分別排出の徹底と資源回収の促進を図りました。

○　213自治会から選出された、ボランティアの推進員 1,008 人（平成27年3月末現在）が主体となって、地域においてごみの適正な分別排出、資源の有効活用やごみ減量を推進するため活動を行いました。

○　府中市民マイバッグクラブは、マイバッグデーに市内3店舗でのレジ袋削減などの啓発活動を実施しました。

また、環境に配慮したライフスタイルへの変換の推進に努めるため、古傘を利用したオリジナルマイバッグの作成・使用の促進、及び、市内小・中学校及び高校生以上の市民を対象とした古着などの不用品から作成したマイバッグコンクールでの啓発活動を実施しました。

○　家庭でできるごみ減量対策として、生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機の購入費補助を行いました。

○　家庭および事業所のごみの排出実態を把握するため、ごみの組成分析、処理場におけるごみ内容を調査しました。

イ　リサイクル用品活用事業

○　放置自転車等で再生可能な自転車をリサイクルセンターにおいて修理し、府中市輪業組合加盟店を通じ397台販売しました。

また、粗大ごみとして排出された再生可能な家具等をリサイクルセンターにおいて修理し、グリーンプラザ分館2階「リサちゃんショップけやき」で704点販売しました。また、府中市リサイクルプラザにて再生家具即売会を実施し、108点販売しました。

○　家庭で不用になった生活用品の有効利用・再利用を図るため、グリーンプラザ分館2階「リサちゃんショップけやき」において生活用品活用事業を実施しました。

○　ものを大切にする意識向上のため、おもちゃの病院を年12回（442点）実施しました。

エ　資源ごみ回収事業

○　毎月第4日曜日に各文化センターで、家庭用廃食油の回収を6，177ℓ行ったほか、家庭から出る、せん定枝を申込により69,790kg回収し資源化を行いました。

オ　ごみ減量啓発事業

○　小・中学校の児童・生徒を対象に「ごみ減量対策・リサイクル推進ポスター及び標語作品コンクール」を実施しました。

○　ごみ減量と3Rに対する市民意識の高揚を図るために、ごみ処理施設等見学会を実施しました。（平成26年度は27団体1，422人の参加）

○　府中市リサイクルフェスタ実行委員会を中心に、街頭でのキャンペーンなど年間をとおして、市民・事業者・行政が一体となったごみ減量・3R推進の啓発活動を行いました。

また、リサイクルフェスタで、フリーマーケットを実施しました。

４ ごみ収集実績

【ごみ収集量】

上段単位:トン　下段単位:％

区分 / 年度	可燃			不燃	粗大	合計	有害	資源	総計
	家庭	事業	小計						
平成22年度	28,821	8,759	37,580	2,787	1,928	42,295	112	15,658	58,064
増減率	△22.9	△3.8	△19.1	△67.4	△3.7	△26.7	3.7	60.5	△14
平成23年度	29,410	8,444	37,854	3,356	2,112	43,322	107	15,725	59,154
増減率	2.0	△3.6	0.7	20.4	9.5	2.4	△4.5	0.4	1.9
平成24年度	29,506	8,484	37,990	3,360	2,012	43,362	87	16,007	59,456
増減率	0.3	0.5	0.4	−0.5	−4.7	0.0	−30.7	1.8	0.2
平成25年度	29,247	8,303	37,550	3,478	2,024	43,052	87	15,951	59,090
増減率	△0.9	△2.1	△1.2	3.5	0.6	△0.7	0	△0.4	△0.6
平成26年度	29,118	8,281	37,399	3,482	1,932	42,813	89	15,609	58,511
増減率	△0.4	△0.3	△0.4	△0.1	△4.5	△0.6	△2.3	△2.1	△1.0

※ 不燃＝不燃ごみ（21年度までは容器包装プラスチック含む）＋危険ごみ（スプレー缶・ライター）
※ 合計＝可燃＋不燃＋粗大
※ 総計＝合計＋有害＋資源（ハガキ、廃食油含む。22年度から容器包装プラスチックが追加）
※ 平成21年度まで資源に生ごみの拠点回収が含まれる。
※ 有害ごみは専用容器で回収された量を表す。
※ 平成22年度不燃ごみのうち83トンは危険ごみ、平成23年度不燃ごみのうち92トンは危険ごみ
※ 平成24年度不燃ごみのうち79トンは危険ごみ、平成25年度不燃ごみのうち78トンは危険ごみ

【総資源回収量】

上段単位:トン　下段単位:％

区分 / 年度	分別回収	集団回収	拠点回収	サンデーリサイクル	ハガキ回収	リサイクルプラザ	合計
平成22年度	15,650	7,276		6	2	1,239	24,173
増減率	72.5	5.7		△14.3		△66.9	
平成23年度	15,717	7,314		6	2	1,345	24,386
増減率	0.4	0.5		△4.1	△3.0	8.6	0.9
平成24年度	16,007	7,225		6	2	1,357	24,597
増減率	1.02	△1.2		△6.2	1.0	1.0	1.0
平成25年度	15,951	7,077		6	2	1,454	24,317
増減率	△0.4	△2.0		0.2	△0.7	7.1	△1.1
平成26年度	15,609	6,793		6	2	1,476	23,886
増減率	△2.1	△4		△2.7	△0.4	1.0	△1.8

※ リサイクルプラザの数値は、不燃ごみとして収集後、同施設において選別後に資源として回収した量
※ サンデーリサイクルの対象は廃食用油

【二ツ塚処分場搬入量】

上段重量単位:トン　上段体積単位:m^3　下段単位:%

区分 / 年度	焼却残灰		不燃残さ		合計		焼却残さ割当量
	重量	体積	重量	体積	重量	体積	重量
平成22年度	1,802	1,505	0	0	1,802	1,505	5,023
増減率	△23.5	△25.7	0	0	△23.5	△25.7	△4.2
平成23年度	1,954	1,680	0	0	1,954	1,680	4,754
増減率	8.4	11.6	0.0	0.0	8.4	11.6	△5.3
平成24年度	1,864	1,603	0	0	1,864	1,603	4,548
増減率	△4.7	△4	0.0	0.0	△4.7	△4.6	△4.3
平成25年度	1,454	1,251	0	0	1,454	1,251	4,655
増減率	△22.0	△22.0	0.0	0.0	△22.0	△22.0	2.3
平成26年度	1,458	1,254	0	0	1,458	1,254	4,946
増減率	0.3	0.2	0.0	0.0	0.3	0.2	6.3

補足事項①二ツ塚処分場は平成10年1月29日に開場し、一部搬入開始。

【分別回収内訳】

上段単位:トン　下段単位:%

区分 / 年度	古布類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	びん	かん	ペットボトル	容器プラ	合計
平成22年度	994	1,008	4,398	1,267	78	2,023	672	758	4,452	15,650
増減率	11.6	△8.2	81	△21.5	271.4	△7.2	△10.6	742.2		72.4
平成23年度	1,156	842	4,396	1,281	71	2,024	653	800	4,494	15,717
増減率	16.3	△16.5	△0.0	1.1	△8.9	△0.0	△2.8	5.5	0.9	0.4
平成24年度	1,059	922	4,363	1,480	64	2,012	676	838	4,507	15,921
増減率	△8.4	9.6	△0.8	15.6	△9.3	△0.6	3.5	4.8	0.3	1.3
平成25年度	1,031	931	4,462	1,517	60	2,031	660	847	4,331	15,697
増減率	△2.7	0.1	2.3	2.5	△6.2	0.9	△2.4	1.1	△3.9	△1.4
平成26年度	1,030	864	4,300	1,518	57	2,034	638	827	4,263	15,531
増減率	△0.1	△7.2	△3.6	0.1	△5	0.1	△3.3	△2.4	△1.6	△1.1

事業遍歴：
平成　４　年　６月　モデル地区で『びん』『かん』の回収開始。
平成　５　年　９月　みどりのボックス脇で『古紙類』の回収開始。
平成　６　年　８月　みどりのボックス脇で『古布類』の回収開始。
平成　６　年　８月　東地域を水曜日、西地域を木曜日の回収とした。
平成　７　年１０月　オレンジのボックス脇で『びん』『かん』の回収開始。
平成　７　年１０月　回収日を毎週水曜日に統一。
平成１４年　３月　大型店舗での「３８０目」回収終了。事業者の自己処理を推進。
平成１７年１０月　みどりのダストボックス脇で紙パックの回収開始。
平成２２年　２月　ダストボックスを撤去し、戸別収集となる。これに伴い、『ペットボトル』についても、分別収集の対象品目となる。
平成２２年　４月　ペットボトル店頭回収開始。
平成２２年度から容器包装プラスチックを表示。

資料：　資源の日分別収集業者別品目別実績表・その他

【集団回収内訳】

自治会･子供会･老人会･婦人会･PTA･サークル等による資源回収。

上段単位:トン　下段単位:％

区分 年度	古布類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	びん	かん	合計
平成22年度	350	3,822	1,814	1,089	20	18	163	7,276
増減率	8.7	△2.4	21.5	9.7	42.9	△18.2	28.3	
平成23年度	376	3,628	2,006	1,097	20	14	173	7,314
増減率	7.4	△5.1	10.6	0.7	1.3	△20.3	5.9	0.5
平成24年度	365	3,554	2,042	1,045	23	16	180	7,225
増減率	△3.0	△2.1	1.8	△4.7	11.4	4.9	4.4	△1.2
平成25年度	365	3,368	2,062	1,058	25	13	186	7,077
増減率	△0.1	△5.2	0.9	1.3	8.8	△13.6	3.0	△2.1
平成26年度	353	3,131	2,054	1,031	25	12	187	6,793
増減率	△3.1	△7.0	△0.4	△2.6	0.0	△7.7	△0.7	△4.0

事業遍歴：

昭和５４年　７月　資源再生利用補助金交付事業を開始。
平成　２　年　６月　優良資源再生利用補助金交付団体報奨金交付事業を開始。
平成　５　年　４月　再生資源取扱業者奨励金交付事業を開始。
平成１３年　３月　優良資源再生利用補助金交付団体報奨金交付事業を廃止。
平成１９年　１月　紙パックを回収品目として新たに追加。

Ⅳ　環境整備

1　まちの美化推進

ここ数年、都市部の自治体を中心に、歩きタバコや吸殻・ごみのポイ捨て等を条例により規制する動きが顕著になっています。

ごみのポイ捨てなどの迷惑行為の防止方法として、マナーやモラルの向上を期待しての啓発活動だけを進めてみても、思うような効果が得られません。そこで、指導・勧告などを前提としたパトロール活動を積極的に進めることでの、環境の美化意識の向上を図る必要性があります。

本市においても、まちをきれいにすることを目的として「府中市まちの環境美化条例」を制定し、環境美化に関する施策を進めています。

府中市まちの環境美化条例（平成16年4月1日施行）

市、市民、事業者、土地所有者等が協力して、まちの環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定しました。

禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規制しています。

また、この条例の目的を推進するための地区として、環境美化推進地区及び路上での喫煙する行為を禁止した喫煙禁止路線を指定しており、積極的にまちの美化活動の啓発を推進しています。

（2）　まちの環境美化推進活動　（平成17年度から実施）

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めました。

▽自主清掃　（市内事業所・市民団体）　※それぞれ延べ数

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
団体数（団体）	113	132	157	166	104
参加者数（人）	6，752	9，866	9，413	10，197	6，422

▽　環境美化の日啓発活動（毎月20日）

毎月20日（土日祝日のときは直前の平日）に市民、事業者と協力し府中駅周辺環境美化推進地区において清掃活動及び、美化啓発の呼びかけを実施しています。

種別＼年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
府中	参加者数（人）	1，279	1，090	1，516	1，210	1，994
	参加団体数（団体） （実施日数）	209 （9日間）	200 （9日間）	313 （12日間）	224 （8日間）	301 （11日間）

▽　環境美化推進地区一斉清掃・美化啓発キャンペーン

市民、事業者等と協力し、市内の環境美化推進周辺の一斉清掃及び美化啓発キャンペーンを実施しています。（中河原地区については平成21年度から実施しており、平成23年度から年3回に変更。分倍河原地区については平成24年度から実施。）

種別＼年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
中河原	参加者数(人)	210	221	456	247	311
	参加団体数(団体) (実施日数)	16 (2日間)	17 (3日間)	27 (3日間)	38 (3日間)	34 (3日間)
分倍河原	参加者数(人)			71	63	51
	参加団体数(団体) (実施日数)			3 (1日間)	6 (1日間)	5 (1日間)

▽ 喫煙禁止路線啓発・マナーアップキャンペーン

むさし府中青年会議所の主導で市内5駅（喫煙禁止路線指定区域）の駅前及びけやき並木で路上喫煙・ポイ捨て禁止の啓発キャンペーンを実施しています。

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
参加者数（人）	301	300	458	300	272
実施日数（日）	8	7	11	8	9

▽ 喫煙禁止路線パトロール

市内5駅（喫煙禁止路線指定区域）の駅前及びけやき並木で路上喫煙・ポイ捨て禁止の啓発キャンペーンを実施しました。

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施期間(日)	228	186	180	180	258
指 導 数(人)	614	495	876	734	885
うち 男(人)	565	464	817	678	800
うち 女(人)	49	31	59	56	85

▽ 喫煙禁止路線・環境美化推進地区の路面表示の点検・整備

市内5駅周辺の環境美化推進地区及び喫煙禁止路線に表示している路面シールについて、点検、整備を実施しています。路面シールの新規貼付及び破損個所の貼換えを実施しました。

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
喫煙禁止路線(枚)	108	132	89	－	85
環境美化推進地区(枚)	－	－	－	43	－

（2） 多摩川清掃市民運動 （昭和49年度から実施）

多摩川河川環境の美化保全思想の普及啓発と市民相互の親睦を図るために実施しています。

毎年、多摩川周辺の自治会・企業等の多数の参加者があり、恒例行事として定着しております。近年は、参加者数は増加し、ごみ収集量は減少する傾向にあり、多摩川河川敷の環境を守ろうとする市民意識が高まっています。

種別＼年度	22年度（第37回）	23年度（第38回）	24年度（第39回）	25年度（第40回）	26年度（第41回）
参加者数 （人）	5,427	4,285	4,895	4,635	5,205
ごみ収集量 （t）	5.64	4.68	6.25	4.26	4.53

（3） 違反広告物撤去 （昭和25年、屋外広告物法施行）

撤去により、まちの美観を回復することを目的として実施しています。

なお、21年度に比べ、22年度は微増しました。23年度以降減少傾向にありましたが、26年度は増加しました。

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
はり紙 （枚）	6,286	6,279	6,336	3,219	9,543
はり札 （枚）	8,457	6,816	5,549	6,731	7,108
立看板 （台）	3	9	22	3	26
その他 （個）	37	12	13	1	21
合計	14,783	13,116	11,920	9,954	16,698

（4） 屋外広告物許可 （昭和25年、屋外広告物法施行）

まちの美観を快適に維持するため、学校等の禁止区域での広告物の設置を抑制し、適正な規模、様式の安全な広告物を設置・管理するよう広告主に対して、指導を行っています。

都の許可分

種別＼年度	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告塔	18	383	14	319	19	379	15	293	18	405
広告板	84	568	98	679	134	959	91	638	121	899
アドバルーン					1	2				
計	102	951	112	998	154	1,340	106	931	139	1,304

市の許可分

種別＼年度	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位	件数	単位
広告板	73	354	98	508	105	467	93	494	95	449
広告幕	2※	3					5	7	7	7
アドバルーン									1	2
はり紙・はり札	1	1								
計	76	373	98	508	105	467	98	501	103	458

※広告板と同じ申請内に広告幕が１件あったため、広告幕については実質３件である。

2　環境衛生対策

清潔で美しく、快適な生活環境を確保していくため、衛生害虫・樹木害虫の駆除支援と空き地の適正管理の指導を行っています。

市民生活の障害になっている屋外害虫（毛虫、ヤスデ等）及びハチ類では、自然環境の保護に配慮しつつ駆除を行っています。

（1）　樹木害虫駆除支援

毛虫などの不快な樹木害虫が人体に与える影響の防止と、樹木の保護を促進することを目的として実施しています。

なお、貸出器材（高枝切りはさみ、薬剤散布用噴霧器）は各文化センターにも配備され、利用しやすい状況になっています。平成26年度、高枝切りはさみは 171回、薬剤散布用噴霧器は83回貸出をしています。また、薬剤の配布はしておりません。

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
簡易噴霧器貸出数　（台）	147	154	148	106	83
高枝切りはさみ貸出数　（本）	223	190	170	179	171

（2）　空き地・空き家整備指導

空き地・空き家の所有者及び管理者に対して、雑草の刈り取り、建築物などの適正な管理をお願いし、健康で快適な市民の生活環境の整備を推進しています。

また、23年度には市内の空き家（管理されず荒廃した家屋）の調査委託を実施し状況を把握しました。その結果、空き家を81戸確認しました。

ア　空き家の対応状況

区　　分	件　　数	区　　分	件　　数
25年4月1日現在	81	26年4月1日現在	79
新規相談件数	14	新規相談件数	8
解決件数	16	解決件数	9
26年3月31日現在	79	27年3月31日現在	78

イ　空地の整備状況

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
整備済地　（㎡）	43,555	44,027	46,658	41,654	42,421
未整備地　（㎡）	3,749	2,552	3,289	3,118	2,664
整備率　（%）	92.0	94.5	93.0	93.0	94.0

（3） ハチ類駆除事業

刺傷により生命の危険につながるスズメバチ等のハチ類を駆除し、市民の安全を守ることを目的として実施しています。

スズメバチ、アシナガバチ、ドロバチ、ツチバチは、多くの樹木害虫を捕殺する益虫です。また、ミツバチ、クマバチ、マルハナバチは、植物の受粉に関わる重要な役目を果たしています。

そこで、ご相談を受けた中で、市で駆除する必要があると認めた場合のみ駆除をしています。

なお、相談件数は夏場の気温の変動に影響を受け、猛暑の年は多くなり、冷夏の年は少なくなる傾向にあります。

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ハチ類駆除　（件）	119	183	151	137	172
スズメバチ相談　（件）	150	209	201	175	193
その他ハチ類相談　（件）	240	301	492	229	167
ハチ類相談合計　（件）	390	510	693	404	360

相談件数には、ご相談を受けた後に駆除を行った件数が含まれます。また、その他ハチ類には、アシナガバチ、ミツバチ、クマバチ、ドロバチ、ツチバチ、マルハナバチ等が含まれます。

（4） 住環境獣対策事業

人間の居住範囲と野生動物の生活範囲が重なり、身近に野生動物が現れることがあります。府中市では個人が所有し、現に居住する一軒家に、野生動物等が侵入したときは野生動物の追い出しなどの処理を行っています。

また、近年次第にハクビシンについての相談が多くなってきています。

種別＼年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
ハクビシンの処理　（件）	24	20	19	9	19
ヘビの処理　（件）	1	0	0	1	0
その他の処理　（件）	0	6	2	5	1
野性動物の相談　（件）	60	88	110	57	42

相談件数には、ご相談を受けた後に処理を行った件数が含まれます。

（5） 各種相談件数

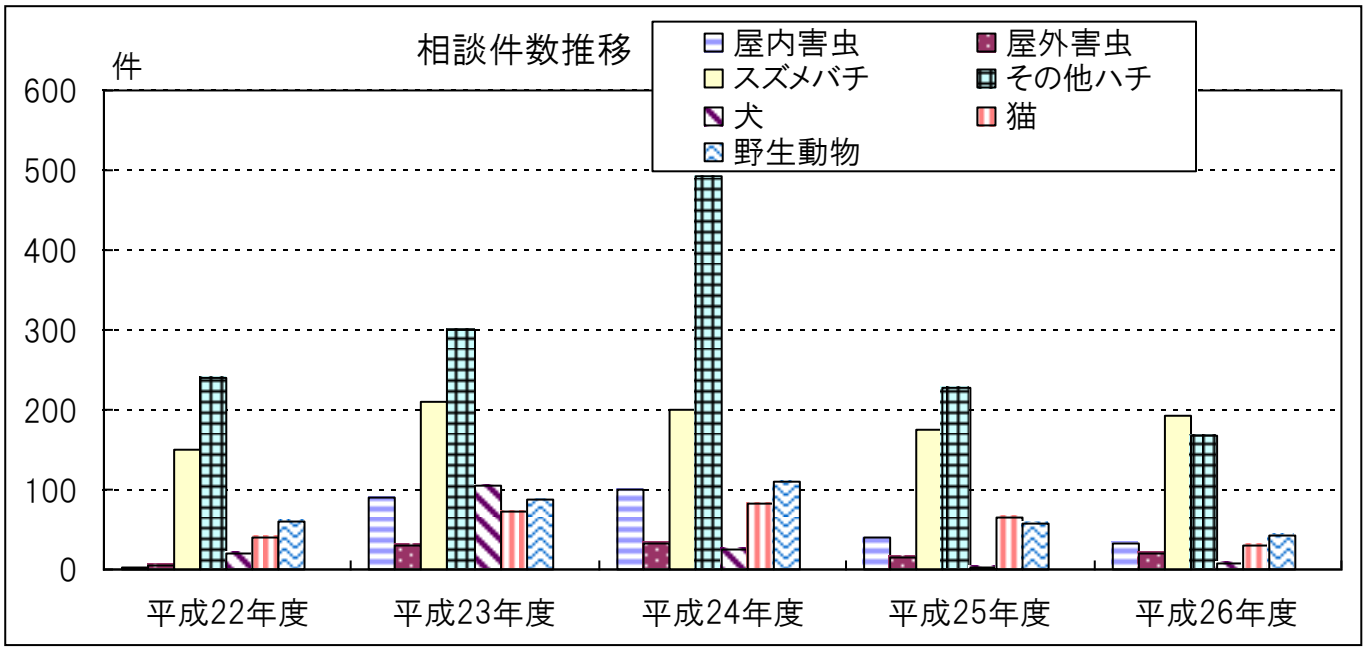

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
屋内害虫	3	89	101	39	33
屋外害虫	4	29	33	15	21
スズメバチ	150	209	201	175	193
その他ハチ	240	301	492	228	167
犬	20	105	24	3	8
猫	39	73	82	66	29
野生動物	60	88	110	57	42
合計	516	894	1043	583	493

3 猫去勢不妊手術費補助

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例の趣旨を生かし、猫の（飼い猫（平成20年度で廃止）、飼い主のいない猫）去勢不妊手術費の助成をして不必要な繁殖を防ぐことで、管理されない猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図っています。

（1） 去勢・不妊手術の促進 （平成 4 年度から実施）

猫の不必要な繁殖を防止することで、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図り、動物愛護と市民の社会生活の安定を目的として実施しています。

種別＼年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
飼い主のいない猫 （頭）	去勢	92	70	88	86	77
	不妊	114	122	113	112	113
合計		206	192	201	198	190

※平成20年度に飼い猫の去勢・不妊手術費の助成は廃止となったので平成21年度以降は実施していません。

Ⅴ　緑のまちづくり・自然環境保全の推進

１　緑のまちづくり

歴史ある馬場大門のケヤキ並木、貴重な自然が残る崖線や浅間山などの緑は、本市を代表する重要な緑の拠点であり、多摩川や用水・湧水などの水辺は、緑と一体となって、緑ゆたかな景観と自然と触れ合える貴重な空間として、私たちの生活に潤いや安らぎを与え都市の魅力を高めています。

このような中、市では、平成21年8月に「府中市緑の基本計画2009」を策定し、計画テーマを「水と緑が輝く　潤いのあるまち　府中」として、基本目標を「緑の保全・活用」「緑地の整備・創出」「緑化の推進」「協働による緑のまちづくり」の視点から設定し施策に取組むことにより、将来都市像「心ふれあう　緑ゆたかな　住みよいまち」の実現を目指しています。

平成26年度に実施した内容は次のとおりです。

○　市内の公園や緑地等の公共花壇に、まち全体の緑の個性と豊かさを育むため、まちかど空間の緑化として四季折々の草花を植栽しています。

○　水と緑が持つ様々な機能をより高め、市内全域の水と緑のネットワーク形成を推進するため、地域の拠点にその特徴を生かした公園・緑地を整備するとともに、既に整備された公園・緑地を適切に維持管理し機能の向上を図りました。

○　市民のだれもが歩いていける範囲に、公園の整備を進めています。

○　開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業は、まちの緑や景観に大きな影響を与えることから、緑地の確保や公園の設置などを適切に誘導し、緑化の推進を図っています。

○　府中崖線と連続する崖線を保有する8自治体と東京都で構成する「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」において、崖線の緑の保全に関する情報の交換を行ったほか、各市でのイベント等において崖線の緑の保全に関する普及啓発活動を行いました。

2　自然環境保全の推進

自然保護に関する意識高揚のために、桜まつりにおいて、ウォーキングマップや花蓮の絵はがきの頒布、植物のパネルの展示などを実施しました。

また、自然への愛着を醸成するため、「府中水辺の楽校」や「蓮を観る会」などの身近な自然に親しむ事業を実施しました。緑化標語・ポスターづくりを通じて身のまわりの自然の豊かさを市民の方々に再認識していただくとともに、これら応募作品の展示会を通じて、市民の方々へ自然の大切さを呼びかけました。

（1）　水辺の楽校事業

子ども達が多摩川などの水辺を活用した自然環境学習、体験活動及び自然環境の啓発活動を行うため、大丸堰周辺の多摩川河川敷において、自然体験プログラムの実施や小学校の総合的学習の時間での自然環境学習に協力しました。

● 水辺の楽校イベント

実施日	内容	参加者数
平成26年6月15日	指導者安全講習会	9人
6月21日	「多摩川ガサガサ魚とりと投網」	75人
7月19日	「多摩川サマースクール2014	93人
8月7～8日	「多摩川源流体験教室2014	47人
8月23日	「多摩川おさかなウォッチング」	94人
9月20日	「多摩川でガサガサ魚とりと魚つかみ」	85人
10月　5日	「多摩川河口観察会2014	21人
11月1日	「多摩川自然観察会」	27人
平成27年1月17日	「多摩川で石ころウォッチングと野鳥観察」	28人
2月15日	「活動発表会」	102人
2月16日～23日	「活動発表会作品展示」	（参考）677人
		合計　581人

● 小学校総合学習協力イベント

実施日	内容	参加者数
平成26年5月9日	四谷小学校 （多摩川名人になろう）	96人
6月20日	矢崎小学校 （多摩川探検隊）	65人
6月27日	府中第五小学校 （多摩川探検に向けて）	86人
7月 2日	府中第五小学校 （多摩川探検隊）	86人
7月 8日	四谷小学校 （多摩川名人になろう）	96人
9月 8日	日新小学校 （多摩川大好き）	90人
9月18日	四谷小学校 （多摩川名人になろう）	95人
9月26日	矢崎小学校 （多磨川探検隊）	63人
10月31日	矢崎小学校 （多摩川探検隊ほか）	65人
12月4日	武蔵台小学校 （冬の植物・野鳥観察）	48人
平成27年1月28日	四谷小学校 （多摩川名人になろう）	96人
3月 5日	府中第五小学校 （鳥と仲良くしよう）	84人
3月17日	矢崎小学校 （植物・野鳥観察）	64人
		計 1，034人

（2） 樹木保存事業

みどり豊かなまちづくりのため、一定規模以上の樹木や樹林を指定し、奨励金を交付しました。また、台風などによる枝折れや倒木で事故が発生した場合に、市が所有者に代わって賠償金を支払う制度があります。

件　　名	内　　容
保存樹木	所有者件数 205件　本数 2，127本
保存樹林	所有者件数 3件　面積 829．46㎡

（3） 自然環境調査員会議運営事業

自然環境の保全の推進を図るため、市民や市民団体による自然環境調査員会議が市内の動植物の生息状況の把握や普及啓発に関する取組みを行いました。

▽ 活動内容

○ 自然環境調査の実施　　調査結果は80ページ～88ページ

調査期間：平成26年4月～平成27年3月

調査場所：武蔵台公園

参加人数：延べ153名

○ 自然保護意識の普及・啓発に関するイベントの企画・運営（水と緑のネットワーク自然観察ウォーキングツアー、緑化講習会、ツバメの集団ねぐら市民観察会）

○ 自然保護活動の推進（ホタル飼育支援）

（4） 花蓮保存普及事業

大賀蓮の種を発掘した大賀一郎博士の出身地として、市民に末永く親しまれるよう「蓮を観る会」を通じて府中の花蓮をPRしています。7月6日（日）に郷土の森公園修景池にて第54回蓮を観る会を開催し、市内外から多くの方が花蓮を観賞しました。

開催日	会　場	内　　容
7月6日	郷土の森公園修景池	○花蓮の解説 ○市民等が撮影した花蓮写真を応募作品の中から選定し、蓮を観る会ポスター写真に採用した。 ○花蓮写真講習会の開催（7月2日） ○参加者数…800人

（5） 市民花壇運営事業

公園など公共地において、市民参加による花壇づくりを進めることにより、まちに潤いと安らぎのある生活環境を作り出すため、登録した市民団体・グループに草花の苗を提供しました。

○ 市民花壇…37か所（フラワーポッド84台、416．87㎡）
○ 配付回数…2回（花苗3，880株、球根1，200球）
春：1，800株（花苗　トレニア、サルビア2種）
秋：2，080株（花苗　パンジー、ノースポール、ハボタン3種）
1，200球（球根　チューリップ1種）

（6） 緑と花いっぱい運動推進事業

緑化講習会の開催や桜まつりにおいて、ウォーキングマップや花蓮の絵はがきを頒布し、市民の意識高揚に努めました。

▽ 緑の募金

学校、自治会、企業などから緑の募金への協力がありました。緑の募金還元事業として、学校等に花の種子や球根を配付し、身近な緑化活動を推進しました。

募金額　1，053，417円
○ 種子…2，610袋（3種）（アサガオ、ケイトウ、ヒマワリ）
○ 球根…10，500球（3種）（チューリップ（赤白）、クロッカス）

▽ 落ち葉の銀行事業

緑のリサイクルを積極的に進めるため、落ち葉の銀行事業を実施しました。登録した市民団体が公園や広場を清掃し、収集した落ち葉を、市が回収して放射能濃度測定を行い、暫定許容値以下であることを確認したうえで腐葉土にしています。

期　　間：平成26年11月～平成27年1月（月・木）
登録団体：33団体35か所
回 収 数：1，902袋

●自然環境調査結果　草本①

*印は植栽されたと思われる植物　　注）□：スミレは閉鎖果　　＃印はムカゴ

	調査月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	調査日　天気	9日晴			7日晴			11日曇り			9日曇り			6日晴			10日晴			15日晴			12日曇			17日晴			14日晴			12日晴			11日晴		
結実、開花状況 蕾＝○、開花＝◎、結実r＝◇		蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実
イラクサ科	ヤブマオ																																				
タデ科	アレチギシギシ							○	◎																												
タデ科	イヌタデ																			○	◎																
タデ科	ハナタデ																○	◎		○	◎				◇	○	◎										
タデ科	ミズヒキ										○	◎		○	◎		○	◎			◎	◇			◇			◇									
ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ							○	◎	◇	○	◎	◇	○	◎	◇			◇			◇															
スベリヒユ科	ハゼラン																																				
ナデシコ科	ウシハコベ																																				
ナデシコ科	コハコベ	○	◎																																		
ナデシコ科	ハコベ				○	◎	◇																														
ヒユ科	イノコズチ(ヒカゲイノコズチ)																	◎				◇						◇									
ヒユ科	ヒナタイノコズチ																					◇			◇									◇			
キンポウゲ科	オダマキの仲間　＊									◇																											
キンポウゲ科	キバナイカリソウ　＊	○	◎																																		
キンポウゲ科	セツブンソウ　＊																															○	◎				◇
キンポウゲ科	セリバヒエンソウ				○	◎																															
キンポウゲ科	センニンソウ																																				
キンポウゲ科	ニリンソウ　＊	○	◎																																		
キンポウゲ科	ミスミソウ　＊																																				
キンポウゲ科	ユキワリイチゲ　＊			◇																												○	◎		○	◎	
ドクダミ科	ドクダミ							○	◎			◎	◇			◇			◇																		
センリョウ科	ヒトリシズカ	○			○																																
センリョウ科	フタリシズカ				○	◎				◇																											
ウマノスズクサ科	カンアオイの仲間　＊	○	◎																																		
ウマノスズクサ科	タマノカンアオイ　＊		◎			◎																															
オトギリソウ科	オトギリソウ										○																										
ケシ科	タケニグサ							○			○	◎	◇			◇																					
ケシ科	ナガミヒナゲシ																																				
ケシ科	ムラサキケマン	○	◎			◎	◇																														
アブラナ科	イヌガラシ				○	◎	◇			◇	○	◎	◇																								
アブラナ科	ショカツサイ	○	◎		○	◎	◇																														
バラ科	キジムシロ	○	◎																																		
バラ科	キンミズヒキ										○			○		◇	○	◎	◇			◇			◇			◇									
バラ科	ダイコンソウ														◎	◇					◎	◇															
バラ科	ヘビイチゴ				○	◎	◇			◇																											
バラ科	ナワシロイチゴ				○	◎																															
バラ科	ヤブヘビイチゴ	○	◎																																		
マメ科	アレチヌスビトハギ																○	◎																			
マメ科	ヌスビトハギ													○	◎		○	◎		○	◎	◇	○	◎	◇			◇									
マメ科	フジカンゾウ										○	◎		○	◎	◇	○	◎	◇			◇			◇												
カタバミ科	イモカタバミ				○	◎		○	◎																												
カタバミ科	オッタチカタバミ																																				
カタバミ科	ムラサキカタバミ																																				
フウロソウ科	アメリカフウロ				○	◎			◎	◇																											
ブドウ科	ノブドウ							○																													
ブドウ科	ヤブガラシ							○			○	◎																									
シナノキ科	カラスノゴマ																					◇															
スミレ科	タチツボスミレ	○	◎				◇						□			◇																			○	◎	
スミレ科	オドラータ　＊		◎	◇																																	
シュウカイドウ科	シュウカイドウ																																				
ウリ科	アマチャヅル													○	◎		○	◎							◇												
ウリ科	カラスウリ																											◇									
アカバナ科	オオマツヨイグサ										○	◎			◎																						
アカバナ科	ミズタマソウ													○	◎	◇		◎	◇																		
アカバナ科	ユウゲショウ							○	◎	◇	○	◎																									
セリ科	オヤブジラミ																																				
セリ科	ミツバ												◇																								
セリ科	ヤブジラミ						◇																														
セリ科	ヤブニンジン	○	◎				◇																														

●自然環境調査結果　草本②

	調査月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
結実、開花状況 蕾＝○、開花＝◎、結実＝◇		蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実
キョウチクトウ科	ツルニチニチソウ ＊	○	◎		○	◎																													○		
アカネ科	ヘクソカズラ													○	◎	◇	○	◎	◇			◇			◇			◇			◇			◇				
アカネ科	ヤエムグラ	○	◎				◇																														
ムラサキ科	キュウリグサ				○	◎																															
シソ科	アキノタムラソウ										○	◎		○	◎	◇	○	◎	◇		◎	◇			◇												
シソ科	イヌコウジュ																○	◎	◇		◎	◇			◇			◇									
シソ科	キランソウ																																				
シソ科	シソ																		◇			◇			◇												
シソ科	ジュウニヒトエ																																				
シソ科	ヒメオドリコソウ	○	◎			◎																															
シソ科	ヒメジソ																○	◎	◇	○	◎	◇															
ナス科	アメリカイヌホオズキ													○	◎																						
ナス科	イヌホオズキ																						○	◎	◇												
ナス科	コナスビ																		◇																		
ナス科	ヒヨドリジョウゴ							○	◎		○	◎		○	◎	◇	○	◎		○	◎	◇			◇			◇			◇						
ゴマノハグサ科	トキワハゼ																																				
ゴマノハグサ科	ビロードモウズイカ																																				
キツネノマゴ科	キツネノマゴ													○	◎		○	◎				◇		◎	◇												
ハエドクソウ科	ハエドクソウ										○	◎		○	◎	◇									◇												
オオバコ科	オオバコ				○	◎				◇	○	◎	◇					◎	◇			◇			◇												
スイカズラ科	スイカズラ																					◇															
オミナエシ科	オトコエシ													○			○	◎				◇			◇			◇			◇						
キク科	アイノコタンポポ	○	◎																																		
キク科	アイノコセンダングサ																																				
キク科	アキノノゲシ																																				
キク科	アメリカオニアザミ							○			○	◎																									
キク科	アメリカセンダングサ																				◎																
キク科	ウラジロチチコグサ				○	◎		○	◎							◇																					
キク科	エゾタンポポ																																				
キク科	オオアレチノギク													○	◎		○	◎	◇			◇															
キク科	オニタビラコ				○	◎		○	◎	◇																											
キク科	オニノゲシ				○	◎																															
キク科	ガンクビソウ										○			○	◎																						
キク科	カントウヨメナ																																				
キク科	コセンダングサ										○	◎								○	◎		○	◎													
キク科	コヤブタバコ													○	◎				◇			◇															
キク科	サジガンクビソウ										○				◎	◇			◇																		
キク科	シロヨメナ																			○	◎		○	◎													
キク科	シラヤマギク																○	◎		○	◎			◎	◇												
キク科	セイタカアワダチソウ																			○	◎			◎	◇					◇			◇				
キク科	セイヨウタンポポ					◎	◇																														
キク科	タチチチコグサ																																				
キク科	ダンドボロギク																○																				
キク科	チチコグサモドキ																																				
キク科	ニガナ				○	◎																															
キク科	ノゲシ	○			○	◎		○	◎			◎																									
キク科	ノブキ													○	◎		○	◎			◎	◇	○	◎	◇												
キク科	ハキダメギク													○	◎		○	◎																			
キク科	ハハコグサ				○	◎																															
キク科	ハルジオン	○			○	◎																															
キク科	ヒメジョオン							○	◎					○	◎																						
キク科	ヒヨドリバナ													○	◎		○	◎				◇			◇			◇									
キク科	ベニバナボロギク														◎	◇																					
キク科	ヘラバヒメジョオン										○	◎																									
キク科	ヤクシソウ																			○	◎		○	◎				◇									
キク科	ヤブタバコ																○	◎			◎	◇															
キク科	ユウガギク																																				
ユリ科	ウバユリ										○																										
ユリ科	オオバギボウシ																																				
ユリ科	シオデ									◇			◇						◇																		
ユリ科	ジャノヒゲ																											◇			◇			◇			
ユリ科	タイワンホトトギス ＊																○	◎		○	◎				◇			◇									
ユリ科	タカサゴユリ																																				
ユリ科	タチシオデ																																				
ユリ科	ニラ																																				
ユリ科	ノカンゾウ														◎																						

●自然環境調査結果　草本③

	調査月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
結実、開花状況 蕾＝○、開花＝◎、結実＝◇		蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実
ユリ科	ハナニラ	○	◎																																		
ユリ科	ホトトギス ＊																			○	◎																
ユリ科	ホウチャクソウ	○				◎																															
ユリ科	ヤブラン			◇										○	◎		○	◎	◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇
ユリ科	ヤマユリ							○			○	◎				◇			◇			◇			◇												
ヒガンバナ科	キツネノカミソリ														◎	◇																					
ヒガンバナ科	スノーフレーク ＊	○	◎																																		
ヤマノイモ科	オニドコロ										○	◎				◇			◇			◇			◇			◇									
ヤマノイモ科	ヤマノイモ													○	◎						＃																
アヤメ科	シャガ ＊	○	◎		○	◎																															
アヤメ科	ヒメヒオウギズイセン ＊																																				
イグサ科	クサイ				○	◎																															
ツユクサ科	ツユクサ											◎			◎		○	◎			◎	◇															
ツユクサ科	ノハカタカラクサ																																				
ツユクサ科	ヤブミョウガ										○	◎		○	◎			◎	◇	○	◎	◇			◇			◇			◇						
イネ科	アオカモジグサ									◇																											
イネ科	アキノエノコログサ																																				
イネ科	イヌビエ																																				
イネ科	イヌムギ						◇			◇																											
イネ科	エノコログサ																																				
イネ科	オオクサキビ																																				
イネ科	オヒシバ																		◇			◇															
イネ科	カゼクサ																○	◎	◇			◇						◇									
イネ科	カモガヤ																																				
イネ科	コチヂミザサ															◇																					
イネ科	コメヒシバ																																				
イネ科	ササガヤ																					◇															
イネ科	ササクサ																								◇												
イネ科	シマスズメノヒエ																																				
イネ科	ススキ																			○	◎	◇								◇							
イネ科	チヂミザサ																											◇									
イネ科	チョウセンガリヤス																								◇												
イネ科	ナガハグサ				○	◎																															
イネ科	ヌカキビ																					◇															
イネ科	ノガリヤス																					◇			◇												
イネ科	ミゾイチゴツナギ						◇																														
イネ科	メヒシバ													○	◎				◇			◇															
イネ科	メリケンカルカヤ																											◇									
サトイモ科	ウラシマソウ ＊		◎																																		
サトイモ科	ミミガタテンナンショウ		◎																																		
サトイモ科	ムサシアブミ ＊		◎			◎							◇			◇																					
カヤツリグサ科	ナキリスゲ																○	◎				◇			◇			◇						◇			
カヤツリグサ科	マスクサ				○	◎																															
カヤツリグサ科	スゲの仲間																																				
カヤツリグサ科	ヒメカンスゲ	○	◎																															○	◎		
ラン科	オオバノトンボソウ										○	◎																									
ラン科	キンラン				○	◎										◇									◇												
ラン科	ギンラン				○	◎							◇																								
ラン科	ササバギンラン				○	◎																															
ラン科	シュンラン		◎																															○	◎		
ラン科	サイハイラン ＊																																				
ラン科	シラン ＊																																				
ラン科	マヤラン										○	◎				◇	○	◎																			
各月各状態数		22	24	3	27	32	12	15	11	12	25	23	10	25	30	22	27	30	23	14	23	37	6	9	31	1	1	20	0	0	8	2	2	6	4	4	2
各月観察種数		30			39			24			33			42			42			48			34			21			8			8			6		
各月新規観察種数		9			9			4			4			2			5			4			1			2			0			0			0		
14年度観察種数		141																																			
14年度新規観察種数		40																																			
13年度観察、14年度未観察数		37																																			

●自然環境調査結果　木本類①

	調査月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
結実、開花状況 蕾＝○、開花＝◎、結実＝◇		蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実
マツ科	アカマツ																					◇			◇			◇			◇			◇			◇
スギ科	スギ																					◇									◇			◇			
ヒノキ科	サワラ												◇			◇			◇						◇			◇			◇						
ヒノキ科	ヒノキ															◇												◇									
カバノキ科	アカシデ																																				
カバノキ科	イヌシデ		◎																															○			
カバノキ科	クマシデ	○	◎				◇																														
ブナ科	クヌギ	○	◎													◇			◇			◇			◇			◇									
ブナ科	コナラ		◎																◇			◇			◇												
ブナ科	シラカシ																		◇			◇															
ブナ科	ヤマグリ																																				
ニレ科	エノキ		◎																																		
ニレ科	ケヤキ		◎																									◇			◇						
ニレ科	ムクノキ																																				
クワ科	ヤマグワ						◇																														
クワ科	ヒメコウゾ	○	◎		○	◎																															
モクレン科	コブシ		◎							◇							○			○			○			○			○								
マツブサ科	サネカズラ																											◇									
マツブサ科	ビナンカズラ																								◇												
クスノキ科	シロダモ																			○			○	◎													
クスノキ科	ヤマコウバシ									◇																											
メギ科	ナンテン							○	◎																												
メギ科	ヒイラギナンテン ＊		◎				◇			◇																○			○			○			○	◎	
アケビ科	アケビ	○	◎																																		
ツバキ科	サザンカ												◇							○			○	◎		○											
ツバキ科	シロヤブツバキ ＊	○	◎																																		
ツバキ科	ツバキ園芸種 ＊																			○						○	◎								○	◎	
ツバキ科	チャノキ			◇			◇													○	◎	◇															
ツバキ科	ヒサカキ																								◇	○			○			○			○		
ツバキ科	ヤブツバキ	○	◎			◎							◇						◇				○			○	◎		○	◎		○	◎		○	◎	
ユキノシタ科	アジサイ							○	◎			◎																									
ユキノシタ科	ガクアジサイ																																				
ユキノシタ科	ヤマアジサイ							○	◎										◇																		
バラ科	イヌザクラ					◎	◇																														
バラ科	ウメ園芸種 ＊																												○			○	◎		○	◎	
バラ科	カマツカ					◎																			◇												
バラ科	コゴメウツギ				○	◎																															
バラ科	キイチゴ																																				
バラ科	クサボケ	○	◎																																		
バラ科	サトザクラ（カンザン） ＊	○	◎																																		
バラ科	シロヤマブキ ＊	○	◎	◇																																	◇
バラ科	ナワシロイチゴ	○																																			
バラ科	ノイバラ									◇			◇									◇						◇									
バラ科	モミジイチゴ	○	◎																																		
バラ科	ヤエヤマブキ	○	◎																																		
バラ科	ヤマザクラ	○	◎																																		
バラ科	ヤマブキ																																				
トウダイグサ科	アカメガシワ								◎																												
ミカン科	サンショウ																																				
ニガキ科	ニガキ				○	◎				◇			◇			◇																					
カエデ科	オニイタヤ																																				
モチノキ科	イヌツゲ																		◇																		
ニシキギ科	コマユミ																					◇			◇			◇									
ニシキギ科	ニシキギ																		◇			◇			◇												
ニシキギ科	マユミ	○			○	◎				◇			◇									◇															
ミツバウツギ科	ゴンズイ												◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇						◇
ブドウ科	エビヅル																																				
グミ科	ツルグミ																																				
ミズキ科	アオキ	○	◎	◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇	○		◇	○	◎		○		◇	○		◇	○		◇
ミズキ科	クマノミズキ							○	◎																												
ミズキ科	ミズキ						◇																		◇												
ミズキ科	ヤマボウシ				○	◎		○	◎				◇			◇			◇																		
ウコギ科	キヅタ																																				◇
ウコギ科	ヤツデ			◇																			○	◎				◇			◇			◇			◇

●自然環境調査結果　木本類②

	調査月	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
結実、開花状況 蕾＝○、開花＝◎、結実＝◇		蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実	蕾	花	実
ツツジ科	アセビ ＊	○	◎	◇			◇			◇	○	◎		○		◇	○		◇	○		◇	○		◇	○		◇	○		◇	○		◇	○	◎	◇
ツツジ科	オオムラサキツツジ ＊				○	◎																															
ツツジ科	キリシマツツジ ＊																																				
ツツジ科	サツキ ＊																																				
ヤブコウジ科	マンリョウ									◇	○														◇			◇			◇			◇			
ヤブコウジ科	ヤブコウジ																														◇						
エゴノキ科	エゴノキ												◇						◇																		
エゴノキ科	ハクウンボク				○	◎																															
ハイノキ科	サワフタギ	○			○	◎				◇			◇						◇																		
モクセイ科	トウネズミモチ ＊							○			○	◎				◇						◇			◇			◇			◇						
モクセイ科	ネズミモチ							○	◎				◇			◇									◇			◇									
クマツヅラ科	クサギ													○	◎			◎				◇			◇												
クマツヅラ科	コムラサキシキブ ＊																		◇																		
クマツヅラ科	ムラサキシキブ				○			○	◎				◇			◇			◇			◇			◇			◇						◇			
スイカズラ科	ウグイスカグラ	○	◎																																○		
スイカズラ科	ガマズミ	○								◇												◇															
スイカズラ科	サンゴジュ																																				
スイカズラ科	スイカズラ				○																							◇									
スイカズラ科	ハナツクバネウツギ ＊							○			○	◎		○	◎		○	◎				◇			◇			◇									
ユリ科	サルトリイバラ	○	◎										◇																								
イネ科	アズマネザサ	○	◎																																		
ヤシ科	シュロ																																				
各月各状態数		21	23	5	10	11	8	9	8	11	4	4	14	3	2	11	3	2	16	6	1	18	7	3	19	8	3	17	7	1	11	6	2	7	10	5	7
各月観察種数		29			20			21			19			13			19			22			24			24			16			11			15		
各月新規観察種数		4			3			3			0			0			1			2			1			0			0			0			1		
14年度観察種数		72																																			
14年度新規観察種数		15																																			
13年度観察、14年度未観察数		14																																			

●自然環境調査結果　昆虫類①

【注】　A欄：2014年度・確認月数　B欄：1970年・報告書に記載　C欄：1983年・昆虫ガイドブックに記載　D欄：2014年度・新規確認種

目	No	科	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	A	B	C	D
				9日(水)	7日(水)	11日(水)	9日(水)	6日(水)	10日(水)	15日(水)	12日(水)	17日(水)	15日(水)	10日(火)	11日(水)				
				晴	晴	小雨	小雨	晴	曇	小雨	曇	晴	晴	晴	晴				
トンボ目	001	オニヤンマ科	オニヤンマ					○								1	○	○	
	002	トンボ科	アキアカネ						○							1	○	○	
	003		シオカラトンボ				○♂	○♂	○♂							3	○	○	
	004		ナツアカネ				○	○								2		○	
ハサミムシ目	005	ハサミムシ科	ハサミムシ										○	○	○	3		○	○
バッタ目	006	バッタ科	ショウリョウバッタ						○							1	○	○	○
	007		ツチイナゴ						○							1		○	○
	008	キリギリス科	ウマオイ						○							1	○	○	○
	009		ササキリ							○	○					2		○	
	010		セスジツユムシ						○							1		○	
	011		ツユムシ						○							1		○	○
	012		ヤブキリ						○		○					2		○	○
	013	コオロギ科	エンマコオロギ				○	○	○							3		○	
	014		カネタタキ						○	○						2	○	○	
ナナフシ目	015	ナナフシ科	ナナフシ		◆				◆							2			
カマキリ目	016	カマキリムシ科	オオカマキリ				◆	○	○	▲	▲		▲	▲		7			○
	017		コカマキリ				◆	◆								2		○	
	018		チョウセンカマキリ				◆	◆							▲	3			
ゴキブリ目	019	ゴキブリ科	チャバネゴキブリ								○					1		○	○
	020		ヤマトゴキブリ			○	○	○	○	○						5	○	○	○
カメムシ目	021	ツチカメムシ科	ミツボシツチカメムシ		○											1			○
	022	マルカメムシ科	マルカメムシ		○		○									2		○	
	023	カメムシ科	アオクサカメムシ		○											1			○
	024		クサギカメムシ												○	1			○
	025		シロヘリカメムシ		○											1			○
	026	クヌギカメムシ科	クヌギカメムシ									▲	▲	▲	▲	4			
	027	ツノカメムシ科	ハサミツノカメムシ					○								1			○
	028	キンカメムシ科	アカスジキンカメムシ		○			○								2			○
	029	ヘリカメムシ科	ハリカメムシ								○	○	○			3			○
	030		ホソハリカメムシ		○					○	○					3			
	031	ホソヘリカメムシ科	ホソヘリカメムシ		○				○							2	○		
	032	ヒラタカメムシ科	ノコギリヒラタカメムシ									○	○	○		3			
	033	カスミカメムシ科	ケブカキヘリナガカスミカメ		○											1			
	034	サシガメ科	アカスジサシガメ		○									◆		2		○	○
	035		シマサシガメ				○									1			○
	036		ヨコズナサシガメ				◆									1			
	037		ヤニサシガメ							○	○	○	◆	◆	◆	6	○	○	
	038	セミ科	アブラゼミ					○	○							2	○	○	
	039		ツクツクボウシ					○	○							2	○	○	
	040		ニイニイゼミ					○								1		○	
	041		ミンミンゼミ					○	○							2		○	
	042	アワフキムシ科	シロオビアワフキ		○	○										2		○	
	043	ミミズク科	コミミズク							◆						1	○		○
	044	オオヨコバイ科	オオヨコバイ		○							○	○			3	○	○	
	045		ツマグロオオヨコバイ			○	○	○		○	○					5	○	○	
	046	アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ					○	○	○	○					4		○	
	047	ワタフキカイガラムシ科	ハワードワラジカイガラムシ				○									1			○
アミメカゲロウ目	048	クサカゲロウ科	クサカゲロウ									○				1	○		
	049	ウスバカゲロウ科	ウスバカゲロウ				○									1	○	○	○
チョウ目	050	セセリチョウ科	イチモンジセセリ						○							1		○	
	051		ダイミョウセセリ						○							1		○	
	052	アゲハチョウ科	アオスジアゲハ						○							1		○	
	053		アゲハチョウ		○				○							2		○	
	054		クロアゲハ		○		○	○	○							4		○	
	055	シロチョウ科	キタキチョウ	○			○	○	○							4	○	○	
	056		スジグロチョウ				○	○	○	○						4	○	○	
	057		ツマキチョウ	○												1		○	
	058		モンキチョウ	○	○											2	○	○	○
	059	シジミチョウ科	ウラギンシジミ									○♀				1			
	060		ベニシジミ		○										◆	2		○	
	061		ムラサキシジミ　（南）									○	○	○		3			
	062		ヤマトシジミ		○			○	○	○		○				5	○	○	
	063		ルリシジミ					○	○							2	○	○	
	064	マダラチョウ科	アサギマダラ					○								1			○
	065	タテハチョウ科	アカボシゴマダラ　（外）		○		○	○								3			
	066		キタテハ				○	○	○						○	4	○	○	
	067		ゴマダラチョウ					○	○					◆		3		○	
	068		コミスジ		○				○							2	○	○	
	069		ルリタテハ		○			○						○		3		○	
	070	ジャノメチョウ科	クロヒカゲ			○	○									2		○	
	071		サトキマダラヒカゲ			○	○	○	○	○						5	○	○	
	072		ヒカゲチョウ				○	○	○	○						4	○	○	
	073		ヒメウラナミジャノメ						○							1	○		
	074	テングチョウ科	テングチョウ					○							○	2			
	075	メイガ科	ウスアカネマダラメイガ				○									1			○
	076	トリバガ科	ナカノホソトリバ							○						1			○
	077	カイコガ科	クワコ				◆									1			○
	078	ミノガ科	オオミノガ									▲	▲	▲		3			
	079	マダラガ科	シロシタホタルガ		◆											1	○	○	
	080		ミノウスバ								○					1		○	○

●自然環境調査結果　昆虫類②

目	No	科	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	A	B	C	D
				9日(水)	7日(水)	11日(水)	9日(水)	6日(水)	10日(水)	15日(水)	12日(水)	17日(水)	15日(水)	10日(火)	11日(水)				
				晴	晴	小雨	小雨	晴	曇	小雨	曇	晴	晴	晴	晴				
	081	シャクガ科	オオウスモンキヒメシャク						○							1			○
	082		オオバナナミガタエダシャク						○							1			○
	083		オカモトトゲエダシャク		◆										○♀	2			○
	084		イチモンジフユナミシャク										○			1			○
	085		ウスキトリガリヒメシャク			○										1			○
	086		ウスバフユシャク									○♀				1			
	087		ウスベミスジエダシャク			○										1			○
	088		クロオビフユナミシャク											○♀		1			
	089		クロスジフユエダシャク									○♀				1			
	090		クロバネフユシャク											○♀		1			○
	091		シロトゲエダシャク											○♂		1			
	092		チャバネフユエダシャク												○♀	1			○
	093		ナミスジフユシャク												○♀	1			○
	094	ヤガ科	クロキシタアツバ		○											1			○
	095		コシロシタバ				○	○	○							3	○		
	096		シラナミアツバ						○							1			○
	097		タイワンキシタアツバ						○							1			○
	098		ナシケシモン												○	1			○
	099		ニシキキンウワバ			○										1			
	100		フクラスズメ					○								1		○	○
	101	ヒトリガ科	ハガタキコケガ						○							1			○
	102	ドクガ科	マイマイガ			○	○	○								3			
ハエ目	103	カ科	ヒトスジシマカ				○									1		○	○
	104	ガガンボ科	キイロホソガガンボ			○										1	○		
	105		キリウジガガンボ						○							1			○
	106	ムシシキアブ科	サキグロムシヒキ				○									1			
	107		シオヤアブ		○	○	○	○	○							5		○	
	108		マガリケムシキ		○											1			○
	109	ツリアブ科	クロバネツリアブ							○						1			
	110	ハナアブ科	オオハナアブ							○						1			○
	111		ヒメヒラタアブ		○							○	○		○	4		○	
	112		ホソヒメヒラタアブ		○	○	○	○	○	○		○	○	○		9		○	
	113	アシナガバエ科	マダラホソアシナガバエ				○	○								2			○
	114	アシナガヤセバエ科	ホシアシナガヤセバエ				○	○								2			○
	115	ベッコウバエ科	ベッコウバエ							○	○					2			○
ハチ目	116	アリバチ科	トゲムネアリバチ				○									1			○
	117	アナバチ科	クロアゲバチ					○								1			○
	118	スズメバチ科	オオスズメバチ				○	○	○	○						4			
	119		キイロスズメバチ					○	○							2			
	120		セグロアシナガバチ				○									1		○	○
	121		ムモンアシナガバチ				○									1			○
	122		モンスズメバチ					○								1			○
	123	ミツバチ科	クマバチ		○											1	○	○	
	124		セイヨウミツバチ		○											1			
	125		ニホンミツバチ		○				○	○		○				4	○		
コウチュウ目	126	ハンミョウ科	トウキョウヒメハンミョウ				○	○								2		○	
	127	オサムシ科	オオホソクビゴミムシ												○	1			○
	128		トックリゴミムシ				○									1			○
	129		ハラアカモリヒラタゴミムシ											○		1			○
	130		マルガタナガゴミムシ	○	○											2			○
	131	シデムシ科	オオヒラタシデムシ		○	○	○									3	○		
	132	テントウムシ科	キイロテントウ		○			○	○				○			4			
	133		テントウムシ		○	○	○	○	○	○	○				○	8		○	
	134		ナナホシテントウ		○	○	○									3		○	
	135		ヒメカメノコテントウ									○	○	○		3			
	136		ムーアシシロホンテントウ											○		1			○
	137	タマムシ科	ウメチビタマムシ											○		1			
	138		タマムシ				○	○								2		○	
	139	ミジンムシ科	マルガタミジンムシ												○	1			○
	140	コメツキムシ科	クロクシコメツキ					○								1			○
	141		サビキコリ		○		○	○	○							4	○	○	
	142		トラフコメツキ	○												1			○
	143		ヒメコメツキ		○											1			○
	144	ゴミムシダマシ科	キマワリ				○							◆		2			
	145		ナカニジゴミムシダマシ												○	1			○
	146	カミキリムシ科	カタジロゴマフカミキリ				○									1			○
	147		キボシカミキリ				○									1		○	○
	148		クワカミキリ				○									1			○
	149	ハムシ科	アトボシハムシ				○									1			○
	150		イチモンジカメノコハムシ				○									1			○
	151		ウリハムシ		○			○	○	○						4		○	
	152		クロウリハムシ		○	○	○	○	○	○						6			
	153		サンゴジュハムシ		○											1			
	154		ヒメジンガサハムシ				○									1			
	155		ルリハムシ		○											1			○
	156	オトシブミ科	ヒメクロオトシブミ		○		○									2	○	○	
	157	ゾウムシ科	カシワクチブトゾウムシ										○	○		2			
	158		クリシキゾウムシ						○							1			○
	159		スグリゾウムシ				○									1			○
	160	コガネムシ科	アオドウガネ				○	○	○							3			

●自然環境調査結果　昆虫類③

目	No	科	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	A	B	C	D
				9日(水)	7日(水)	11日(水)	9日(水)	6日(水)	10日(水)	15日(水)	12日(水)	17日(水)	15日(水)	10日(火)	11日(水)				
				晴	晴	小雨	小雨	晴	曇	小雨	曇	晴	晴	晴	晴				
コウチュウ目	161	コガネムシ科	カナブン				○	○							◆	3	○	○	
	162		カブトムシ					○								1	○	○	
	163		クロカナブン				○	○								2	○	○	
	164		コアオハナムグリ						○							1			○
	165		コブマルエンマコガネ						○							1			○
	166		シロテンハナムグリ		○		○	○	○							4		○	
	167		ツヤスジコガネ		○											1			○
	168		セマダラコガネ				○	○								2	○	○	
	169		ヒゲブトハナムグリ		○											1			○
	170	コガネムシ科	マメコガネ				○	○	○							3	○	○	
	171		マルエンマコガネ						○							1			○
	172	クワガタムシ科	コクワガタ												◆	1	○	○	
	173		ノコギリクワガタ				○♂	○♂								2	○	○	○
	174		ヒラタクワガタ				○♂									1	○	○	○
12	174	73	174	5	45	16	60	56	57	23	12	16	15	20	19		43	75	80

自然環境調査結果　昆虫類に関して

✤　2013 年度～2014 年度【昆虫データー録】から、2014 年度分を集計・作成した。

✤　2014 年度報告では、新しい【目】の呼称に統一した。

✤　【分類方法】
① 「府中自然報告書」-夏　秋編 - (1970 年)の分類方法を採用した。
② ①の分類に該当なく新しく確認された(目/科/種名）については、朝比奈正二郎氏「基準昆虫分類表」に準じた。
③ 種名の列挙は、アイウエオ順とした。

✤　【昆虫の生態確認】
① 生態の記号化　　卵・卵嚢：▲/幼態・蛹：◆/成虫：○/成虫の異常形：●
② 成虫のオス・メスに関して不明の場合は表示しない。はっきりと判別された時は記号で示す。
　表示方法　オス：♂/メス：♀
③ 幼態の同定：確認出来ないものは除外した。特に、ガ類・甲虫類に多い。

✤　【過去の資料との対比】
① 「データー表」2013 年度・2014 年度の確認月数/確認総数を加えた。
　☞確認された、昆虫種の変化が容易に読み取れることを目的にした。
② 「2014 年・報告」では、A=2014 年度・確認月数/B＝1970 年・報告書に記載/C=1983 年・昆虫ガイドブックに記載/D＝2014 年度・新規確認種を加えた。
　☞A～D の項目を入れたことにより、過去の資料との対比を容易にする。

✤　【参考資料】

① 「府中市自然報告ー夏秋編ー」１９７０年　　１９７１年３月府中市教育委員会発行
② 「府中昆虫ガイドブック」　　１９８３年３月府中昆虫ガイドブック編集会編・発行
③ 「武蔵村山市史」資料編・自然　　１９９９年３月武蔵村山市史編さん委員会編・発行
④ 「多摩の昆虫」　　１９８０年３月東久留米市教育委員会編・発行
⑤ 「東大農場・演習林・生きものたちの２０年」　　２０１３年３月東大農場・演習林存続を願う会
⑥ 「昆虫観察図鑑」　　２０１１年５月（株）誠文堂新光社発行
⑦ 「甲虫」新装版　　２００６年６月（株）山と渓谷社発行
⑧ 「フィールドガイド・日本のチョウ」　　２０１２年４月（株）誠文堂新光社発行
⑨ 「東京都の蝶」新版　　２０１２年５月（株）けやき出版発行
⑩ 「庭・畑の昆虫－１－」　　１９７６年８月（株）小学館発行

●自然環境調査結果　鳥類①

				14年度観察数													
			月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	14年度観察月数	14年度合計
			日	9	7	11	9	6	10	15	12	17	14	10	11		
	科目	名称	天気 / 名称	晴	晴	雨	曇り	晴	曇り	小雨	曇り	晴	晴	晴	晴れ		
9	カモ	カルガモ	軽鴨		2		1									2	3
20	ハト	キジバト	雉鳩	6	6		4		1		1	4	7	4	2	9	35
33	カッコウ	ツツドリ	筒鳥							1						1	1
51	タカ	ツミ	雀鷹		2				1	1						3	4
58	キツツキ	コゲラ	小啄木鳥	5	1	2	3	3		2	1	3		3	3	10	26
60	キツツキ	アオゲラ	緑啄木鳥					1				1				2	2
64	モズ	モズ	百舌											1		1	1
65	カラス	カケス	橿鳥							1						1	1
66	カラス	オナガ	尾長	16	15		3	3		3	5	28	1	7	3	10	84
67	カラス	ハシボソガラス	嘴細烏														0
68	カラス	ハシブトガラス	嘴太烏	4	4	4	6	4	13	6	3	4	4	4	5	12	61
70	シジュウカラ	ヤマガラ	山雀														0
72	シジュウカラ	シジュウカラ	四十雀	10	11	11	12	15	7	9	13	8	9	10	13	12	128
74	ツバメ	ツバメ	燕	1												1	1
77	ヒヨドリ	ヒヨドリ	鵯	25	23	14	9	13	1	37	22	26	13	6	16	12	205
78	ウグイス	ウグイス	鶯								1	3	3	2	1	5	10
79	エナガ	エナガ	柄長	2								6	9	3	5	5	25
82	メジロ	メジロ	目白	5		1	1	4		7	8	12	11	4	9	10	62
86	ムクドリ	ムクドリ	椋鳥	1	13					2						3	16
88	ビタキ	シロハラ	白腹								1	1	2	1		4	5
90	ビタキ	ツグミ	鶫	3								1	2		5	4	11
92	ヒタキ	ルリビタキ	瑠璃鶲									1		1		2	2
93	ビタキ	ジョウビタキ	尉鶲											2		1	2
100	スズメ	スズメ	雀														0
102	セキレイ	ハクセキレイ	白鶺鴒	1								1				2	2
107	アトリ	カワラヒワ	河原鶸	1												1	1
111	アトリ	シメ	鵐□											2	1	2	3
117	ホオジロ	アオジ	青鵐								3		5		2	3	10
観察種数			28	13	9	5	8	7	5	10	10	14	11	14	12	25	

				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
その他カウント外		ドバト		1								78	1	3	3	
		ガビチョウ				1				1	1		1	1	1	
		ソウシチョウ														

Ⅵ 環境を考える

1 環境学習・環境啓発

現在の環境問題は、生産や流通などの活動が原因とされる産業型公害に加え、地球温暖化などに見られるように市民の日常生活も原因となっています。したがって、私たち一人ひとりが環境に対する理解を深め、生活の中で取り組んでいくことが重要となります。市では、環境学習講座を修了された方々と意見交換を行いながら、環境学習講座を実施しています。

（1） 環境学習

ア　府中かんきょう塾2014

平成13年にエコ・リーダー養成講座としてスタートしました。現在では府中かんきょう塾として、講座修了生による企画・運営で進められています。平成26年度は全6回の連続講座のほか、親子体験教室を1回実施しました。 講座参加者数：延べ122人

全6回の連続講座

回	日　時 参加人数	講座名	内　容	講　師	会場等
1	5月17日（土） 13:00～17:00 16人	開講式、 環境講座	開講式 第２次環境基本計画について、 講話「子どもたちと環境について」	元JICA経済協力調整アドバイザー 表　伸一郎氏 環境政策課職員	府中駅北第2庁舎3階会議室
2	6月14日（土） 13:00～17:00 14人	環境講座	講座「地球温暖化と適応策について」	NPO 法人環境文明21共同代表 藤村オノヱ氏	府中駅北第2庁舎3階会議室
3	7月12日（土） 13:00～17:00 16人	環境講座	講話「大気汚染と私たちの生活」 東京農工大学キャンパス見学	国立大学法人東京農工大学教授 伊豆田　猛氏	国立大学法人東京農工大学
4	9月11日（木） 8:30～15:30 20人	施設見学会	かわさきエコ暮らし未来館 浮島処理センター	かわさきエコ暮らし未来館 アテンダントリーダー 川井氏	かわさきエコ暮らし未来館 浮島処理センター
5	11月1日（土） 13:00～17:00 15人	環境講座	講座「環境破壊と私たちに託されていること」	国立大学法人東京農工大学講師 澤　佳成氏	府中駅北第2庁舎3階会議室
6	12月13日（土） 13:00～17:00 19人	修了式、発表会	修了式 自主グループによる活動成果の発表	―	府中駅北第2庁舎3階会議室

親子体験教室

回	日　時 参加人数	講座名	内　容	講　師	会場等
1	2月21日（土） 10:00～13:15 22人	府中産の野菜でエコクッキング！	講演「環境にやさしい「食」に関するライフスタイルについて」 調理体験	健康推進課職員 環境保全活動センターサポーター	JA マインズ多磨支店

（2） 環境調査・市民調査

ア　市民による酸性雨調査

平成2年度から、市民の方々の協力により、酸性雨の簡易測定を実施しています。測定結果だけでなく、独自の実験や研究結果なども寄せられています。酸性雨の測定を通して、大気汚染さらには地球環境問題を身近で考える場とするとともに、データを記録し、自動測定機では得られない市内全体の状況を把握しています。

日　時	テーマ （学習方法）	内　容	会場等
7月12日（土） 13:00～16:30	酸性雨調査説明会（府中かんきょう塾2014第3回講座内で実施）	講演「大気汚染と私たちの生活について」	東京農工大学　府中キャンパス 第１講義棟 １６教室
8月～9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅等

調査参加者数：17人

イ　市民ボランティア調査

市民の方々の協力により環境調査を実施することで、より多くの人が環境に興味を持つきっかけづくりの場を提供し、さらにはフィールドワークを通して市民ボランティアを育成しています。また、得られたデータは、市の環境施策に活用するための基礎データとして、記録しています。この調査は、地域の環境に根ざした環境調査プログラムとして、市内で環境活動を行っている「特定非営利活動法人　府中かんきょう市民の会」に委託して実施しています。

なお、多摩川の野鳥観察・調査は9年間、小川の生き物調査は12年間実施してきましたが、一定の調査結果が得られたことや他団体でも調査を実施しているため平成25年度で中止とすることとしました。

（ア） 植物観察・調査（多摩川河川敷）　　調査結果は91ページ～95ページ

調査期間：平成26年4月～平成27年3月（公開講座5月18日）

調査場所：多摩川河川敷（大丸堰から関戸橋まで）

参加人数：延べ138名

調査内容：多摩川河川敷に自生する植物の観察会の開催と調査

●多摩川植物調査結果（植物開花調査リスト）

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
トクサ科	イヌドクサ				※	※								※胞子茎を確認
	スギナ	※												※胞子茎を確認
クルミ科	オニグルミ	○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊					
	ヒメグルミ	○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊					
ヤナギ科	コゴメヤナギ	○												都･絶滅危惧Ⅱ類
	タチヤナギ	○												
	イヌコリヤナギ													
	アカメヤナギ		＊											
	ジャヤナギ	○												都･絶滅危惧Ⅱ類
	カワヤナギ	○												
ニレ科	アキニレ						b	＊	＊	＊	＊	＊		
	エノキ					＊		＊						
	ムクノキ		＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊					
クワ科	カナムグラ						○	○	＊	＊	＊	＊	＊	
	ヤマグワ	○	＊	＊										
	マグワ		＊	＊										
イラクサ科	カラムシ								＊					
	ナンバンカラムシ☆						○	＊						
ビャクダン科	カナビキソウ			○										
タデ科	ナガバギシギシ☆	○	＊	○	○	＊	＊	＊		b			b	
	スイバ	○	○											
	ヒメスイバ☆													
	オオイヌタデ						○			＊				
	アレチギシギシ☆		b	○	＊	＊					＊			
	イタドリ			○	○		○	○	＊	＊	＊	＊	＊	
	ミゾソバ							○	○					
	イヌタデ							○	○					
	ヤナギタデ							○						
	ギシギシ					＊		＊	＊					
	ミチヤナギ							○						
	イシミカワ						b							
	エゾノギシギシ		○			＊								
	ハイミチヤナギ☆								○					
ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ☆													
ザクロソウ科	ザクロソウ☆													
スベリヒユ科	スベリヒユ						b							
ナデシコ科	カワラナデシコ					○	○	＊						都･絶滅危惧Ⅱ類
	オランダミミナグサ☆	○	○											
	ノミノツヅリ	○	○											
	ウシハコベ		○	○	○			○	○	○	b			
	コハコベ☆	○											○	
	ムシトリナデシコ☆													
	ミミナグサ	○		○										
	ノハラナデシコ☆			○										
	サボンソウ☆				○		○							
	ハコベ	○												
	マンテマの仲間			○										
アカザ科	シロザ													
	ケアリタソウ☆							＊	＊	＊	＊			
	コアカザ☆						○	＊	＊					
ヒユ科	ヒナタイノコズチ						○	＊	＊	＊	＊	＊		
	ホナガイヌビユ☆													
	ホソアオゲイトウ☆					b	＊	＊	＊	＊				
	イノコヅチ（ヒカゲイノコズチ）								＊					
キンポウゲ科	ケキツネノボタン	○	○											
	セリバヒエンソウ☆		○											
	タガラシ	○												
	センニンソウ					○	○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
	ヒメウズ	○											○	
オトギリソウ科	コゴメバオトギリ☆		○	○	○	＊								
ケシ科	ナガミヒナゲシ☆	○	○											
アブラナ科	ミチタネツケバナ☆	○											○	
	カキネガラシ☆	○	○											
	ナズナ	○	＊										○	
	セイヨウアブラナ☆	○	○										b	
	セイヨウカラシナ☆	○	○											
	オランダガラシ☆	○	○										○	
	スカシタゴボウ		○											
	マメグンバイナズナ☆		○	○	○	＊	＊		○	○				
	ハタザオ			＊										都･準絶滅危惧
	イヌガラシ		○											
	カキナ													
	タネツケバナ											○	○	
	ハナダイコン☆													
	ショカツサイ☆	○												
スズカケノキ科	アメリカスズカケノキ☆													
ベンケイソウ科	ツルマンネングサ☆		○	○										
	コモチマンネングサ													
	メキシコマンネングサ☆													
ユキノシタ科	タコノアシ						○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	都･準絶滅危惧
	ウツギ													
バラ科	ヘビイチゴ		＊											
	ノイバラ		○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊		＊	
	ナワシロイチゴ		○											
	テリハノイバラ			○	○	○		＊	○	○	＊			
	カワラサイコ			○	○	○	○							都･絶滅危惧Ⅱ類
	ワレモコウ					○	○	○	○	＊				

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
バラ科	タチバナモドキ☆			○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊			
	ユキヤナギ													
	キンミズヒキ						○							
	ヤマザクラ	○	＊											
	オオシマザクラ	○	＊	＊									b	
	ヤブヘビイチゴ								＊					
マメ科	カラスノエンドウ	○	○	＊										
	スズメノエンドウ	○	○											
	シロツメクサ☆	○	○	○	○	○	○		○					
	コメツブツメクサ☆		○	○										
	ムラサキツメクサ☆		○	○	○	○	○	○	○	○				
	コマツナギ			○		○	○							
	クララ		b	b										
	クズ						○							
	メドハギ					○	○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
	アレチヌスビトハギ☆						○							
	ヤハズソウ						○	＊	＊	＊				
	クスダマツメクサ☆		○	○	○									
	ハリエンジュ☆	b	○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
	カスマグサ													
	ナヨクサフジ☆		○											
	レンリソウ		○	○	＊									都･絶滅危惧ⅠB類
	ツルマメ						○	＊	＊	＊	＊			
	ヤブマメ							＊	＊	＊	＊	＊		
	マルバヤハズソウ						b	＊						
	イタチハギ☆		○											
カタバミ科	カタバミ	○							b					
	オッタチカタバミ☆	○	○	○	○	○	○	b	○					
	ムラサキカタバミ☆													
フウロソウ科	アメリカフウロ☆		○	○										
トウダイグサ科	オオニシキソウ☆					○	○	○						
	エノキグサ						○	＊						
	アカメガシワ			○		b								
	コニシキソウ☆													
ニガキ科	ニワウルシ☆		b	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊				
センダン科	センダン		○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊				
ウルシ科	ヌルデ				b	b	○							
ムクロジ科	フウセンガズラ☆					○	○			＊				
ニシキキ科	マユミ													
ブドウ科	ヤブガラシ				○	○	○	○						
スミレ科	タチツボスミレ													
ウリ科	アレチウリ☆					b	○	○		＊	＊	＊		
アオイ科	ゼニアオイ☆													
アカバナ科	ユウゲショウ☆	○	○	○	○	○	○	○	○					
	コマツヨイグサ☆		○	○	○	○	○	○	○	○				
	オオマツヨイグサ☆													
	メマツヨイグサ☆	＊			○	○	○	○	＊	＊	＊	＊	＊	
セリ科	ヤブジラミ				○									
	オヤブジラミ													
	ハナウド													
モクセイ科	イボタノキ													
	トウネズミモチ☆				＊	＊	＊	＊	＊	＊		＊		
ガガイモ科	ガガイモ													
アカネ科	ヤエムグラ	○	＊											
	ヘクソカズラ				○	○	○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
	オオフタバムグラ													
	ハナヤエムグラ☆													
	メリケンムグラ☆					○								
	ヒメヨツバムグラ☆			○										
ヒルガオ科	アメリカネナシカズラ☆		＊				○							
	コヒルガオ													
	マルバアメリカアサガオ☆													
	ヒルガオ				○									
ムラサキ科	キュウリグサ	○		○										
クマツヅラ科	アレチハナガサ☆		○	○	○	○	○	○	○	○	＊	＊	＊	
	ハマクマツヅラ☆													
	ヤナギハナガサ☆			○	○		○	○	○					
	ダキバアレチハナガサ☆													
	クマツヅラ☆													
シソ科	イヌコウジュ													
	ヤマタツナミソウ													
	カキドオシ	○											○	
	ヒメオドリコソウ☆	○										○	○	
	ホトケノザ	○										○	○	
	ミゾコウジュ		○	＊										国･準絶滅危惧
	ニガクサ							＊	＊					
	ヒメジソ													
	メハジキ													
ナス科	アメリカイヌホオズキ☆						○	○	○					
	イヌホオズキ								○					
	ショクヨウホオズキ☆													

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
ナス科	クコ							○	＊	＊	＊	＊		
ゴマノハグサ科	オオイヌノフグリ☆	○	○	○						○	○	○	○	
	タチイヌノフグリ☆	○	○											
	オオカワヂシャ☆	○	○			○							○	
	カワヂシャ		○											
	ビロードモウズイカ☆													
	トキワハゼ													
	ムシクサ													
	マツバウンラン													
キツネノマゴ科	キツネノマゴ						○	○	○					
ハマウツボ科	ヤセウツボ☆		○	○										
オオバコ科	ヘラオオバコ☆	○	○	○	○	○	○	＊						
	オオバコ			○		＊	○	○	＊	＊				
	ツボミオオバコ☆													
オミナエシ科	ノヂシャ☆		＊											
キキョウ科	ヒナギキョウソウ☆		○											
	キキョウソウ☆													
	ヒナギキョウ☆													
キク科	ハルジオン☆	○												
	オニノゲシ	○	○	○		b								
	ヤブタビラコ													
	セイヨウタンポポ☆	○	○	○			○		○					
	ノゲシ	○	○	○				○	○	○				
	オニタビラコ		○	○										
	コセンダングサ☆	＊		○			○	○	○	○	＊	＊	＊	
	キツネアザミ		○											
	コウゾリナ		○	○	○	○								
	ウラジロチチコグサ☆			○										
	ハハコグサ		○											
	ニガナ													
	ヒメジョオン☆		○	○	○	○	○	○	○	○				
	ハルシャギク☆			○	○	○	＊	○	○					
	オオキンケイギク☆		○	○	○									
	オオアレチノギク☆					○	○	○						
	ヒメムカシヨモギ☆					○	○	○	○	○				
	イヌキクイモ☆					○	○	＊	＊	＊	＊	＊		
	アキノノゲシ													
	ヘラバヒメジョオン☆					○								
	ホウキギク☆													
	ヒロハホウキギク☆						○	○	＊	＊	＊	＊		
	オオブタクサ☆					b	○	＊	＊	＊		＊		
	セイタカアワダチソウ☆							○	○	＊	＊	＊	＊	
	アイノコセンダングサ☆						○	○	○					
	ヨモギ						○	○	＊	＊				
	ノコンギク													
	ハキダメギク☆								○					
	アイノコタンポポ☆	○		○	○		○							
	カントウタンポポ	○												
	エゾタンポポ													
	タチチチコグサ☆													
	ノボロギク☆	○												
	チチコグサモドキ☆													
	アメリカオニアザミ☆													
	オオジシバリ													
	アメリカセンダングサ☆							○						
	アメリカタカサブロウ☆						○		＊					
	ブタナ☆		○	○	○									
	ヤナギバヒメジョオン☆													
	オオオナモミ☆								＊		＊		＊	
	カミツレ☆													
	アイノコセイヨウタンポポ☆													
	オトコヨモギ													
	オニアザミ☆													
	カワラノギク								○		＊	＊		
	アレチノギク☆						○			＊				
	シロノセンダングサ☆								○					
トチカガミ科	オオカナダモ☆													
ユリ科	ノビル		＊	○		b								
	ノカンゾウ				○	＊								
	ヤマラッキョウ													
	ニラ						○		＊					
	ヤブカンゾウ				○									
	ツルボ						○	＊	＊	＊				
	タカサゴユリ☆													
	ヤブラン													
	ハナニラ	○												
ヒガンバナ科	ヒガンバナ						○							
アヤメ科	ニワゼキショウ☆		○	○										
	キショウブ☆		○											
イグサ科	スズメノヤリ	○	＊											
	クサイ			＊		＊	＊							
	コゴメイ☆		○	○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
ツユクサ科	ツユクサ				○	○	○	○						
イネ科	オオスズメノカタビラ☆		○											

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
イネ科	アシボソ													
	カラスノチャヒキ☆													
	スズメノチャヒキ☆		○	＊										
	カラスムギ☆		○	＊	＊									
	イヌムギ☆		＊	＊	＊	＊								
	ハルガヤ☆													
	オニウシノケグサ☆	○	○	＊	＊	○	○							
	スズメノカタビラ	○		○									○	
	クサヨシ		○	○										
	ネズミホソムギ☆		○	○	○									
	シナダレスズメガヤ☆		○	○	○	＊	○	＊	○	＊	＊	＊	＊	
	ムクゲチャヒキ☆		○	＊	＊									
	アオカモジグサ		○	○	＊									
	ネズミムギ☆		＊											
	シバ			○	○	○	○	＊	＊					
	コバンソウ☆													
	カモジグサ		○	○	＊	＊								
	セイバンモロコシ☆			○	○		○	＊	○					
	チガヤ													
	シマスズメノヒエ☆			○	○	○	○							
	ヤマアワ													
	ノギナシセイバンモロコシ☆				○	○	○	＊	＊	＊	＊			
	アキノエノコログサ					＊	○	＊		＊				
	カタバエノコロ					＊	＊	＊	＊					
	キシュウスズメノヒエ☆													
	オヒシバ					○	○	＊	＊					
	メヒシバ					○	○	＊	＊					
	イヌビエ					＊	＊		＊					
	エノコログサ				＊	＊	○	＊			＊			
	ツルヨシ					＊	○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
	トダシバ					＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
	キンエノコロ						○	＊	＊					
	カゼクサ						○	＊	＊	＊				
	ムラサキネズミノオ						○							
	アキメヒシバ								○					
	チカラシバ						○	＊	＊	＊				
	メリケンカルカヤ☆													
	オガルカヤ	＊					○	＊	＊	＊	＊	＊		
	ススキ							○	＊	＊	＊	＊		
	コメヒシバ								＊					
	ヨシ									＊	＊	＊	＊	
	オギ								＊	＊	＊	＊	＊	
	カモガヤ☆		＊	○										
	アンデスカゼクサ☆													
	ミゾイチゴツナギ													
	ウシノシッペイ													
	ジュズダマ													
	コスズメガヤ☆					＊		＊						
	ヒメイヌビエ													
	オオエノコロ					○								
	ネズミノオ						○	＊	＊	＊				
	イチゴツナギ													
	ヒゲナガスズメノチャヒキ☆													
	ヒエガエリ		○											
	メガルカヤ	＊					○	＊	＊	＊	＊	＊	＊	
	ヤクナガイヌムギ☆					＊								
	フシゲチガヤ		○	○										
	ナギナタガヤ☆													
	スズメノヒエ													
	タイヌビエ													
	オオクサキビ☆						○							
	ホソムギ☆			○	○									
	ケイヌビエ						＊	＊	＊					
	チョウセンカリヤス													
	キツネガヤ													
	スズメノヒエ													
	ヒメコバンソウ☆													
	ミノボロ													都･準絶滅危惧
	ギョウギシバ													
	コツブキンエノコロ							＊						
	アシ													
	イヌアワ													
	ホソネズミムギ													
	ヌカキビ							＊						
ガマ科	ガマ									＊				
カヤツリグサ科	アオスゲ													
	マスクサ		＊	＊		＊								
	ハマスゲ					＊	○							
	ミコシガヤ													
	メリケンガヤツリ☆		○	○	○	○	＊	＊	＊	＊				

科名	種名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
カヤツリグサ科	アゼナルコ		○											
	ヒメクグ					＊								
	アゼガヤツリ													
	カヤツリグサ						＊	＊	＊					
	コゴメガヤツリ					＊		＊						
	ジュズスゲ													
	ヤワラスゲ													
	ヌマガヤツリ						○							
	チャガヤツリ													
	アオガヤツリ													
	サンカクイ						＊		＊	＊				
	ヤガミスゲ		○											
ラン科	ネジバナ				○									
確認した開花植物数		53	71	61	40	37	77	34	31	11	1	4	12	

（注） 本リストは月ごとの調査結果(蕾・花・果実)より開花状況にある植物を主体に、一覧にまとめた。
蕾・花・果実がある植物のみを調査の対象にしたので、当該河川敷に自生する全植物を把握したわけではない。
今回確認できた種は次のとおりである。
花を確認できたもの・・・・・・・・・・・・・・・203種
果実・蕾のみ確認できたもの・・・・・・・・・ 43種
トクサ科（胞子茎を確認できたもの）・・・・・2種
合計 248種
種名のあとの☆は外来植物を示す。
科名の配列順序は『新高等植物分類表』（伊藤洋著　平成元年）による。
表中の〇印は開花が確認されたものを示す。（＊印は果実のみ、b印は蕾のみ）
20年度以降に開花結実をみたが、26年度の調査で確認できなかったものは、種名のみ記載した。
今回の調査ではタコノアシ、カワヂシャ、ミゾコウジュなどの希少種を確認できなかった。
備考欄の希少植種の記載は「東京都レッドリスト～2010版」の北多摩地域より引用した。

（イ）　西府町湧水調査

調査期間：平成26年4月～平成27年3月（通年）

調査場所：西府町湧水

参加人数：延べ　29名

調査内容：湧水量、水質の通年データ測定調査

調査結果

測定日	湧出量（ℓ/分）
4月1日	5.9
5月1日	4.7
6月2日	6.4
7月1日	10.4
8月1日	0.7
9月1日	3.2
10月1日	2.1
11月2日	8.3
12月2日	7.3
1月3日	2.2
2月1日	7.7
3月2日	6.7

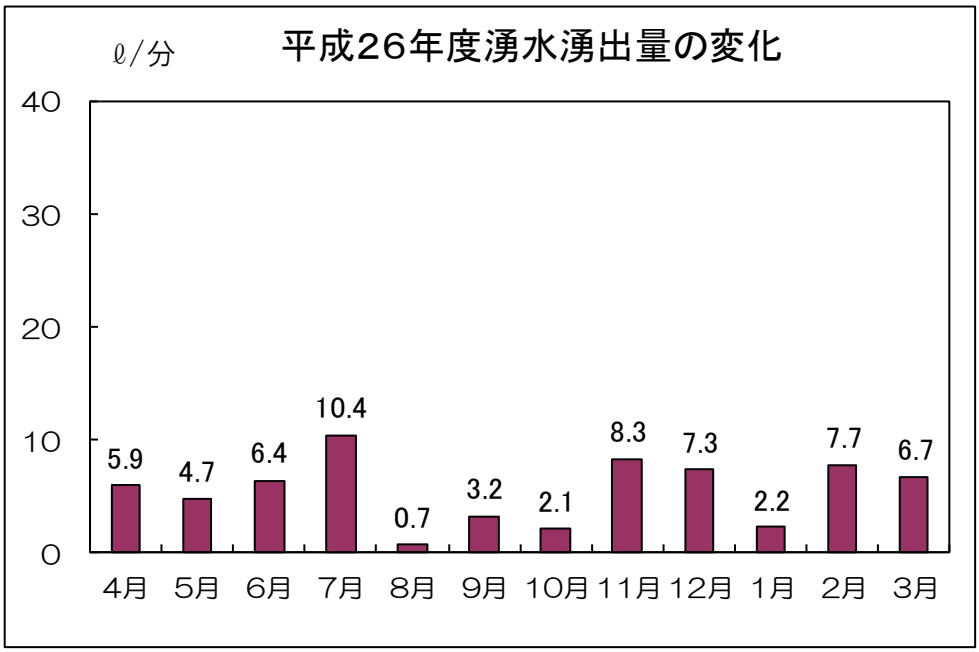

●湧出量と前月降水量（経年変化）

測定年月	湧出量（ℓ/分）	前月降水量（mm）
平成23年4月	6.5	123.0
平成23年5月	10.8	142.0
平成23年6月	10.2	228.5
平成23年7月	11.3	209.5
平成23年8月	6.7	149.0
平成23年9月	5.5	11.0
平成23年10月	15.9	406.5
平成23年11月	7.4	90.5
平成23年12月	8.6	101.5
平成24年1月	6.2	67.5
平成24年2月	9.2	61.5
平成24年3月	6.1	26.5
平成24年4月	4.0	41.5
平成24年5月	12.9	227.5
平成24年6月	3.7	42.5
平成24年7月	8.2	170.5
平成24年8月	7.0	69.5
平成24年9月	4.2	121.0
平成24年10月	8.4	296.5
平成24年11月	13.5	378.5
平成24年12月	3.0	22.5
平成25年1月	2.4	62.0
平成25年2月	1.6	15.5
平成25年3月	8.4	159.5
平成26年4月	5.9	125.5
平成26年5月	4.7	113.0
平成26年6月	6.4	98.0
平成26年7月	10.4	497.0
平成26年8月	0.7	103.0
平成26年9月	3.2	137.5
平成26年10月	2.1	87.0
平成26年11月	8.3	415.0
平成26年12月	7.3	89.0
平成27年1月	2.2	59.5
平成27年2月	7.7	73.0
平成27年3月	6.7	43.5

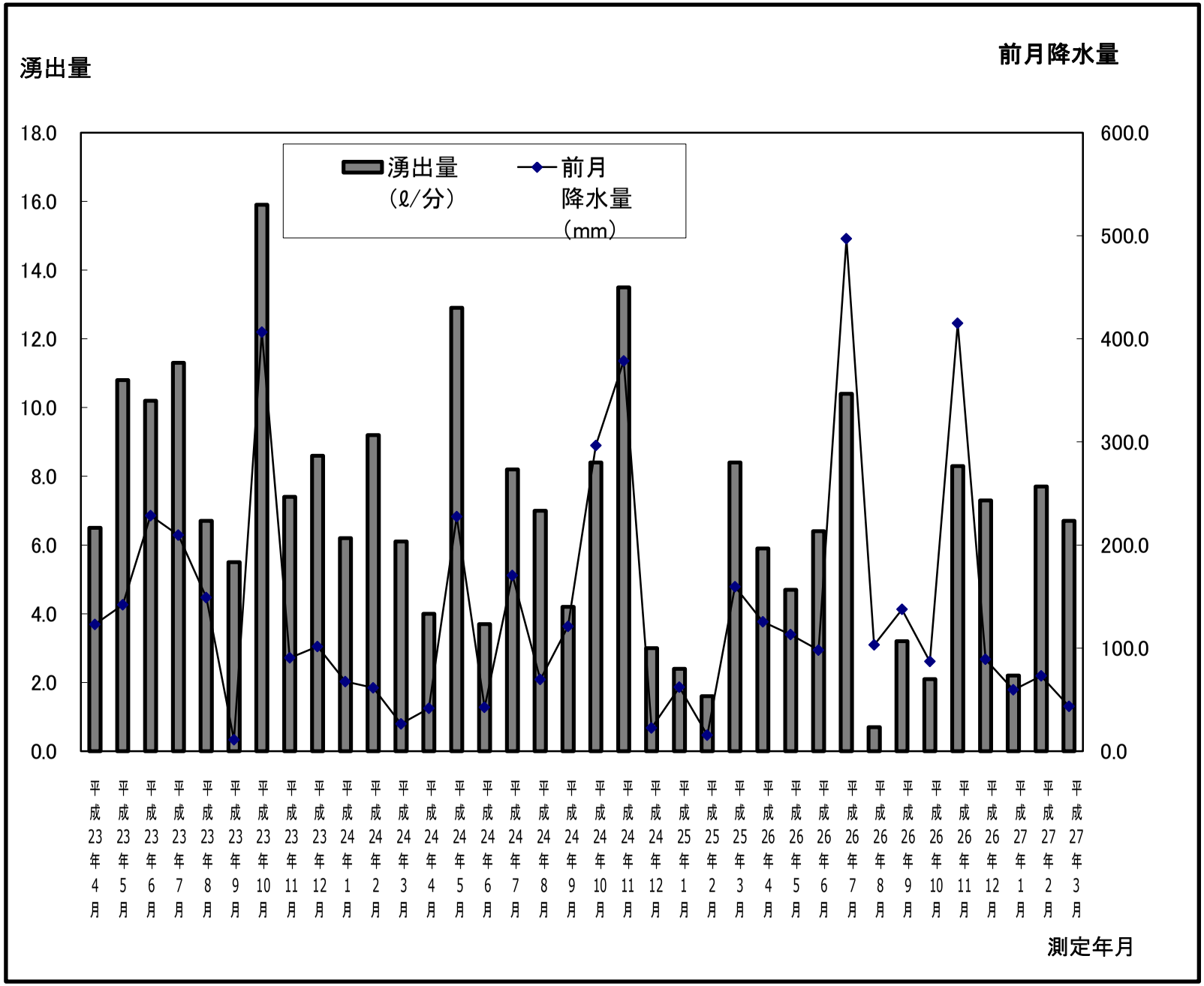

●湧水温度と前月平均気温（経年変化）

計測年月	湧水温度（℃）	前月平均気温（℃）
平成24年4月	16.5	7.5
平成24年5月	16.0	13.4
平成24年6月	16.0	18.4
平成24年7月	16.0	20.7
平成24年8月	19.0	25.8
平成24年9月	18.0	27.9
平成24年10月	17.0	24.6
平成24年11月	17.0	18.0
平成24年12月	17.0	10.5
平成25年1月	16.5	5.4
平成25年2月	17.0	3.6
平成25年3月	17.0	4.6
平成25年4月	17.0	10.9
平成25年5月	18.0	13.7
平成25年6月	17.5	18.7
平成25年7月	17.0	22.0
平成25年8月	18.0	26.5
平成25年9月	18.0	27.9
平成25年10月	18.0	23.7
平成25年11月	17.5	18.6
平成25年12月	17.0	11.1
平成26年1月	17.0	6.1
平成26年2月	16.0	4.3
平成26年3月	17.0	4.3
平成26年4月	17.0	8.9
平成26年5月	17.0	13.5
平成26年6月	17.0	19.0
平成26年7月	17.5	22.3
平成26年8月	17.5	25.7
平成26年9月	17.0	26.6
平成26年10月	17.0	21.9
平成26年11月	18.0	17.4
平成26年12月	17.0	12.2
平成27年1月	15.5	5.3
平成27年2月	17.0	4.6
平成27年3月	17.0	5.0

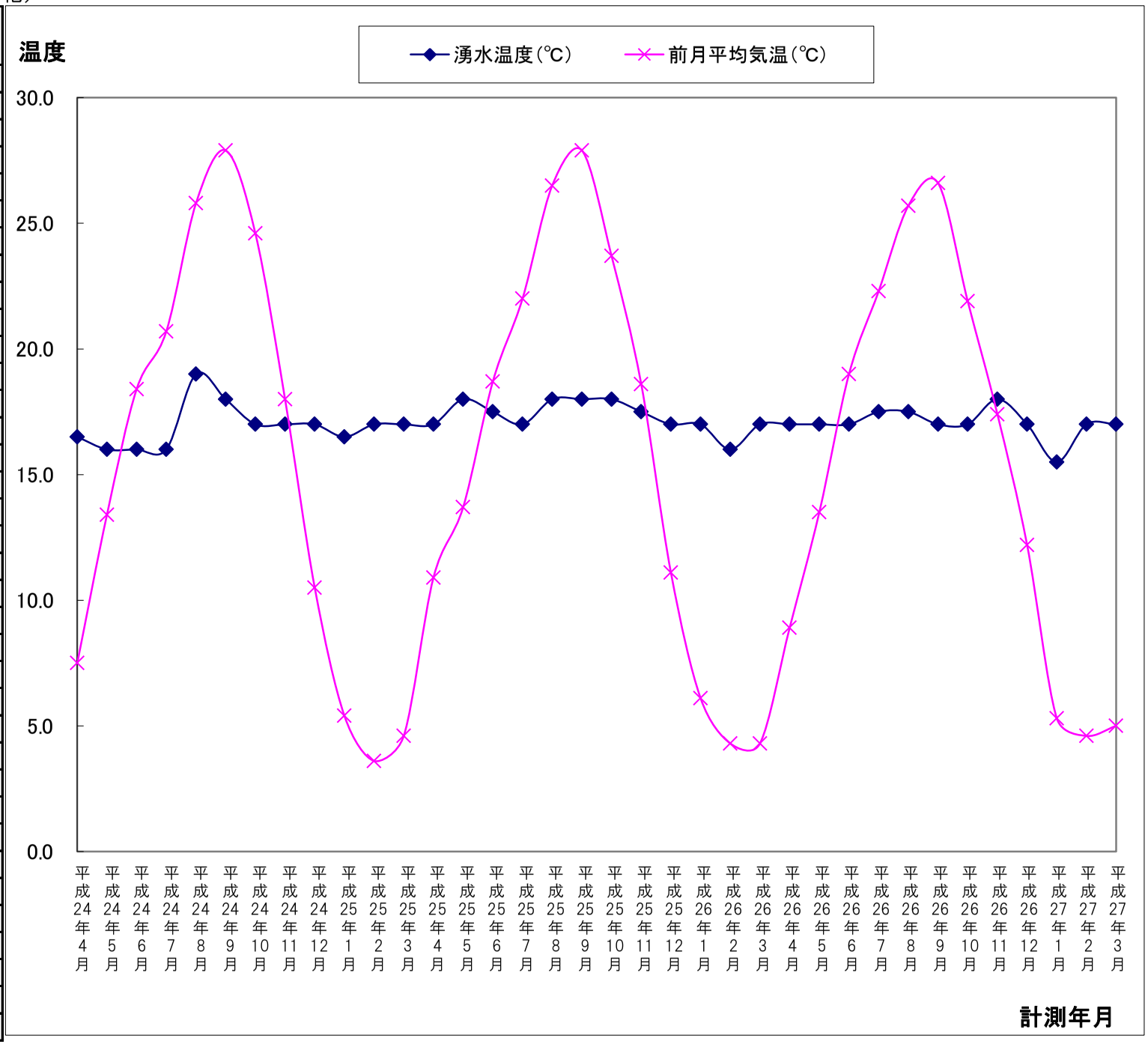

（ウ）　田んぼの学校

実施期間：平成26年5月～27年3月

実施場所：東京農工大学ﾌｨｰﾙﾄﾞｻｲｴﾝｽｾﾝﾀｰ　ﾌｨｰﾙﾄﾞﾐｭｰｼﾞｱﾑ本町農場ほか

参加人数：延べ407名

調査内容：農作業を体験しながら、水田に生息する昆虫等を観察

（エ）　大気汚染（NO2）の調査

調査期間：平成26年4月～平成27年3月

NO_2調査（カプセル方式）：6月、9月、12月、3月

参加人数：延べ52名

調査内容：カプセル方式で市内30か所の交差点付近の濃度を測定

また、交差点の車の通過台数は、因果関係が確認できず中止中

『天谷式カプセル』によるNO_2測定結果経年表（測定者：府中かんきょう市民の会）

カプセル No.	カプセル設置場所（ランドマーク）	月	測定結果（ppm）				
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1	西原町1－17 東八・府中所沢線 西原町1丁目交差点	6	0.062	0.037	0.037	0.026	0.034
		9	0.048	0.033	0.044	0.079	0.068
		12	0.079	0.044	0.057	0.054	0.077
		3	0.034	0.033	0.035	0.035	0.068
2	栄町3－8 府中街道 府中刑務所角	6	0.018	0.022	0.026	0.025	0.026
		9	－	0.014	0.031	0.035	0.022
		12	0.035	－	0.027	0.023	0.029
		3	0.031	0.021	0.017	0.026	0.044
3	新町2－77 自治会館小金井街道沿い	6	－	－	－	－	－
		9	－	－	－	－	－
		12	－	－	－	－	－
		3	－	－	－	－	－
4	浅間町1－7 生涯学習センター角	6	－	－	－	－	－
		9	－	－	－	－	－
		12	－	－	－	－	－
		3	－	－	－	－	－
5	日新町2－23 府中西高校入口交差点	6	0.035	－	－	－	－
		9	0.026	0.023	－	－	－
		12	0.057	0.017	－	－	－
		3	0.029	0.042	－	－	－
6	本宿町2－24 町田街道・20号線 本宿交番前	6	0.070	0.038	0.046	0.014	0.037
		9	0.031	0.033	0.036	0.065	0.022
		12	0.063	0.040	0.041	0.042	0.084
		3	0.083	0.044	0.019	0.035	0.044
7	本町1－13 イトーヨーカドー駐車場角	6	－	－	－	－	－
		9	－	－	－	－	－
		12	－	－	－	－	－
		3	－	－	－	－	－
8	清水が丘1－4 平和通り・20号線 東府中交番前	6	0.031	0.031	0.040	0.016	－
		9	0.026	0.017	0.014	0.048	0.026
		12	0.036	0.039	0.000	0.031	0.053
		3	0.010	0.039	－	0.026	0.040

カプセル No.	カプセル設置場所（ランドマーク）	月	測定結果(ppm)				
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
9	白糸台2－1 白糸台郵便局前	6	0.031	－	－	－	－
		9	0.031	－	－	－	－
		12	0.054	0.033	－	－	－
		3	0.083	0.021	－	－	－
10	押立町1－37 しみず下通り 車返団地角	6	0.031	0.034	0.040	0.034	0.024
		9	0.048	0.024	0.039	0.046	0.018
		12	0.039	0.033	0.032	0.031	0.044
		3	0.013	0.036	0.009	0.018	0.044
11	寿町3－1 府中街道･20号線 寿町3丁目交差点	6	0.044	0.051	0.044	0.049	0.037
		9	0.053	0.026	0.044	0.069	0.025
		12	0.056	0.044	0.036	0.040	0.040
		3	0.050	0.036	0.023	0.025	0.040
12	前原町5－8 東八･小金井街道 前原交番前	6	0.040	0.040	0.057	0.038	0.022
		9	0.035	0.015	0.066	0.040	0.021
		12	0.036	0.039	0.024	0.031	0.040
		3	0.013	0.026	0.012	0.026	0.059
13	浅間町2－12 新小金井街道･学園通り 浅間町2丁目交差点	6	0.040	0.033	0.036	0.026	0.031
		9	0.053	0.012	0.026	0.040	0.013
		12	0.023	0.036	0.039	0.026	0.057
		3	0.083	－	0.022	0.013	0.055
14	若松町4－8 新小金井街道 明大グランド西	6	0.018	0.022	0.035	0.022	0.024
		9	0.018	0.010	0.023	0.054	0.013
		12	0.030	0.043	0.044	0.027	0.048
		3	0.061	0.027	0.014	－	0.009
15	若松町2－12 新小金井街道･20号線 若松町2丁目交差点	6	0.035	－	0.026	0.035	0.040
		9	0.026	0.018	0.074	0.062	0.018
		12	0.046	0.035	0.053	0.034	0.057
		3	0.022	0.035	0.039	0.026	0.031
16	緑町1－1 小金井街道･20号線 小金井街道入口	6	0.031	－	0.013	0.039	0.035
		9	0.035	0.021	0.010	0.048	0.011
		12	0.064	0.031	0.049	0.031	0.048
		3	0.070	0.039	－	0.030	0.026
17	幸町1－35 国分寺街道･美術館通り 幸町1丁目交差点	6	0.018	0.022	0.013	0.023	0.020
		9	0.009	－	0.011	0.035	0.009
		12	0.040	0.024	0.057	0.024	－
		3	0.024	0.016	－	－	0.026
18	栄町1－4 東八･国分寺街道	6	0.022	0.031	0.021	0.026	0.016
		9	0.031	0.021	0.019	0.029	0.007
		12	0.048	0.031	0.040	0.019	0.022
		3	0.074	0.021	0.008	0.026	－
19	是政5－19 府中街道･多摩川通り 是政橋	6	0.026	－	0.039	0.030	0.030
		9	0.035	0.021	0.029	0.075	0.040
		12	0.048	0.026	0.039	0.036	0.062
		3	0.089	0.018	0.018	－	0.066
20	住吉町4－8 鎌倉街道･四谷通り 中河原駅前	6	0.053	0.029	0.027	0.037	0.029
		9	0.040	0.018	0.027	0.049	0.026
		12	0.065	0.030	0.043	0.034	0.064
		3	0.025	0.039	0.018	0.026	0.044
21	朝日町通り･20号線 榊原記念病院南	6	0.031	－	0.071	0.045	0.033
		9	0.031	－	0.056	0.085	0.018

カプセル No.	カプセル設置場所（ランドマーク）	月	測定結果(ppm)				
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
21	朝日町通り･20号線 榊原記念病院南	12	0.054	0.033	0.051	0.026	0.022
		3	0.083	0.021	0.039	0.021	0.062
22	日野バイパス･ 都道256号 国立インター入口	6	0.035	－	0.058	0.042	0.026
		9	0.026	0.023	0.051	0.056	0.017
		12	0.057	0.017	0.058	0.093	0.055
		3	0.029	0.042	0.052	0.024	0.044
23	東八･ 西武多摩川線 旧二枚橋南	6	－	－	0.032	0.024	0.026
		9	－	－	0.030	0.026	0.040
		12	－	－	0.057	0.026	0.026
		3	－	－	0.035	0.019	0.046
24	人見街道 あんず通り 紅葉が丘郵便局角	6	－	－	0.025	0.013	0.020
		9	－	－	0.082	0.030	0.019
		12	－	－	0.034	0.029	0.031
		3	－	－	0.007	0.071	0.033
25	中央道側道 白糸台通り 稲城大橋出口	6	－	－	0.070	0.044	0.023
		9	－	－	0.026	0.042	0.048
		12	－	－	0.040	0.036	0.086
		3	－	－	0.018	0.027	0.053
26	浅間山北側住宅	6	－	－	0.009	0.002	0.009
		9	－	－	0.013	0.013	0.018
		12	－	－	0.026	0.017	0.022
		3	－	－	0.030	0.018	0.026
27	新設道路 清水下通り	6	－	－	0.002	0.044	0.026
		9	－	－	0.030	0.035	0.018
		12	－	－	0.030	0.011	0.053
		3	－	－	0.015	0.039	0.062
28	日野バイパス 東八予定線 西原町公園西側	6	－	－	0.022	0.004	0.015
		9	－	－	0.021	0.026	0.026
		12	－	－	0.040	0.022	0.035
		3	－	－	0.000	0.024	0.031
29	鎌倉街道 本宿トンネル内	6	－	－	0.049	0.053	0.040
		9	－	－	0.073	0.075	0.053
		12	－	－	0.054	0.054	0.097
		3	－	－	0.050	0.061	0.062
30	鎌倉街道 多摩川通り 関戸橋北詰	6	－	－	0.031	0.017	0.022
		9	－	－	0.026	0.042	0.031
		12	－	－	0.049	0.044	0.070
		3	－	－	0.038	0.031	0.046
31	都道20号線 四谷保育所角	6	－	－	0.040	0.045	0.033
		9	－	－	0.053	0.074	0.024
		12	－	－	0.043	0.036	0.048
		3	－	－	0.038	0.027	0.040
32	四谷多摩川通り 四谷橋北詰下	6	－	－	0.035	0.036	0.022
		9	－	－	0.066	0.060	0.026
		12	－	－	0.044	0.048	0.031
		3	－	－	0.029	0.036	0.040
33	府中街道 旧甲州街道 市役所北お旅所前	6	－	－	0.018	0.036	0.022
		9	－	－	0.032	－	0.026
		12	－	－	0.033	0.035	0.048
		3	－	－	0.018	0.033	0.084

カプセル No.	カプセル設置場所（ランドマーク）	月	測定結果（ppm）				
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
34	鎌倉街道 根岸病院角	6	－	－	0.027	0.032	0.023
		9	－	－	0.030	0.031	0.023
		12	－	－	0.010	0.030	0.055
		3	－	－	0.018	0.035	0.035
35	是政スマートインター	6	－	－			0.021
		9	－	－			0.022
		12	－	－			0.033
		3	－	－			0.033

（3） 環境啓発事業

● 府中環境まつり

「府中環境まつり」は、効果的かつ総合的に環境の保全に関する理解を深めていただくため、これまで開催していた「グリーンフェスティバル」、「環境フェスタ」、「リサイクルフェスタ」を統合したイベントです。

環境月間である6月に、地球温暖化防止、自然保護、ごみ減量やリサイクルなど、環境について楽しみながら学び考えることができるイベントとして「府中環境まつり2014」を開催する予定でしたが、雨天等の影響により中止となりました。

回	年度	日　時	会場	内　容	来場者数 参加団体数
3	H26	6月7日（土） 10:00～15:00	府中公園	雨天等の影響により中止	―

● 環境啓発標語・ポスターコンクール

市民の環境への意識高揚を図るため、市内小中学校児童及び生徒を中心に標語・ポスターコンクールを実施しました。

〇表彰式

日時：平成26年6月7日（土）午前10時10分から午前11時10分

会場：府中駅北第2庁舎3階会議室

		標　語	ポスター
応募作品数	緑化推進部門	1057	87
	まち美化部門	834	19
	地球温暖化防止部門	448	20
入選作品数	緑化推進部門	7	7
	まち美化部門	6	6
	地球温暖化防止部門	6	6

各部門最優秀賞

〇緑化推進部門

標　　語：佐藤　全泰さん（府中第四中1年）

「この町の　緑が奏でる　笑顔の曲」

ポスター：中山　美咲さん（府中第七中3年）

〇まち美化部門

標　　語：五十嵐　春花さん（日新小5年）

「自然に『一票』 ポイすて『れい票』 自然の大きな総選きょ」

ポスター：飯嶋　小夏さん（南町小4年）

〇地球温暖化防止部門

標　　語：寺澤　愛佳さん（南町小6年）

「スイッチは　こまめに OFF して　省エネ ON！」

ポスター：小出　胤樹さん（府中第八小6年）

2 環境保全活動センター

（1） 設置の経緯

府中市環境保全活動センターの設置等については、平成15年に策定された府中市環境基本計画に初めて明記されたほか、平成18年3月には、府中市環境基本計画に基づき、市民や事業者及び行政が相互に意見交換し、環境基本計画の進捗状況や計画を推進するための方策について検討するため、府中市環境推進協議会が設置されました。

同協議会ではこの中で、市民や事業者及び行政が、環境基本計画及び環境行動指針を推進するとともに、各主体が環境基本計画を実践するための枠組みとして、環境活動の場を設置する必要があると、平成20年3月に市長へ「環境保全活動の支援センターのあり方について」提言しております。

また、平成23年3月に策定された府中市地球温暖化対策地域推進計画の中でも、個別施策等各般にわたり活動センターの役割が期待されていました。

この流れを受け、平成23年度予算に活動センター設立に係る経費を計上するとともに、府中駅北第2庁舎7階に約20㎡の事務室を確保した後、同年7月に活動センターの管理運営規則及び運営委員会に関する要綱等を協議するため、「府中市環境保全活動センター開設準備に関する懇談会」が設置されました。

こうした経過の中で、平成23年12月1日に府中市環境保全活動センターを開設し、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動の支援を開始しました。

（2） 平成26年度の動き

センター事業を審議するための組織である、運営委員会を12回開催する中で、センターの設置目的に沿った独自の各種事業を実施しました。

また、センターからの情報発信面では、センターのホームページを活用し、情報発信を行うとともに、会報「かんきょう活動センターだより」を発行し、市民への環境情報の提供とセンターの活動内容の周知に努めました。

この外、センターのサポーター登録団体である企業主催の環境フォーラムの後援等を行いました。

なお、センターの事業活動を担う平成26年度末のサポーター登録数は、個人71人、事業者等が14団体となっております。

（3） 平成26年度活動実績

事　業　等	参加者数等	実　施　月
来館者数	308人	通年
「かんきょう活動センターだより」の発行	4回	4月、7月、10月、1月
府中かんきょう塾	100人	5月、6月、7月、9月、11月、12月
クール・エコの集い	1,000人	8月
親子体験教室「府中産の野菜でエコクッキング」	22人	2月
空間放射線量測定器の貸出し	18件	通年
日立中央研究所庭園見学会	20人	中止（11月）
「玉川上水散策と小金井桜を観るツアー」	25人	中止（4月）
郷土の森博物館見学会	16人	3月
ゴーヤ・ヘチマ苗配布	1，100本	6月

3　地球温暖化対策

地球温暖化とは、温室効果ガスの過度な蓄積より、地球の平均気温が長期的に上昇することです。

温室効果ガスが全くないと今の地球の気温は維持できませんが、過度に蓄積すると気温が上昇し過ぎ、地球の気候を大きく変化させ、自然生態系などに深刻な問題を与えます。

主な温室効果ガスとしてCO_2（二酸化炭素）があります。CO_2は有機物の分解・燃焼に伴い発生します。産業革命以降、世界的にエネルギー源として有機物である化石燃料の大量燃焼を続け、一方で森林伐採等でCO_2の吸収量は減少しています。その結果大気中に過度のCO_2が蓄積しました。また、ほかの温室効果ガスも私たちの生活に関するあらゆる活動に伴い発生しています。

地球の平均気温は、100年間で0.6度上昇しています。日本の平均気温は約1℃、都市化の著しい東京では約3℃も上昇しています。これはヒートアイランド現象であると考えられ、地球温暖化に影響しているといわれています。

国際的動向として、世界の国々においての温室効果ガス排出量の法的拘束力がある数値目標を盛り込んだ京都議定書の批准が進んでいます。わが国においても、平成9年の京都会議以降、地球温暖化対策の推進に関する法律の制定や、地球温暖化対策に関する基本方針の決定などがあり、地方公共団体に温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定・公表が義務付けられました。

市では、府中市職員エコ・アクションプランを中心とした環境マネジメントシステムに基づいた環境負荷低減対策をより積極的に推進するため、ISOが定めたISO14001を平成14年に取得しました。平成26年2月には4回目の認証更新をして、環境負荷の低減に努めています。また、市の取組みを年一回「府中市エコ・レポート」として、公表しています。なお、市民のCO_2削減活動を支援するため、エコハウス設備設置補助金事業を実施しています。

用語説明

※　**ヒートアイランド現象**

都市部の気温が郊外部に比べて高くなる現象をいいます。原因として、大量の熱エネルギーを発生させる都市においては、土が露出した地面が少ないため、水の気化による気温の低下が妨げられることがあげられます。また、等温線を描くと都心部を中心とした「熱（＝ヒート）」による「島（＝アイランド）」のように見えるため、こう呼ばれています。

※　**温室効果ガス**

太陽から地球に降り注ぐ（波長の短い）光は素通りさせますが、地球から宇宙に逃げる（波長の長い）赤外線（熱線）は吸収するため、地球の温度を上昇させる働きのあるガスのことをいいます。

京都議定書及び地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、**三フッ化窒素**の**7物質**が指定されています。

※　ISO

「国際標準化機構（International Organization for Standardization）」の呼称です。スイスのジュネーブに本部を置く非政府組織（NGO）で、工業製品やサービスなどの国際的な規格の制定や標準化を目的として設立された国際機関です。

※　ISO14001

ISOが定めた環境に配慮するための仕組みを定めたシステムの規格です。PDCAサイクル（計画→実施→点検→見直し→計画のサイクル）を回すことで環境負荷低減行動の進行管理を行い、継続的な改善を進めます。これを認証取得した組織は、その環境に配慮した仕組みが国際規格

市職員の取り組み項目

府中市職員エコ･アクションプランは平成13年3月に策定され、市職員はこのプランに基づいて省エネルギー、省資源、ごみ減量などに努めています。平成23年3月には第3次府中市職員エコ･アクションプランを策定し、第2次に比べ日常取組項目を2つ追加、一部取組項目の修正を行い、より一層の環境負荷低減行動を実践していきます。

【日常取組項目】

1 レジ袋は受け取らない。
2 昼休み、就業前後及び残業時の不必要な照明は消灯する。
3 OA機器の未使用時は電源を切るか、省エネモードにする。
4 毎週水曜日はノーカーデーを実施し、水曜日以外にもできる限り車を使用しない。
5 車のアイドリングは止める。
6 車を使用する際には、エコドライブを実践する。
7 片面使用済紙の再利用や両面コピーを徹底し紙の使用量を削減する。
8 必要最低限の枚数しかプリントアウトしない。
9 使用済み封筒を再利用する。
10 ごみ減量やリサイクルのルールを徹底する。
11 階数の差が3階までは上りのエレベータに乗らない。
12 下りのエレベータには乗らない。
13 トイレの便座シートやウォシュレットの温度設定は色目盛りの下端を最大とし、夏はさらに低くする。
14 トイレのウォシュレットの電源は、土日等使用しない時は切る。
15 湯水を流しながら使用しない。
16 環境にやさしい商品を購入する。
17 物品購入は必要最低限にする。
18 必要以上の印刷、コピーはしない。
19 コピー機の未使用時は電源ボタンを押し省エネモードに設定する。
20 退庁時はコピー機の主電源を切る。
21 使い捨ての箸、スプーン等は使わない。
22 シュレッダーの未使用時は電源を切る。
23 会議室の冷暖房温度は、夏28℃以上、冬20℃以下に設定する。
24 クールビズ、ウォームビズなど快適に過ごせる服装を心がける。
25 会議室の冷暖房や照明は会議開始の10分前までは使用しない。
26 ブラインドやカーテン等の利用により照明･空調の効率化に努める。
27 ファイリングシステムの徹底により、必要以上の資料を印刷しない。
28 イベントを開催する際の電力は、グリーン電力を使用する。
29 各自の取組

市民の取り組み[環境家計簿]

日常生活において環境に負荷を与える行動や、環境に良い影響を与える行動を記録するために使用するもので、電気や水道使用量などの項目ごとに必要に応じて点数化し、一定期間の集計を行って、家計簿のように記録できることをめざしたもので、環境とのかかわりを再確認するための試みです。

府中市でも平成15年12月に環境家計簿を作成しました。各家庭でも、電気、ガス、水の使用量をチェックし、排出される二酸化炭素量を把握して、省エネ、省資源を心がけてもらうことが目的です。

（1） エコハウス設備設置助成事業

地球温暖化防止対策の一環として、個人住宅の環境に配慮した住宅設備設置費用の一部を助成することにより、自然エネルギーの有効活用の促進をするため、平成17年11月9日付で「府中市エコハウス設備設置補助金交付要綱」を施行し、実施しています。 （平成26年度実施概要）

対 象 設 備	補 助 率
太陽光発電システム	1kwあたり2万円で上限10万円
太陽熱高度利用システム	2万円
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	1万5千円
ガスエンジン給湯器	1万5千円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	2万5千円
雨水浸透施設	標準工事費の1/2で上限10万円
雨水貯留槽	本体と架台の購入に要する費用の1/4で上限1万円

用語説明

※ **太陽光発電システム**

太陽電池を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換して発電するシステムです。

※ **家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）**

都市ガス･LPガス･灯油等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させることにより発電するシステムです。同時に発電時に発生する排熱で給湯などに利用することができます。

コージェネレーションとは、1つのエネルギーから、熱や電気など複数のエネルギーを取り出し活用することをいいます。

※ **ガスエンジン給湯器（エコウィル）**

都市ガスやLPガスを燃料とするガスエンジンで発電し、その際に発生する排熱で給湯などに利用できる給湯器です。

これらは、火力発電所の稼働率を下げ、間接的にCO_2排出量を抑制する効果があります。また、電気の消費場所の近くで発電することになりますので、送電ロス（＝送電線の電気抵抗等で失われる電力）も少なくなります。

※ **太陽熱高度利用システム**

集熱器を用いて、太陽の熱を集めて利用するシステムです。

※ **二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）**

二酸化炭素を冷媒とし、空気の熱を利用した給湯器です。

これらは、従来の給湯器よりも熱エネルギーを得る際のCO_2発生を抑制する効果があります。

※　雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させ、地下水のかん養を図る施設です。

※　雨水貯留槽

雨水を溜め、洗車や庭の水まきに使用できるようにするタンクです。水資源の有効利用が図れます。

年度別交付件数推移

対　象　設　備	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
住宅用太陽光発電システム	9	17	6	17	44	89	173	253	163	140	911
太陽熱高度利用システム	0	0	3	0	3	5	2	2	3	5	23
潜熱回収型給湯器	10	126	90	47	17	43					333
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	6	56	38	38	22	54	20	12	33	28	307
ガスエンジン給湯器	0	0	5	8	1	2	0	0	1	0	17
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	0	0	0	0	0	1	33	36	107	135	312
雨水浸透施設	1	3	0	0	0	3	3	0	1	0	11
雨水貯留槽	2	0	2	0	3	4	15	12	13	6	57

対象設備ごとのCO2 排出削減量

対　象　設　備	CO2 排出削減量(kg-CO2/年)	
	平成26年度	平成17年度から平成26年度までの累積
住宅用太陽光発電システム	255，768	1，438，274
太陽熱高度利用システム	2，100	9，660
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	14，000	153，500
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	155，250	358，800
合　　計	427，118	1，960，234

住宅用太陽光発電システムのCO2 排出削減量算定における排出係数：0．382（東京都環境局 「再エネクレジット算定ガイドライン」より）

※　参考資料

「東京ソーラー屋根台帳」（ポテンシャルのシミュレーション方法）、東京都環境局「再エネクレジット算定ガイドライン」、JISC8907：2005「太陽光発電システムの発電電力量推定方法」、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）日射量データベース閲覧システム、環境省「ヒートアイランド現象による環境影響等に関する調査業務報告書」

なお、平成17年度から平成26年度までの累積CO2 排出削減量である1，960，234kg-CO2/年は、一般家庭1世帯あたりの年間CO2 排出量が約5，370kg-CO2 であるため、約365世帯分のCO2 排出量に相当します。

※　参考資料

温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2013 年度） 確報値」

（2） カーボンオフセット

ア　カーボンオフセットとは

地球温暖化は、人間の諸活動の中で排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによって引き起こされ、人類の生存基盤や自然の生態系にも悪影響を及ぼすに至りました。そこで、温室効果ガスの排出量を減らすための国際的な取組みが行われ、平成9年（1997年）の京都議定書では、我が国に6％の削減の目標が定められました。今、国を挙げての低炭素社会の構築に向けた行動・実践が求められています。

このような中で、注目を集めているのが、「カーボンオフセット」です。カーボンは「二酸化炭素」、オフセットは「埋め合わせる」という意味を表わします。まず、諸活動の中で排出をしている二酸化炭素などの温室効果ガスの量を認識（見える化）し、削減努力を行うことが必要です。そして、どうしても削減できない部分を、他の場所でのクリーンエネルギーの導入や二酸化炭素を吸収する森林整備など、排出削減、吸収プロジェクトに投資を行い、それによってもたらされる温室効果ガスの排出削減量や二酸化炭素吸収量で、削減しきれなかった部分を埋め合わせる、これがカーボンオフセットです。

イ　姉妹都市佐久穂町とのカーボンオフセット事業の実施状況

平成23年7月26日に姉妹都市である長野県佐久穂町と締結した「府中市と佐久穂町との地球環境保全のための連携に関する協定」、「長野県の森林の里親促進事業森林整備協定」に基づき、平成27年度までの5年間、市の家庭ごみなどの市指定有料袋の焼却をはじめとする市民生活から排出されるCO_2相当量の一部を、佐久穂町において森林整備を実施することで相殺させるカーボンオフセット事業を行っています。

平成26年度については、新たに佐久穂町の町有林19．71ヘクタールを間伐し、二酸化炭素吸収量は66．5t-CO_2／年となりました。また、平成23年度から25年度までに間伐した60．09ヘクタールについて、平成26年度も185．1t-CO_2／年の二酸化炭素吸収量が認められたため、合わせて251．6t-CO_2／年の二酸化炭素吸収量について、平成27年3月27日に長野県から「森林の里親促進事業」CO_2吸収量認証書の交付を受けました。

森林整備面積及び二酸化炭素吸収量

	23年度	24年度	25年度	26年度
森林整備面積(ha)	19.86	17.25	22.98	19.71
二酸化炭素吸収量対象面積(ha)	19.86	37.11	60.09	79.80
二酸化炭素吸収量(t-CO_2/年)	73.4	129.7	189.4	251.6

（3） 森林間伐体験事業

地球温暖化防止対策の一環として、森林を整備することの大切さを知ってもらうため、姉妹都市佐久穂町で、市内の小中学生を対象とした森林間伐体験事業を平成23年度から実施しています。平成26年度は、7月24日から25日までの一泊二日で実施し、小学生50人、中学生5人、保護者2人の合計57人が参加しました。南佐久北部森林組合の方々に教えてもらいながら、森林を守るためには間伐が必要であり、人手がかかることを体験しました。

府中市の温室効果ガス排出量の推移

［単位：1000t-CO_2eq］

ガス種	基準年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
二酸化炭素 CO_2	917	917	960	986	957	1,023	981	981	1,034	1,030	1,044	1,064	1,052	1,179	1,222	1,111	1,103	1,024	1,118	1,084	1,034	1,041	1,093	1,156
メタン CH_4	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一酸化二窒素 N_2O	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	8	8	8	8	7	7	5	5	4
ハイドロフルオロカーボン類 HFCs	3						3	5	6	7	7	8	9	10	10	10	10	8	23	27	31	34	38	42
パーフルオロカーボン類 PFCs	2						2	2	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
六ふっ化硫黄 SF_6	2						2	2	3	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	936	928	972	998	968	1,035	1,000	1,002	1,057	1,053	1,065	1,084	1,073	1,200	1,242	1,131	1,123	1,042	1,150	1,120	1,073	1,083	1,139	1,207

※ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、及び六ふっ化硫黄については、基準年度を1995年としているため、1994年以前の値は算定していない。

部門別二酸化炭素排出量の推移

［単位：1000t-CO_2］

部門	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
農業・水産業	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
建設業	43	41	38	39	48	28	27	37	21	20	18	19	39	23	15	8	10	33	17	19	24	25	21
製造業	230	234	224	192	217	204	202	219	222	234	218	212	213	211	182	152	142	152	152	137	152	178	202
産業部門計	274	277	264	233	268	234	231	259	246	257	239	234	255	237	200	163	155	189	172	158	179	206	226
家庭	212	223	231	231	236	236	226	222	224	235	244	243	276	304	276	299	271	312	301	296	310	334	362
業務	176	185	201	203	221	215	212	223	226	229	255	249	306	362	331	380	329	373	370	343	334	336	360
民生部門計	388	407	431	434	457	451	438	446	450	464	499	492	583	665	608	679	600	685	672	640	643	670	722
自動車	232	251	264	264	272	274	288	301	302	296	300	297	300	293	279	235	230	217	208	208	200	194	183
鉄道	12	13	14	14	15	14	13	13	12	12	12	12	14	17	14	14	13	16	15	14	14	17	20
運輸部門計	244	264	278	278	287	288	301	314	314	308	312	309	314	309	294	249	243	233	223	222	214	211	202
廃棄物部門	12	12	13	12	12	8	11	16	20	15	14	16	27	10	10	12	26	11	17	14	5	6	5
合計	917	960	986	957	1,023	981	981	1,034	1,030	1,044	1,064	1,052	1,179	1,222	1,111	1,103	1,024	1,118	1,084	1,034	1,041	1,093	1,156

VII　工場･指定作業場の設置状況

1　工場数

（各年度末現在）

	業種＼年度	19年度	20年度	21 年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市所管分	食料品製造業	54	56	50	50	51	52	52	52
	飲料製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	繊維工業	7	7	6	5	4	4	4	4
	衣服･繊維製品製造業								
	木材･木製品製造業	31	31	30	30	29	28	28	28
	家具･装備品製造業	13	13	14	14	14	14	14	14
	紙加工品製造業	2	2	3	3	3	3	3	3
	出版･印刷業	16	16	18	18	18	18	18	18
	化学工業	3	3	3	3	3	3	2	2
	舗装材料製造業	1	1						
	プラスチック製品製造業	13	13	11	11	11	11	11	11
	ゴム製品製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	皮革製品製造業								
	石油･石炭製品製造業	1	1	2	2	2	2	2	2
	窯業･土石製品製造業	21	20	18	17	18	18	17	17
	非鉄金属製品製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	金属製品製造業	54	54	52	52	52	52	52	53
	一般機械器具製造業	27	27	27	27	27	27	27	27
	電気機械器具製造業	69	67	67	67	67	67	66	66
	輸送用機械器具製造業	19	19	19	19	19	19	19	19
	精密機械器具製造業	19	20	19	19	16	16	16	16
	その他の製造業	3	3	6	6	7	7	7	7
	電気･ガス	14	14	4	4	4	4	4	4
	自動車整備業	116	116	117	115	115	116	113	113
	クリーニング業	18	18	19	19	19	19	19	19
	廃棄物処理業	4	4	5	5	5	5	5	5
	その他の業種	7	7	9	9	9	9	9	9
	合　　計	518	518	505	501	499	500	494	495
留保分	飲料製造業	1	1	1	1	1	1	1	1
	一般機械器具製造業								
	電気機械器具製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	合　　計	3	3	3	3	3	3	3	3

2　指定作業場数

（各年度末現在）

	年度 業種	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
市所管分	自動車駐車場	323	327	349	354	358	371	374	384
	自動車ターミナル	11	11	10	10	10	10	10	11
	ガソリンスタンド（ガス）	24	26	28	27	23	23	23	23
	自動車洗車場	7	7	6	6	6	6	6	6
	ウエストスクラップ処理場	1	1	1	1	1	1	1	1
	廃棄物の積替え場所	7	8	5	5	6	6	6	6
	材料置場	70	70	69	69	69	69	68	69
	畜舎	2	2	2	2	2	2	2	2
	めん類製造所	2	2	2	2	2	2	2	2
	豆腐又は煮豆製造所	4	4	4	4	4	4	4	4
	洗濯施設を有する事業場	63	63	62	62	62	61	61	61
	ガスタービンディーゼル機関 ガス機関、ガソリン機関					1	1	1	1
	暖房用熱風炉・ボイラー	36	37	43	44	44	43	43	44
	焼却炉を有する事業場	8	8	6	6	7	7	7	7
	設備用揚水施設を有する事業場								
	病院	1	1	1	1	1	1	1	1
	地下水揚水施設	1	1	1	1	1	1	1	1
	水道施設、工業用水道施設	1	1	1	1	1	1	1	1
	合　　計	560	560	589	594	598	609	611	624
留保分	下水処理場	1	1	1	1	1	1	1	1
	合　　計	1	1	1	1	1	1	1	1

これらの工場・指定作業場は東京都環境確保条例別表第1及び同第2（条例第2条第7・8項）に規定されているものです。

該当する工場・指定作業場を新たに設置する場合、設備の変更をする場合は事前に府中市へ届け出することが義務付けられています。

平成21年度から算出方法を変更したことにより、平成20年度以前と比べ数が大幅に増減している項目があります。

VIII　製品安全3法

平成24年度から、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴い、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の一部が市の事務となりました。

これらの法律のなかで、政令指定品目については、省令で定める技術基準適合確認や販売時のPSマーク貼付等を「製造・輸入事業者」に義務付けており、「販売事業者」は、規制対象の製品にPSマークがついていることを確認して販売を行わなければならない、とされています。

市では、販売事業者に立入調査を行い、違反製品がないこと確認しています。

1　各法に基づく立入調査件数

法律名	立入件数		
	24年度	25年度	26年度
電気用品安全法	3	3	3
ガス事業法	3	3	3
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	3	3	3

2　各法に基づく調査製品数

法律名	調査製品数		
	24年度	25年度	26年度
電気用品安全法	34	31	49
ガス事業法	7	5	6
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	7	8	4

府中市の環境の歴史

昭和 29年（1954）	府中市制施行
昭和 33年（1958）	二枚橋塵芥焼却場の操業開始
35年（1960）	新市庁舎完成
36年（1961）	ラジオ・テレビ雑音防止協力会を設置
42年（1967）	緑の箱を試験的に設置
44年（1969）	衛生課公害係を設置
45年（1970）	衛生課から環境整備課に名称変更
	市の自然調査を実施
	市内で光化学スモッグ被害が初めて発生する
	大気汚染濃度の測定を開始
	東京都公害防止条例が委任される
	市内大工場（6企業）と公害防止協定を締結
	市内の産米中にカドミウムを検出
	府中保健所がカドミウム住民検診を実施
	府中市公害対策本部要綱を制定
46年（1971）	水質分析室を設置
	大気汚染測定車による測定開始
47年（1972）	「府中市自然環境の保全および育成に関する条例」制定
	「府中市中高層建築物に関する指導要綱」制定
	「府中市開発行為に関する指導要綱」制定
	「府中市公害防止資金融資措置要綱」制定
	光化学スモッグ対策で酸素吸入器を配備
	樹木調査と樹木保存奨励制度発足
	自然環境市民会議が発足
	府中市に東京都の大気監視測定局を設置
48年（1973）	「府中市公害防止要綱」制定
	立川段丘崖の一部を市が買収
	市内大手企業（8企業）と緑化協定締結
49年（1974）	府中市が引き続きカドミウム住民検診を実施
	環境整備課から自然環境課に名称変更
	第1回多摩川清掃市民運動始まる
	市民花壇第1号を朝日町に設置
51年（1976）	四谷清掃工場が稼働
	第1回府中をきれいにする市民運動始まる
54年（1979）	緑のマスタープランが完成
	資源再生利用補助金制度が発足
55年（1980）	公共施設での有リン洗剤を使用中止
56年（1981）	ホタルの養殖成功
57年（1982）	市内水道用井戸からトリクロロエチレンを検出
58年（1983）	自然環境課から環境保全課に名称変更
	市内事業所（26か所）と環境保全協定を締結
59年（1984）	三多摩地域廃棄物広域処分場が開設
	四谷小、第八中でイネ科の植物による花粉症が発生
	デポジット・リファイル・システムの導入
61年（1986）	環境測定車「おおぞら号」が稼働
62年（1988）	市が「緑の都市賞」（主催(財)都市緑化基金、読売新聞社）を受賞
平成 2年（1990）	押立町、武蔵台に大気汚染測定局を設置
	「建築物等の工事に伴うアスベスト飛散防止対策指導要綱」

平成 2年（1990）	制定に伴い、市に委託される
	市民による酸性雨調査を実施
平成3年（1991）	教育センターに酸性雨自動測定機を設置
	「ふちゅうグリーンフェスティバル91」を開催
	東京農工大学と酸性雨共同研究を実施
	東京都より大気汚染同時通報受信装置37台を移管される
	大気汚染同時通報受信装置15台を購入
4年（1992）	四谷に大気汚染測定局を設置
	第1回ラブリバー多摩川実施
	飼い犬、飼い猫の去勢、不妊手術費の一部助成制度施行
5年（1993）	朝日町に大気汚染測定局を設置
	雨水浸透施設70基を市内に設置
6年（1994）	雨水浸透施設88基を市内に設置
	地下水のばっ気処理装置を設置し浄化開始
7年（1995）	雨水浸透施設設置助成制度開始
11年（1999）	「府中市環境基本条例」制定
	府中市環境審議会設置
	大気汚染測定車を購入
12年（2000）	府中市環境基本計画素案検討会設置
13年（2001）	府中市職員エコ・アクションプラン策定
14年（2002）	ISO14001の認証の取得（府中市役所本庁舎、
	府中駅北第2庁舎、府中市立中央図書館）
15年（2003）	府中市環境基本計画策定
	「府中市まちの環境美化条例」制定
16年（2004）	府中市環境行動指針策定
17年（2005）	ISO14001の認証を更新
	府中市エコハウス設備設置助成制度開始
	（同時に、雨水浸透施設設置助成交付要綱廃止）
18年（2006）	第1回「府中環境フェスタ」の実施
	府中市環境推進協議会設置
19年（2007）	「リサイクル＆環境フェスタ」（第2回環境フェスタ）の実施
20年（2008）	ISO14001の認証を更新
	環境保全課から環境政策課に名称変更
	お瀧湧水復活事業で、雨水浸透施設109基を市内に設置（公園に8基）
	西府駅公衆トイレ設置
21年（2009）	「～あきかん～第1回府中エコ博」の実施
22年（2010）	庁用車として電気自動車（愛称：エコちゅう）を導入
	第1回市民セミナー「地域で考える～飼い主のいない猫」の実施
23年（2011）	府中市地球温暖化対策地域推進計画策定
	ISO14001の認証を更新
	第3次府中市職員エコ・アクションプラン策定
	組織改正によって環境政策課に自然保護係が編入される
	テレビ放送が地上波デジタル方式に完全移行
	府中市環境保全活動センターを開設
	東日本大震災に伴う放射能測定
	姉妹都市佐久穂町とのカーボンオフセット事業の実施
24年（2012）	自動車騒音常時監視等が権限移譲により業務開始
	「府中環境まつり」の実施
25年（2013）	テレビ送信を東京タワーから東京スカイツリーに全面移行
26年（2014）	第2次府中市環境基本計画策定、府中市環境行動指針策定
	ISO14001の認証を更新
27年（2015）	府中市生物多様性地域戦略の策定

府　中　の 環　境

発行日/平成27年9月　編集・発行/府中市生活環境部環境政策課
〒183－0056　東京都府中市寿町1丁目5番地
電話　(042)364－4111(代表)、335－4195(直通)
FAX　(042)361－0078
ホームページ　http://www.city.fuchu.tokyo.jp/
E メールアドレス　kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp

ほっとするね 緑の府中

府中市

環境にやさしいまち

JQA－EM2175
府中市役所で実施する事務